

北海道水産税史

—北海道租税史(一)—

西野 徹 雄

〔前研究部長〕

目次

はじめに……………五

第一章 松前藩の租税・財政制度……………六

(一) 松前藩の形成……………六

(二) 松前藩と石高制……………九

(三) 鷹・木材・砂金……………三

(四) 商場知行制……………三

(五) 場所請負制……………五

(六) 第一次幕領と場所請負制度……………六

(七) 開港期と場所請負制度……………三

(八) まとめ……………三六

注(一)……………三七

第二章 海産税・北海道物産税……………三六

(一) 場所請負制の廃止と漁場持……………三六

(二) 海産税から北海道物産税への整備……………三六

(三) 北海道物産税の名称……………三六

(四) 北海道物産税の徴収機関と納期……………三六

(五) まとめ……………三五

注(二)……………三五

第三章 北海道水産税……………三六

(一) 北海道庁の上申とその背景……………三六

(二) 大蔵省からの請議……………三六

(三) 内閣での審議……………三七

(四) 元老院での審議と法制局での再修正……………三七

(五) 課税物品……………三七

(六) 納税義務者……………三七

(七) 水産物営業者組合・収税委員……………三六

(八) 課税標準・納期……………三六

(九) 北海道水産税の地方税移管……………三六

(十) まとめ……………三六

注(三)……………三六

第四章 地方税時代の水産税……………三六

(一) 地方移管後の水産税……………三六

(二)	大正十一年北海道庁令三十号以後	一〇〇
(三)	その後の拓殖計画	一〇四
注(四)		一〇七
第五章	北海道諸産物出港税・船税	二〇〇
注(五)		二〇六
おわりに		二一〇
参考文献		二二三
表目次		二二六
表		二二七
年表		二九〇
〔補遺〕樺太の租税制度		二〇六

はじめに

わが国は所得税を、先進国の中でも早期に導入したが、その理由の一つとして、北海道物産税の減税が広くあげられている。しかし、全国的視野から眺めると、北海道物産税の比重はそれほど高くはない。

一方、北海道物産税は、北海道の物産に対し賦課され、他藩の正租に等しく、松前藩時代の運上金に源を発し、かつ古い色彩を数多く残している税である。北海道物産税が所得税創設を含む一連の税制改正の中で北海道水産税となつたわけであるが、それでも昔の色彩を多く残している。この北海道水産税も、日清・日露戦争という税制変動期に地方税へとかわる。むしろ、その収入は北海道の開拓に使われていたのであり、本来の姿に戻ったともいえる。こうした流れを通してみると、日本で租税国家がどのようにして建設され、また、租税法律主義が浸透していったかを研究することもできよう。

おりもよく、税務大学校租税資料室には、「北海道水産税」と題する綴り（以下、「税則資料」という。）など、明治期の関係資料が多数収集されてきた。そこで、松前藩時代から北海道水産税が地方税に移管されるまで、税が、いかに変化し、どのように運営されていったか、租税法律主義がどのように浸透されてきたか等を、北海道水産税を通して眺めることにした。

この論稿は、札幌国税局藤枝茂氏、北海道立文書館佐藤京子課長、鈴江英一係長および遠藤龍彦主任、税務大学校札幌研修所の方々、研究部高橋・毛利両教育官及び井上一郎研究調査員の大きな協力を得た。ここに記し、感謝の意を表したい。あわせて、「税則資料」を提供された堀彦久氏に感謝の意を表す。

第一章 松前藩の租税・財政制度

(一) 松前藩の形成

(1) 北海道には、安政六年(一八五九)から慶応四年(一八六八)における奥羽諸藩による蝦夷地分類支配の時代、寛政十一年(一七九九)から文政四年(一八二一)および安政元年(一八五四)から安政六年(一八五九)における幕府直轄領の時代とを除き、藩は松前藩しか存在しなかった。松前藩は形成過程はもちろんのこと、財政構造も内地の藩と異なり特殊であると、言われる。⁽¹⁾

北海道は、若狭湾をかなめとする日本海商圏の北上によって、室町初期より内地の社会と結びついた。両者の商品流通は、海産物に富み天然の良港を持つ箱館方面と岩木川河口の十三湊の結びつきで始まる。そして、道南地方には、一六世紀当初には既に箱館方面と松前方面に二つのアイヌ人の大勢力があったようである。⁽²⁾

一五世紀には、通商に便利な道南の港に港町が形成され、それぞれに館が築かれた。その中で十三湊を拠点に蝦夷地を支配していた安東氏は、嘉吉二年(一四四二)道南に根拠を移した。安東政季は、康正二年(一四五六)館主を下之国・松前・上之国に三分し、各々に「守護職」を置き、管轄領域での商船から徴税する権利を認めた(「新羅之記録」)⁽³⁾。この収税は、安東氏の代官が徴収していたものと認められ、後の沖ノ口銭の原型である。⁽⁴⁾

アイヌとの戦いが激化する中で安東氏は秋田に戻った。その中で、館主の一人武田信広は、アイヌの首長を討ち、これに乗じて蠣崎氏に入婿し上之国守護職となる。さらに、永正九年(一五二二)から永正十二年(一五二五)にか

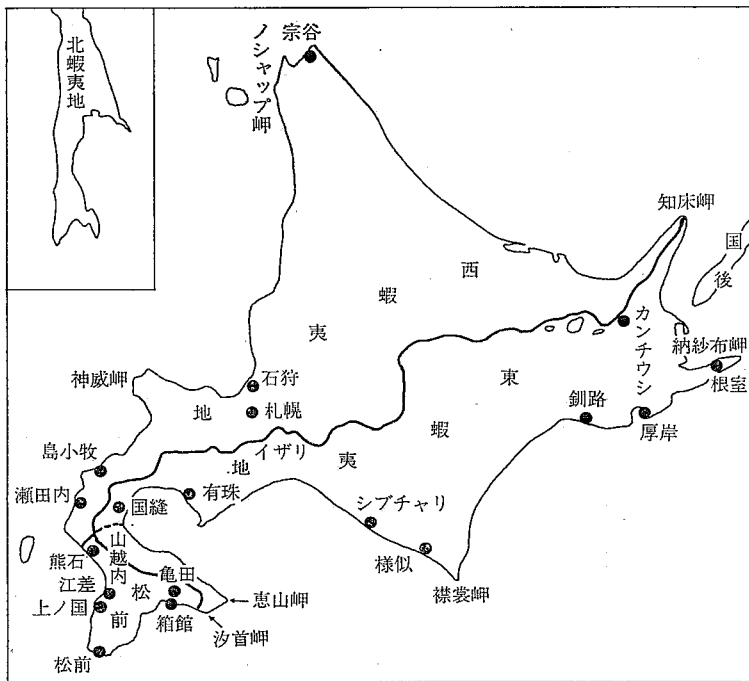
けてのアイヌとの戦いの中で、蠣崎光広は松前之守護職となり、さらには下之国守護職をも服属させた。⁽⁵⁾ こうして、武田信広の子孫は三守護職を一手に納めたものの、必ずしも立場が強いものではなかったらしく、永正十一年（一五一四）、安東尋季（当時、秋田県能代市内の檜山に拠る。）から、大館（現在の松前）に「役職人」を置き、「諸国より来る商船旅人をして年俸を出さしめ、過半を檜山に上る」ことを条件に「狄の嶋を良広に預け賜ひ、宜しく国内を守護すべきの由判形」を認めてもらったのである（「新羅之記録」）。さらに、天文十九年（一五五〇）、蠣崎季広は、東部・西部両集団の首長と、大館での領主的取り分を毎年献上することを条件に和解した。

この時から、大干軒岳連峰で画された松前半島の西半分（天の川と知内を結ぶ線以南）が和内地と呼ばれるようになる。この地域が通常、松前と呼ばれる地域である。和内地は、和人と少数のアイヌ人から成り、その他の地（蝦夷地）は、ほぼアイヌ人から成っていた。⁽⁶⁾ 和内地に於ては、内地と同様に人別帳作製・宗門改め等が行われていたが、藩財政を支える程度の農業生産は行われていなかった。

(2) 天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉の関東・東北征服の中で蠣崎慶広は、同年一二月秀吉に謁し、従五位下、民部大輔に任ぜられ「狄之嶋主」の待遇を受けている。この際は、安東氏の了解のもと、日本海の海運で結びつきの強かった加賀や越前の大名の手づるで、秀吉に謁することができたと言われている。⁽⁷⁾

文禄元年（一五九二）、蠣崎慶広は肥前名護屋へ参陣する。翌二年正月再び秀吉に謁し、朱印状を受け、従来より徴税してきた船役が既得権として保証された。すなわち、交易徴税権が承認されたのである。重ねて、同年冬、蠣崎盛広も朱印状を受け、蠣崎氏は松前でのアイヌとの交易権を占有することになった。⁽⁹⁾

蠣崎慶広は、徳川家康の意向により慶長四年（一五九九）松前氏に改姓した後、慶長九年（一六〇四）には、商人



出典：榎本守恵「北海道の歴史」

図1 東西蝦夷地の境界

が渡海し蝦夷地で通商行為を行うことも禁ずる家康黒印状⁽¹⁰⁾を得ている。家康黒印状は、歴代將軍の松前氏宛の朱印状と同一内容であるが、支配領域が明示されず、石高の表示もない。この形式は、他⁽¹¹⁾に対馬藩にしか例がない。松前藩は、蝦夷地交易を独占できることとなった。

なお、前述の和人地の安全を図るため、松前藩は和人地の拡大を進める。寛永十年（一六三三）に津軽海峡ぞいに亀田まで和人地を拡大して「東在」とする。日本海側では、寛永二十年（一六四三）、藩境は天の川から熊石に北上した（ここまでが「西在」）。この結果、渡島半島の脊梁山脈までが和人地となる。この和人地のあり方は、東蝦夷地が幕領となった翌年の寛政二年（一八〇〇）ま

で続く（蝦夷地各部の名称については、図1参照）。

(二) 松前藩と石高制

(1) 寛政一二年（一八〇〇）までの和入地は、ほぼ鳥取県の面積に等しいのにもかかわらず、石高制が定められなかったのは、漁業・林業・畑作が行われ、水田農業が行われていなかったからと、する人が多い。たしかに、北海道で水田農業が行われるようになったのは、はるかに後日のことである。

幕藩体制社会の特質を端的に示すと言われる石高制は、天正一〇年（一五八二）に始まる太閤検地の全国的施行を契機として、日本全土にわたり成立したものである。すなわち太閤検地は、豊臣秀吉より検地奉行に交付された「検地掟目」にしたがって統一的に施行され、全耕地の石高（法定收穫高）が確定された。そして、確定された石高に基づき、大名の所領の所在地および石高が指定され、知行給付されたことは、まちがいないようである。⁽¹²⁾ただし、石高制は太閤検地以前に既に成立している可能性が指摘されている。⁽¹³⁾

石高制の成立過程をみる限り、秀吉の天下統一の根拠地である近畿地方とその近国においてまず成立し、天下統一に必要な兵糧を確保するという要請に応じている。また、大量の兵糧米を換金しうる市場としては、京都・大津・奈良・堺といった都市以外には無かったはずである。上杉・島津ら有力大名が京周辺に在京賄料の地を持っていたのも、十分に換金できる地が国元に少なかったからである。その結果、石高制は、米・大豆という兵糧手段の確保という、戦時非常的な年貢制を伴っている。⁽¹⁵⁾そして、関ヶ原役以降も石高制が維持されたのは、兵農分離により家臣団が都市に住むことになった状況下で、当時の都市の農産物需要が米に相当大きな比重をかけ、かつ米の方が換金しやす

かったことが大きな原因であると指摘⁽¹⁶⁾されている。

そうすると、石高制は、田も畑も米を生産するものと擬制し、法定の米の收穫高を算定し、それによって土地の生産力を把握するものである⁽¹⁷⁾。そして、水田の他にも山林・原野・屋敷地などを含めて、社会の総生産力を石高が示している。それならば、社会の総生産力を他の方法で把握しても、一種の石高制である。

ところで、江戸時代にも江戸・京・大阪等の都市において税を課されなかった例⁽¹⁸⁾が多数あり、それぞれ法令が出されている。そうした税を課さない例を放置することは租税国家の原則に悖るとして、明治政府は、人及び土地に関する免租の例を廃止させる⁽¹⁹⁾。このことはさておき、布令が出されること自体、課税できるものとの認識があるのであって、それ故に江戸・大阪の町民には、代りに国役、運上冥加を課し、町の会所の経費や自身番の経費を負担させており、江戸時代でも課税は米に限られていない。

(3) こうした石高制に基づく年貢が、地租改正によって近代的な地租に革められ、日本に租税国家が形成される。すなわち、「明治財政史」第六編第一章第三節「地租」が、「明治ノ初メ政權ノ朝廷ニ帰スルヤ従来ノ弊害多キ租税制度ヲ釐革シテ全國均一ノ法則ヲ設クルコトハ庶政中最モ必要ノ事ナリ」の文言で始めているように、租税国家の建設に明治政府は、全力を傾けた。

その中で、集議院判官神田孝平の「田租改革建議」⁽²⁰⁾(明治三年六月)が、租税国家の建設に大いに貢献した。「田租改革建議」は、米納の弊が大変多いが、それは山林田畑等一切米を以て税となす故であり、この弊害を除くために、新たに土地の売買を許し土地所有者に地券を交付し地租は地券記載の地価に応じて金納させるべき旨、強調する。そして、「此法田地ノミナラス畑野山町在人家土蔵、渡場、物揚場等一切地著ノ租税ニ通用スヘシ最モ簡易明白ノ法ナレ

ハ是迄ノ如ク精幹廉直ノ吏ヲ選ムニ及ハス」とし、一切の土地に新しい税法を適用すべきであるとしている。鋭意、地租改正が進められて、明治六年（一八七三年）地租改正条例が發布される。

地租改正について「明治財政史」は相当多くの頁を割いている。その中で、地価算出の方法について、「先ツ田地一段歩ノ收穫ヲ石代ニヨリテ金錢上換算シ種子肥料、地租及ヒ村費ヲ控除シタル残額ヲ純収益トシ之ヲ一定ノ利率ニヨリテ還元シテ地價ヲ求ム」と要約している。又、地租を課すべき物体につき、「是ヨリ先キ地租ハ土地ノ收穫ヲ標準トシテ之ヲ賦課セシカ改正法ニ於テハ土地ノ價格ニ應ジテ課税ス」⁽²³⁾ともする。すなわち、明治政府は、收穫そのものではなく、土地の価格の背後にある収益に担税力を見出そうと、しているように思われる。そうであれば、耕地であるか否かは関係がなくなる。現に、松前藩が運上を徴していた鯨漁場や昆布場所も、収益が見出される限り地租の課税対象となるのは当然である。そうした場所が地租の課税対象となるのか、当然論議されたはずである。

(4) 明治政府が地租改正においてモデルとした世界各国にも、地租が存在している。そして、そこでの地租の課税標準は、土地の面積・等級・收穫高・地価ないし賃貸価格に求められている。石高制のもとでの年貢や地子も同様の課税標準である。

こうした租税を、個別の収益に着目して課税されるか、資産所有という事実に着目したのかによって区別する⁽²⁴⁾のは、後世の学者の話であるが、為政者は無意識的に担税力を何に見出すか検討したはずである。豊臣秀吉の時代は武力で統一する時代であるから米が基準となり、徳川幕府になっても米が当時の主要産業であり米の換金性が高かったことから、米が担税力把握の中心であり続けたのである。それを補うべく、各種の雑税が米以外に担税力を見出して課税されたのである。

松前藩は、その成立の経緯からして漁場と通商に担税力を主として見出している。だからこそ松前地方に対しても米によって生産力を推定せず、石高制が施行されていないのではないかと、解される。もつとも、大名である以上、軍役の負担や江戸城での席次に関係があるため、松前藩は、石高制に大変な関心を持ち続けた。⁽²⁵⁾

(三) 鷹・木材・砂金

(1) 松前藩は、水産物だけを課税対象としたわけではない。たとえば、寛文期頃の藩主財政(歳入分)はアイヌ交易の御手船八〜九艘の徳分一〜二千両、鷹の代金一〜二千両、松前地の沖ノ口・百姓諸役六百両である。⁽²⁶⁾ 寛文十年頃は、松前地より七百両、鷹の代金二千四〜五百両、御手船七〜八艘一〜二千両である。⁽²⁷⁾

このように、当初は鷹の収入の比率が高く幕府からの恩借米返済として鷹が充てられたこともある。⁽²⁸⁾ 鷹を捕獲するための鳥屋は、約三〇〇ヶ所に達し、約三分の一が藩主やその一族で占められた。⁽²⁹⁾

松前藩の歳入において、鷹が相当の比重を占めていたのは、鷹狩に用いられる大鷹が北海道に於いて盛にとられたため、また鷹が権力の象徴として価値が高かったためである。將軍への献上が多いのは当然であるが、大名等にも献上された。松前から江戸・京に至る宿場に対し、宿泊及び鷹の餌の馳送を命ずる達しが出されたほどであった。⁽³⁰⁾ 鷹の献上も、綱吉期の生類隣れみの令によりいったん停止された。生類隣れみの令が復活されても、歳入に占める比重は旧に戻らなかった。⁽³¹⁾

(2) また松前藩は、砂金等の鉱業を直営していたときもあるが、比重は、それほど高くない。⁽³²⁾

むしろ、林業に力を入れている。元禄四年(一六九一)には既に檜山奉行が置かれ、蝦夷地の森林も管理させてい

た。しかし、享保当時、山師の総石役金高は千両あれば上々で、⁽³⁴⁾中期以降には森林の保護育樹に重点を移していた。⁽³⁵⁾

(四) 商場知行制

(1) 松前藩は、立藩の経緯よりして、商業及び漁業をもって立藩財政の藩是としている。すなわち、北海道の海岸を大小の漁場に区分し、自己所領の外家臣に対し士分の高下に從って分与した。藩主直轄地を「直領(御直領)」、臣領地を「給所」といい、和人地では一般に采邑を「封」また臣領地の場合はこの外「知行所」ともいい、蝦夷地では一般に采邑を「場所」または「商場」という。場所は、和人地に直領が多く、給所は少なく、蝦夷地はその反対である。⁽³⁶⁾慶長・元和期(一五九六〜一六二三)には家臣化した一族に商場が宛行われ、元和と寛永期(一六一五〜一六四三)には藩主直系の新参家臣に宛行われた。寛文期(一六六一〜一六七二)までに、商場知行割の基本形態が完成し、元禄四年(一六九一年)頃に確立する。厚岸(東蝦夷地)・湧別(西蝦夷地)には寛文九年(一六六九年)までに到達した。⁽³⁷⁾宝暦四年(一七五四)には国後島に、寛政二年(一七九〇年)には樺太島に到達している。そのほか、商場の給付にかえ、粟米を給付される者(II切米扶持の武者)が多数存在している。(人数的には後者が多い。ほかに徒士・足軽がいる)。

このように、松前藩は、対アイヌ人交易独占権を知行として藩士に分与したが、それぞれの藩士の交易権の機能しうる範囲が、商場とよばれる。和人地住民に対する雑税の課税・内地より出入の商船並びに旅人に対する課税(沖ノ口口銭)がないではなかったが、商場における産物交易による収益が、主要な部分を占めていた。また、本州各地の辺境後進地帯では農業兼業の武士が多かったように、松前藩には漁業兼業者がいた。そして、漁民が百姓と呼ばれ、

鯨や昆布などを年貢として上納したとの記録⁽³⁸⁾があり、海産物が年貢のかわりをしていただけがわかる。

知行の内容は交易に限られ、交易船数も制限され、一商場に派遣できる商船(三五〇石程度の船)は夏の一艘に限り、蝦夷の生産活動を阻害しないように心がけていた。船には役人(足軽クラスが大半)が一人乗り、藩主の名代として儀礼を伴った交易をしていた。他方、砂金・伐木、著しき鮭場・鱒場は藩主支配で、狐虎・熊胆なども軽物と唱え、領主の収納となるべきものであった。このような条件のもとで、藩士は城下で購入した本州産商品を船積してアイヌ人と交易して、入手した生産物を城下で商人に売って利潤を得た。⁽³⁹⁾

享保二年(一七一七年)当時の交易品は、「松前蝦夷記」によれば、概略、表1の通りである。⁽⁴⁰⁾

なお、留意すべきことは、まず、アイヌ人に対しては課税せず、交易する利益の中に含めて徴収している。第二に、昆布取税などの雑税も課せられはじめているらしいことである。⁽⁴¹⁾ 第三に、双務的交易である以上、取引は本来対等である。和人商品の価格を強引に引上げれば、相手に不満をいだかせることになる。⁽⁴²⁾

(2) こうした過程の中で、内地の本店の支店として誕生した松前の問屋は、船手より移入しまたは船手に渡されるべき貨物を沖の口番所に届けて検査を受け、沖ノロ口銭その他の諸役金を取り立て番所に納めた。蝦夷地に往来する船船に対する手続も代行している。また、難破船の救助や禁制品の取締りも担当した。これらの義務を果す代償として、船手と人民の間に立って貨物の売買を仲介し、規定の間屋口銭を保障された(掟書の古いものとしては、「松前福山諸掟」に記されている元禄二年一二月の違がある。⁽⁴³⁾ この間屋口銭は、関税ではなく保障されたマージンである点で、沖ノロ口銭と異なるが、時に混同されることがある。

こうした商人の中心となり、松前と上方との商品流通の中心となったのが、近江商人である。近江商人は、両浜組

という組織をつくり、両浜組は松前藩から多くの特権が与えられている。⁽⁴⁴⁾

(五) 場所請負制

(1) 知行主は、自ら又は代理人によって蝦夷地と交易を行なってきた。しかし、交易に要する物品の仕入れはもとより、交易された産物の売捌にいたるまで、問屋に依存し、⁽⁴⁵⁾ 交易の船も制約されていた。

貨幣経済が盛んになるにつれて藩も含めた知行主の経済は苦しくなり、借財も重んできた。そのため延宝・元禄年間（一六七三～一七〇三）頃から、松前藩は夏商船一艘の原則を崩し、蝦夷地への交易船を増船することを認める。

さらに、享保二年（一七一七）頃から、商人よりの債務の弁済に苦しむ者、日用品の年中の総支払のための差引計算の方法として、あるいは商人に托した方が有利と判断した者等が、一定期間一定の運上金や附加貢租の負担を条件に、場所の交易権を譲渡する例が出現する。これが場所請負制である。

すなわち、運上金上納の引当てとして、知行地経営権を商人に委ね、生産力の低下で収益の激減した商場から定収入を確保せんとする。そして、希望する「場所」を「松前の町人ともその地頭へ願ひ出で、蝦夷を介抱いたし運上金若干を献せんと言いその場所の広狭富乏によって運上金を定め、是を請負という（略）領主、家臣ともに其の領地を町人の請負のもの共に渡し運上金を取揚て是を租税とす」ようになったのである（「蝦夷草紙」⁽⁴⁶⁾）。

(2) 一方、場所請負を「松前蝦夷記」は、「商人船に運上を取り其の場所を相渡す」と表現している。すなわち、知行主が和人であれば運上金に相当する交易の一定利益（松前藩は、蝦夷よりは租税の形では徴収しない方針を、一貫しとっている。）の収納を、商人に請負わせるものであり、運上さえ上納すれば残余は請負人のものである。そこか

ら交易する建物を、運上を収納する家という意味で「運上屋」と呼び、準藩庁ともよぶ機能をもつに至っている。運上屋のある地に、今の税務署が多数あるのも何かの縁であろう。また、残余を最大にすることを請負人が考え、大網の使用等の漁獲方法の改善、加工品の種類の増加や改良を行ない、蝦夷住民の使役の強化を考えるようになるのは、自然の流れである。⁽⁴⁷⁾ 場所の蝦夷が困窮しないよう義務づけられていたが、空文になりがちであったようである。⁽⁴⁸⁾

要するに、場所請負制度は、交易による一定利益の収納を自己に代って商売人に請負わせるもので、実質的には租税請負制度である。⁽⁴⁹⁾ 日本でも、鎌倉初期、地頭が定額年納を上納することを条件に荘園の支配権を本家より委任されていた。北海道水産税が、水産物営業人組合を活用するのも、この方式を参考にしたのかもしれない。もっとも、本州各地で年貢を商人に請負わせた例があるので、⁽⁵⁰⁾ 松前藩だけが例外ではないが、主要部分をしめる点で、かなり異例である。

(3) 場所請負制度は、享保二年(一七一七)頃始まり、元文二年(一七三三)頃までに確立し、全藩領で実施された。⁽⁵¹⁾ 当時、瀬戸内・近畿地方では、油・藍・綿などが、干鰯を肥料として、元禄より盛んになっていた。ところが、享保頃には干鰯が不足気味になり、安価で肥料としても優秀な蝦夷地産魚肥が要求されるようになっていた。⁽⁵²⁾ さらに、西回り航路が整備され、千石船が北前船の主力となり、享保の初頭には蝦夷地産品が大阪市場と結びつくようになっていた。

また、元文五年(一七四〇)には、幕命により煎海風、白干鮑、昆布などの蝦夷地産品が長崎俵物となり、中国貿易の中で重要な比重をしめるようになってきた。はじめは近江商人(実質的には両浜組)が一手に買い集め長崎に送ったが、やがて長崎商人の直買となった。後には、俵物買入れを幕府直営とし、箱館に会所を設けて直買するまでに

なる。天明五年（一七八五）のことである。⁽⁵³⁾ こうした中で、場所請負制に転換した。

なお、一般和人の蝦夷地入りは、鯨漁においても長らく禁じられていたが、その後不漁のため臨時に年々納税して蝦夷地に出漁することが、次第に許可されるようになる。その際、請負人の下に企業家として参加する場合は漁獲物の二割を請負人に貢納し、残りの八割を自分の所得とした。これが二八取りといわれるものであるが、場所によって率が異なっている。この方法は、開港期になるにつれて増加するが、藩（ときには幕府も）は許可料を別に徴収している。漁夫として雇われる者も多かった。⁽⁵⁴⁾

(3) 海保嶺夫氏の研究によれば、契約期間は三年、運上額は各場所五〇〜一〇〇両である。⁽⁵⁵⁾ また、南鉄蔵氏の研究によれば、運上金は二十両くらいより四百両くらいまでが普通のようにで、運上金の外に「給地ヨリ出ル所ノ昆布・鮭・鱒・魚油ナト好ミニ応シテ其ノ主人（知行主）取揚」て、更に冥加金も附加徴収されている。請負人は一人で一場所のほか數十ヶ場所を兼営し、期間は五年、七年、あるいはそれより長いものもあり、満期になれば更に契約を更新し同一人又は他の商人と交代している。請負人は当初は指名により請負った。⁽⁵⁶⁾

場所請負制へ転換する時期に、昆布浜役・薪役・穀物役・鱈取役・出油役・入酒役などが増徴された。⁽⁵⁷⁾ 享保四年（一七一九）には収納量が固定していた鯨役（西在で干鯨一四丸、東在で七丸）が自家消費分を除き一率に一五分一役に増税された。⁽⁵⁸⁾ 享保二十年（一七三五）には沖口入後役を設ける（その後一時廃止したが復活）とともに、松前・江差・箱館の三港問屋に株仲間を結成させ、商品流通に伴う税収を確実なものとした。⁽⁵⁹⁾

こうして、享保五年（一七二〇）の藩主交代時には藩庫には一〇〇〇両余しかなかったが、寛保三年（一七四三）の藩主交代時には一万両以上の蓄財となったと言われる。⁽⁶⁰⁾ この背景にも西回り航路の発展およびそれに伴う漁業の発

展があげられる。

(六) 第一次幕領と場所請負制度

(1) 場所請負制が成立した元文四年(一七三九年)頃、既にロシアはカムチャッカを一六九九年に征服し、この地のコリヤーク族にヤサーク(毛皮税)(現存する税である。)を賦課するとともに南下していた。一七六八年、ロシア人は択捉島のアイヌ人にヤサークを課したが、一七七一年アイヌの抵抗を受け、中止した。安永七年(一七七八年)には、ヤクーツク商人が、松前藩に對日通商を求めている。

こうした中で、安永三年(一七七四)、飛騨屋久兵衛は、藩に對する貸付金とひきかえに、厚岸・霧多布・国後の各場所の請負権を得たが、翌年(一七七五)アイヌの首長の抵抗を受けたため、数年間、国後場所の経営ができなかった。⁽⁶¹⁾

天明五年(一七八五年)、幕府により蝦夷地の調査が行われたあと、飛騨屋は、天明八年(一七八八年)は国後島で魚肥生産を開始する。しかし、国後島と目梨(知床半島)の飛騨屋の施設がアイヌ人によって襲われる事態が発生する(一七八九年)。征夷大將軍という名前の本質に抵触する問題として、事態を重視した幕府は、直ちに津軽・秋田・南部三藩に松前藩を支援するように命じると共に、厚岸以東と宗谷地方に於て「御救交易(幕府の場所直営)」を行ない、アイヌ人に対する取扱いを是正しようとした。なお、天明六年(一七八六)の請負制度については、白山友正氏の研究がある。⁽⁶²⁾

ラックスマンが一七九二年に來航した他にも、他の外国人が北海道周辺に出没したので、幕府は寛政十一年(一七

九九年）一月、東蝦夷地と東在を仮直轄し箱館を拠点とする。ついで、享和二年（一八〇二年）東蝦夷地、東在が永久上知となり、代償として武蔵国内に五千石の給知が松前藩に与えられている。さらに、文化四年（一八〇七年）三月、幕府は、西蝦夷地、西在も収公し、松前藩を陸奥国伊達郡（福島県）梁川へ転封している。⁽⁶³⁾ こうした動きの背景には、田沼時代に極に達した財政窮乏がある。それゆえ、綿密な蝦夷地の調査や再三にわたる蝦夷交易が行われ、田沼以後の政権にも継承された。⁽⁶⁴⁾

(2) 東蝦夷地において、場所請負制を廃止し、各場所において請負人が魚肥生産のために設けた運上屋を接収し、評価の上賠償を行なったうえで、会所と改め、それを拠点に幕府自身が経営にあたった。幕府は江戸会所を設けて総元締めとし、広汎に配備された取扱機関を通じ直捌全場所への仕込品の買付けをなさしめるとともに、直捌地よりの総出産物を売捌かした。交易比率も蝦夷に有利に改め、貯蓄心をも起さしめ、交易物資も潤沢に仕入れ、漁法も教え、漁業を奨励したし、官船も建造し大規模な輸送も始まり、箱館からは東へ行く道路を開削した。さらに、場所の取締りも嚴重になされた。こうして、東蝦夷地の生産高は、従来西蝦夷地の半分であったものが、ほぼ匹敵するまでになった。

西蝦夷地では、場所は従来通り場所請負人に託し、蝦夷に対し不正が行われぬように官吏をして監督した。請負人の力が強く、幕府が直捌をするまでの利益が見込めなかったのであろう。⁽⁶⁵⁾

こうした直捌により、四〇万両余が幕府の益金になったと言われる（「蝦夷地御用金取調」文政六年（一八二三））。しかし、国庫支出金の利子及び松前氏の転封で給付した領土からの物成の減少を考えると、幕府にとってそれほどの利益は上っていない。⁽⁶⁶⁾

箱館売却の場合、これまで沖ノ口口銭は箱館及び福山の二カ所で納付しなければならなかったが、箱館が幕府の直轄となったので、箱館側は箱館沖ノ口だけで済むことになった。その反面、松前藩としては箱館で沖ノ口口銭を収納しえなくなり大減収となった。松前藩は、儉約令を施くとともに、沖ノ口諸役を強化するのに追い込まれた。

(3) 單純民營に比し直捌の利益が予測したほどでなく、交易により得た産物を商人の手を経て売却する等の手間も要したことから、幕府は、文化七年（一八一〇）開発に功績のあつた高田屋嘉兵衛に択捉島の請負を命じ、直捌廃止の第一歩を踏みだす。ついで、同九年（一八〇三）九月、松前役所において合理的な入札請負が開始され、翌一〇年一月実施にうつされた。山越内より三ツ名までは小場所であるため一人で二、三カ所を請負い得るが、その他は一人一カ所を原則とされた。さらに、西蝦夷地は従来福山の商人に限って入札せしめていたが、今後は東蝦夷地とも福山箱館の者も随時に入札すべしとされた。その運上金の納入役所は、松前・箱館いずれでも便宜の箇所できいとされるなど多くの改良が加えられた。⁽⁶⁷⁾ その結果、東西蝦夷地の運上金は約二万二百両、北蝦夷地約一千両と、寛政十一年の約六倍となった。⁽⁶⁸⁾

なお、直捌により、藩士に知行として分与する必要がなくなったことを契機に、場所の統廃合が行われている。千歳川添のユウフツ場所一五カ場所は寛政一二年に一場所に、石狩川流域一三カ場所は文化八年三人請負、更に文政四年には一人請負となっている。このほかにも併合された場所も多い。文政年間の場所請負の状況については表2参照。

(4) ロシアとの紛争もおちつき、蝦夷地からの直捌の成果もある程度立った頃、松前藩側の運動もあり、文政四年（一八二二）一二月、全島あげて松前藩に返還される。引継の際、幕府は直捌を遺失なく相守るべき旨を命じるとと

もに、達書に「松前蝦夷地一円」が松前藩領であると、始めて明記した。

松前藩は、これを受けて、全藩領を直領化して請負商人との契約権を藩主の専権とし、場所請負の選定を入札制とすることを引継いだ。安政元年には、運上金は約一万九千兩となった。あわせて、文政六年（一八二二）、百石Ⅱ二〇兩の換算で、半分を貨幣で支給する擬制的な石高制を導入し、内地の藩の体制に準じる体制が施された。

(七) 開港期と場所請負制度

(1) 文化一〇年（一八一三）には、先年の千島列島等測量の際、わが国に拘囚されていたロシア艦長ゴローニン及び、彼の救出に箱館に来た副艦長は、帰国に際し、国境の確定と修好条約締結について日本側の回答を約束して帰国した後、日露関係はしばらくおちついていった。しかし、嘉永七年（一八五四）七月。プチャーチンが長崎に来航し、国境確定と通商交易を要求したが、それまでの慣例通り日本は通商を拒否している。嘉永六年（一八五三）六月には、アメリカのペリー提督が浦賀に来航した。この結果、下田及び箱館を開港し、米国船に輸入の品を売り渡すこと、箱館では薪・水・食糧を請うのみとされ嘉永七年（一八五四）三月、十二の和親条約を締結した。この内容は、イギリス・ロシア・オランダにも及ぶ。さらに安政五年（一八五八）七月、米国との間に修好通商条約が締結（前年六月に合意している。）され、イギリスその他とも締結し、二港のほか神奈川・長崎・新潟・兵庫の四港が開港された。

幕府は、箱館開港に伴って起る外国人に関する事件を処理すべく、安政元年（一八五四）六月松前藩領の箱館およびその付近を管轄し、箱館奉行を設置する。ついで、安政二年二月、松前藩をして、東部木古内村以東、西部乙部村

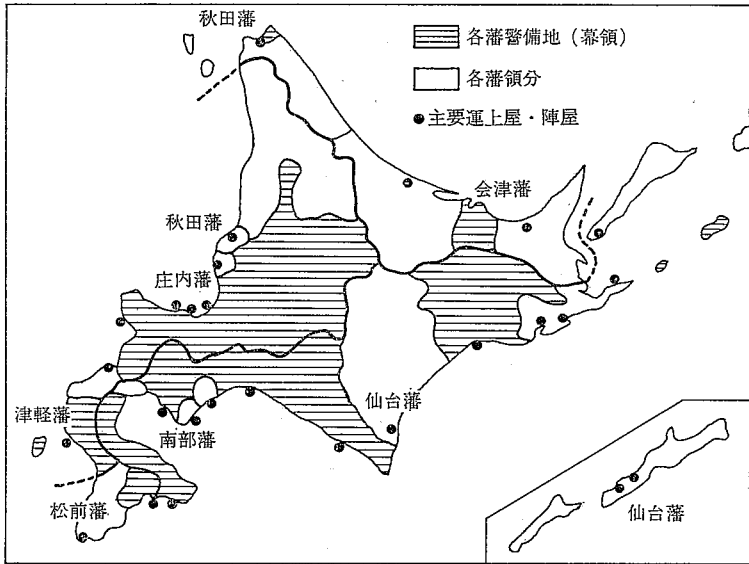


図2 東北6藩の蚕夷地領有(万延元年当時)(北蚕夷地を除く)

以北のほか東西蚕夷地島々までを上知させ、北海道は再び大半、直轄となり、松前藩は松前半島のみを領地とすることになる。当然大減収となった松前藩は代償として、一万石格から三万石への加増と年金一万八千両の支給を受けたにすぎない。⁽⁶⁹⁾

ところで、箱館奉行は、安政二年(一八五五)、仙台・津軽・南部・秋田の四藩に蚕夷地の警備を命じていたが、同六年(一八五九)一月、右四藩と庄内藩・会津藩に、蚕夷地を分知し、周辺の幕領を警備させた(図2)。これによって、東北諸藩は請負金・増運上を得たものの、開拓等に多くの物的・人的出費を強いられる。⁽⁷⁰⁾

(2) 以後、幕府は、カラフトを中心として摩擦が生じていたことから西蚕夷地の経営を拓殖重点に行う。それを受け箱館奉行は、移住者の奨励、洋式農場の経営、主要交通事業の完成など、殖産興業等を盛んに行っている。⁽⁷¹⁾ また、文久元年(一八六一)には蚕夷地と和入地との関

所が廃止されて、往來が自由になった。

幕府は、直轄にあたり、安政二年（一八五五）一〇月、四民の蝦夷地移住により開發に当たるべき方針を布告した。それによれば、開拓を主眼とし、士族農工商民の移住等により農業その他諸産業の開發に当たらしめ、農業に厚く保護を加えた。⁽⁷²⁾たとえば、箱館奉行所では、申請に対し、安政六年より資金を貸付け、十九年賦で返納せしめる事とし、五カ年間は歛下として免租するが年賦金を返納させ、六カ年目より取箇附とし残金の返納を免ずることとし、農地の所有権を附与することに定めた例があり、この方式による開墾は二六〇町歩に達した。⁽⁷³⁾この方式における免稅は、開墾地における各種の免租の始めであると同様に、北海道における地租の初めの一つであると解することができる（松前地方には、地租の先駆けである雜稅が存するが、統計上は地稅とされていない）。「開拓使事業報告」第五篇別表一に明治初期に地稅が計上されている。こうした開拓および函館などの市街地の地稅が大半を占めていると、考えられる。このことは、「開拓使事業報告」第五篇四二三〜四頁には、「明治二年」九月函館地子永等は旧規に依り徵收し田畑貢納など諸稅が昨年以來兵難のため本年限り免除されたこと、又亀田、上磯二郡田租檢見取の際の率が明治三年から五カ年間に二分五厘とされたことが、記されていることから、うかがうことができる。

(3) この時期、幕府は、農業に重点を置いて北海道を經營したが、北海道の經濟が漁業によって支えられていたことは変りがない。

場所請負制はそのまま続いた。ただ、前述のとおり石狩十三カ場所は、一手請負人が手元不如意となったことから、安政五年（一八五八）直捌とした。そして、出稼の希望者に漁場を割渡し網数を増加したところ、同年の収納高は請負人の運上高の倍に達した。⁽⁷⁴⁾漁業者の工夫と豊漁が影響しているほか、当時盛んになってきた大網の使用が左右

したのであらう。

この場所請負人等が多くの利益を得たのに対し、幕府及び各藩は増運上を命じている。たとえば、幕府は東蝦夷地幕領勇払以东九場所に対し、元治元年（一八六四）三月合計約九千二百両余の増運上を命じたほか、各藩も増運上を主として慶応年間に命じている。このほか、文久元年（一八六一）より慶応元年（一八六五）まで請負人等幕命により合計三千俵を献納させ、さらに、慶応二年（一八六六）三月蝦夷地開拓資金として西蝦夷地の請負人等に冥加金一万七千両余を上納させている。⁽⁷⁶⁾このように請負人の担税力は、すばらしいものとみなされていた。

(4) 寛政一年（一七九九）〜文政四年（一八二二）における幕領時代でも、東蝦夷地との流通は箱館奉行に、西蝦夷地との流通は松前藩に一元的に掌握されていたが、分領を得た各藩は、所領間の流通は個別知行権に属するとし、和内地での沖ノ口役を納入しない「直廻」を各藩の分領と東北の本領の間で行い始める。このことは、蝦夷地経営費の多くを沖ノ口役の収納に依存していた箱館奉行所以上に、松前藩に大きな影響を与えた。⁽⁷⁶⁾もともと、東北諸藩は戊辰戦役の激化により東北に引上げたが、明治後の開拓において、それぞれの藩の出身者が分領に出てくるきつかけになった。

この沖ノ口役銭は、沖ノ口口銭が問屋口銭と混同されることから、万延元年（一八六〇）三月改称されたものである。箱館の沖ノ口口銭は、安政二年（一八五五）は一部減税されたが、福山・江差港での沖ノ口は、松前藩の財政困難もあって減税されていない。⁽⁷⁷⁾また、翌安政三年（一八五六）九月、沖ノ口での取締りを箱館奉行は厳しくしたが、一方で、売買価格より一割下げの価格で沖ノ口口銭を算定している。その結果、出入貨物の増加により収入が増加した。こうした幕府の減税は、開拓を促進し、産業・商業を振興奨励しようというものであった。⁽⁷⁸⁾

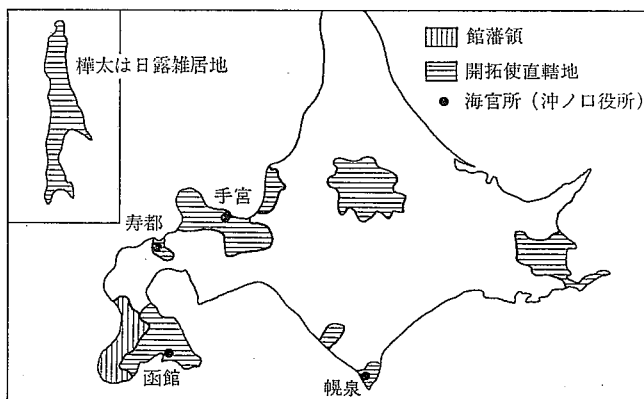


図3 館藩領と開拓使直轄地（明治2年末）

(5) こうして、松前藩はこれまでの基盤を次第に失ないつつある中で、西内の内陸部に館城を建設し、明治二年に館藩と改称する。この明治二年末には、既に北海道（東西蝦夷地一円を二年八月に改称）は、開拓使（明治二年七月設置）のほか、一省一府二六藩八士族二寺院に分知される。⁽⁷⁹⁾（図3）

このとき、松前藩は渡島国の四郡を管轄したにすぎない。明治三年六月の収入は正租一一万一六八一兩余（うち沖ノ口収納九万一七五一兩、梁川本途見取米一九五二石余）および御丁載金一万七三〇〇兩である。⁽⁸⁰⁾

(6) 当時、開拓を推し進めようとする開拓使にとって館藩による沖ノ口の徴収は障害であった。そこで、明治二年九月、松前港での船運上の取立が廃止され、幌泉・寿都・手宮（以上は蝦夷地）および函館で沖ノ口役が徴収されることとなった。三年一月松前港でも海関所（沖ノ口役所が二年十月に改称したもの）が設けられたが、徴税権は開拓使にあった。⁽⁸¹⁾三年一二月、いったん館藩は「福山江差両港輸出入諸品並諸品税」の徴税権を回復するものの、早くも四年三月、収納金を開拓使に逋⁽⁸²⁾

納させられてしまい、館藩は徴収機関に転落する。こうして、館藩は蝦夷地との通商権および沖ノ口徴収権を失ったのち、明治四年七月館県となり（廃藩置県）、四年九月弘前県（同一一月に青森県に改組）に編入され、東北地方の雑

税が松前地方に導入されることになる。⁽⁸³⁾ 松前地方が北海道に戻るのは、明治五年九月である。⁽⁸⁴⁾

こうして、松前地方の商人は特権を失い、海産物に対しても他の地域と同様に課せられることになった。⁽⁸⁵⁾ 旧松前藩当時には、松前地方の漁民に対し一五分の一の鯨税が課せられていたが、幕末以来、着業資金の貸付け等を見返りに一〇分の一に増額されている。青森県管轄の時代になって、二〇分の一の魚税および問屋口銭（半額）のほかに、四五種の雑税が課せられるようになった。開拓使移管後は、魚税・問屋口銭が廃止されたが、松前地方も全道一般の例により海産税が課されることとなった（さらに、雑税が存置された）。このことは、松前地方の漁民の抵抗を招いてゐる。⁽⁸⁶⁾

(八) まとめ

江戸時代、内地においては、農業が支配的産業であり、これを通じて経済も発展した。それを土台にして典型的な封建制度ができあがり、ここでは采邑も農地及び年貢であった。

これに対し、北海道では、住民の大勢が漁獵に依存している一方で、内地との交換経済に入りつつあった。そして、松前藩では、采邑は「場所」とよばれた漁場であった。すなわち、蝦夷相手の交易の独占であり、漁業であった。当初こそ、知行主が自ら交易を行う商場知行制であったが、経済の発展につれ場所請負人の力が強くなり、場所請負制へ移行していったのは自然の流れであった。そうして、場所請負人からの運上金と、沖ノ口での沖ノ口口銭に依存する財政構造が形成された。この中で、蝦夷住民には直接課税せず、交易利益の中から知行主から請負人を通じて納めさせる租税請負制度ができあがる。請負場所も拡大していくが、一部統合されるところもあって、寛政頃からは全

体としては変化は少ない。その間、漁業の改善および入札制の導入によって、運上金は大幅に増加している。

松前藩の後期に至り、蝦夷地が幕府による直轄あるいは東北諸藩による分類支配となる。その中で、松前藩は立藩の基礎を次第に失っていくが、場所請負人からの運上金・冥加金が北海道全体の租税収入に占める比重の高さは変らなかつた。開港期になって徐々に地税が出現するが、その比重は小さいままであつた。

〔注一〕

(1) たとえば、菊池勇夫著「幕藩体制と蝦夷地」(雄山閣)(以下、「菊池」という)、および海保嶺夫著「近世の北海道」(教育社「歴史新書」九八号)(以下、「海保」という)。

(2) 「海保」二二頁。後日、蝦夷地を東・西に分ける契機ともなる。

(3) 正保元年松前景広の書で、現存最古の松前藩史。

(4) 南鉄蔵「改訂 北海道総合経済史」(国書刊行会)(以下、「南・総合」という)五四～五五頁。

(5) 「海保」二六～三〇頁。

(6) 「海保」五八～六〇頁。

(7) 「海保」四〇頁。

(8) 於松前、從諸方_レ來船頭商人等、對夷人、同_レ地下人、非分義不_レ可_レ申懸。並船役之事、自前々_レ如_レ有來_レ可_レ取_レ之。自然此旨於_レ相背族在_レ之者、急度可_レ言上、速_レ可_レ被_レ加_レ御誅罰_レ者也。

文祿二年正月五日 朱印

蠣崎志摩守トノヘ(「福山秘府」)

なお、「福山秘府」は、安永九年に脱稿した松前藩史で、松前広長の編纂になる。

(9) 「商売船之事、最前モ如_レ被_レ仰出、夷江直不_レ可_レ相付_レ候。於_レ松前_レ可_レ遂_レ商売_レ候」(「福山秘府」)

(10) 定 一、從_レ諸國_レ松前へ出入ノ者共、志摩守不_レ相断而、夷仁ト直商買仕候儀可_レ為_レ由事_レ事。

一、志摩守仁無断而令渡海、賣買仕候者、急度可致言上事。付、夷之儀者、何方立往行候共、可為夷次第事。
 一、对夷仁、非分申懸者、堅停止事。

右条々若於違背之輩者、可処敵科者也。仍如件。

慶長九年正月二十日 御黒印

松前志摩守とのへ (『福山秘府』)

(11) 対馬藩は、本知は二万石で対朝鮮外交遂行上の便法で十万石格とされたと、通常理解されている。松前藩の場合、極めて長期にわたり、石高が示されていない。「海保」四九頁、及び七二〜七四頁。

(12) 安良城盛昭「太閤検地と石高制」日本放送出版協会(以下「安良城」という。)一九六頁。

(13) 「安良城」二〇一頁。

(14) たとえば、「為在京賄料」として、島津義久には摂津国中能勢郡内および豊島郡内が、上杉景勝には近江国内の地が、それぞれ一万石給与されている。「安良城」二二二頁。

(15) 「安良城」二二三頁。

(16) 「安良城」二二五頁。

(17) 「安良城」二〇一〜二〇二頁。

(18) たとえば、京都(洛中)に対し信長や秀吉が免租の布告を出し、徳川幕府も同様の布告を出している。また、東京市街地に課税されるようになったのは、明治四年十月に地子免除の扱いが廃止され、翌年正月に地券発行地租収納規則が公布されてからである。

(19) 明治四年八月二八日、臧多非人の称が廃止され、これに伴いこれらの所有地にも地租を賦課する旨布告された。さらに、同年十月八日、旧来の由緒による郷土百姓町人の地子免除が廃止された。福島正夫「地租改正の研究」(増訂版)「有斐閣(以下、「福島」という。))の「地租改正年表」参照。

(20) 佐藤進「税制史こぼれ話」(19)〜(26)旬刊国税解説。

(21) 「明治財政史」第五卷三二五〜三三〇頁。

(22) 地租改正の経緯については、文献が多い。たとえば、「明治財政史」第六篇第一章、林健久「日本における租税国家の成

- 立」(東京大学出版会)。福島。
- (23) 「明治財政史」第五卷三三六頁。
- (24) 金子宏代表編集「税務百科大辞典」二卷二四一〜二四三頁、三卷三四〇頁。
- (25) 「海保」四五〜五〇頁。
- (26) 「新北海道史」第七卷(資料一)一六六〜一六七頁——「津軽一統史」
- (27) 「菊池」二七頁。
- (28) 榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史」(以下、「歴史Ⅰ」という。)五九頁。菊池二七頁。
- (29) 海保頼夫「幕藩制国家と北海道」(以下「海保Ⅱ」という。)八九〜九一頁。なお、宗谷・斜里・樺太の三カ所は常に藩
主直支配として重要視されていた。
- (30) 「菊池」四〇〜四二頁。
- (31) 「菊池」四四頁。
- (32) 「南・総合」八五〜九〇頁、二七五〜二七八頁。
- (33) 上之国におかれていた官府を、ひのき材を大規模に伐採するため木材の搬出に便利な江差港に移して松山奉行と改称した
もので、後に江差奉行となる。もっとも、ひのきといっても、アスナロ(羅漢柏、別名ヒバ)のことである。南・総合九二
頁。
- (34) 「南・総合」九一〜九八頁。
- (35) 「南・総合」二七三〜二七四頁、三九二〜三九四頁。
- (36) 「南・総合」六三〜六四頁。
- (37) 「海保Ⅱ」二〇頁。
- (38) 「歴史Ⅰ」、五六頁。
- (39) 「海保」八七〜八八頁。
- (40) 「海保」九二頁。

- (41) 南鉄蔵「明治維新前の北海道租税制度志要——北海道総合経済史研究過程に於ける財政的資料」北大法経会論叢第三輯。(以下「南Ⅱ」という。)
- (42) 「海保」九六〜一〇八頁。「南・総合」七一〜七三頁。寛文九年に始まり、十二年に鎮定されたシャクシャインの戦いが、その代表である。
- (43) 問屋口銭の内容については、南・総合二二二頁参照。
- (44) 榎本守恵「北海道の歴史」(以下「歴史Ⅱ」という。)九九〜一〇四頁。
- (45) 「南・総合」一一〇〜一二二頁。
- (46) 「南・総合」一四一頁。
- (47) 「南・総合」一五一〜一六二頁、一六七〜一六九頁。
- (48) たとえば、「歴史Ⅱ」一一二〜一一八頁。
- (49) 「南・総合」一五一〜一六一頁、一六七〜一六九頁。
なお、徴税請負制度は、イギリス・フランスなどにもみられる。フランスについては、森恒夫「フランス資本主義と租税」東京大学出版会(一九六七)、イギリスについては、酒井重喜「近代イギリス財政史研究」ミネルバ書房(一九八九年)参照。
- (50) 「歴史Ⅰ」、六七頁。
- (51) 寛政頃の場所請負制度の場所は、次の六三カ所である。場所請負制度が発展する前は六一カ所であった。南鉄蔵「『前』松前藩時代に於ける場所請負制度」社会経済史学第三卷第五号四八五頁(以下、「南Ⅲ」という。)参照。
- 西蝦夷地(41) 久遠・太田・奥尻・大樽・瀬棚・葉木・島小牧・壽都・歌栗・磯谷・岩内・古宇・積丹・美國・古平・上余市・忍路・高島・小樽内・石狩十三箇所・厚田・浜益・増毛・留萌・苫前・天塩・宗谷・網走
- 東蝦夷地(22) 山越内・虻田・有珠・室蘭・幌別・白老・勇拂・沙流・新冠・静内・三石・浦河・様似・幌泉・十勝・白糠・釧路・厚岸・霧多布・斜里・國後・樺太
- また、この頃の場所別の運上金は、南・総合一五〇〜一五一頁に詳しい。ここでも、税務署が後に設置される所が多く見

られる。

榎本教授も寛政年間の運上金を調査されている。「歴史Ⅱ」一〇七～一一一頁。

(52) 「海保」一一九～一二二頁、「南・総合」一七四～一八六頁。

(53) 「歴史Ⅱ」二〇～二二頁、一七三頁。

(54) 「南・総合」一六四頁及一七四～一八六頁。

(55) 「海保」一一五頁。

(56) 「南・総合」一四二頁。

(57) 「歴史Ⅱ」、九八頁。

(58) 「海保」一一六頁。

(59) 「歴史Ⅱ」、九八頁。「海保Ⅱ」一八九～一九四頁。

(60) 「海保」一一三・一一五頁、「歴史Ⅱ」、九八～九九頁。

(61) 「歴史Ⅱ」、一一三～一一八頁。

(62) 「歴史Ⅰ」、六八～七〇頁。これによれば、飛騨屋久兵衛は、六二〇兩の運上金を納めているが、合計五五二〇兩のうち一割強を占め、比重は高い。

(63) 蝦夷地幕領の時代については、「海保」一三四～一四七頁、「歴史Ⅰ」八八～一〇二頁、「歴史Ⅱ」、一四〇～一五八頁、「南・総合」二四三～二四六および一六七～一六九頁。

(64) 「南・総合」二四六頁、二六三～二六四頁及「海保」一四二頁。

(65) 「南・総合」二六五頁。

(66) 「南・総合」二六五頁。

(67) 「南・総合」二九〇～二九三頁。

(68) 「文政年間場所請負人、請負期間、運上金」(「南・総合」二九五～三〇六頁)。この内容は表2に要約した。

なお、二分積金とは、文化十年以降、幕府が東西各場所の請負人に対し運上高の二%を毎年松前奉行所に出さしめたもの

である。当初は、これをもって箱館市中備米を購入しかつ米倉番等の費用にあて、市在人民に年一割で貸付けた。備米の制は文化一三年官米貸付に変更したが、二分積金の制は引続き存続している。

- (69) 「南・総合」三四八～三五二頁、海保一六一頁。
- (70) 「南・総合」三五二・三五六頁。
- (71) 「南・総合」三五三頁。
- (72) 「南・総合」三七二頁、「北海道史」一八〇七頁。そのほか、各藩および民間の手により盛んに開墾が行われた。
- (73) 「南・総合」三七三頁。
- (74) 「南・総合」三五二、三五三頁。
- (75) 「南・総合」三五四～三五五頁。それだけ漁利が巨額であったわけであるが、請負人は代償として場所の長期化をのぞみ、場所が私有化しはじめる契機となる。
- (76) 「海保」一七一頁。
- (77) 「南・総合」四一四頁。
- (78) 「南・総合」四一八～四一九頁。
- (79) 「海保」一八一頁。「歴史Ⅱ」、一九一～一九三頁。
北海道への改称に伴って、北蝦夷地は樺太に改められる。樺太は、明治三年二月から四年八月まで樺太開拓使が設けられたのを除き、八年八月の樺太久里留交換条約により樺太がロシア領になるまで、開拓使に属する。
- (80) 朝倉治彦編「明治官制辞典」(昭和四四年)三八一頁。「海保」一八三頁。
- (81) 「開拓使事業報告」第五篇四八八～四八九頁。「北海道志」卷二十一、一八丁。「法規分類大全」(以下、「大全」という。雑税二、四二五頁。
- (82) 「大全」雑税二、四五四頁。
- (83) 青森県内の藩においては、江戸時代、石高制が施行されていたものの、気象条件もあり実収が伴っていないなかった(菊池、第四部)ほか、貫高制の地域も残されていた。そのため、津軽・南部地方には多くの雑税が存在している。たとえば、

北海道水産税と同質の雑税が津軽・南部地方に広範に存在している。しかし、それは、整備されたものではなく、請負に対する御礼金と役銭という形式のものが、混在している。また、湊の出入りに対し多くの湊で課税されている。「青森縣租税志」前編青森県文化財保護協会、昭和三六〇三八年刊参照。

館県の租税制度と津軽・南部地方の租税制度は、まったく異質ではない。建前上、年貢を基幹税とするか、運上金及び沖ノ口口銭を基幹税とするかの相違にすぎず、個々の税については、かなり共通する面が、両地域の租税制度にみられる。館県の地域に津軽・南部地方の租税制度が導入されても、それほど大きな抵抗はなかったはずであった。

(84) 「明治官制辞典」三八一～三八二頁。

(85) 「新北海道史」第三卷通説二の五四一～五四二頁。

(86) 明治六年（一八七三）四月から六月にかけ、こうした動きに不満を持っていた住民、士族によって、松山騒動が発生した。これにより、開拓使は課税の一部撤回したが、警備力の不足を痛感した開拓使は、屯田兵の導入に踏み切る。海保一八五頁。

松山騒動に関する資料は多い。たとえば、「開拓使事業報告」第五篇四二五～四二七頁、「明治六年開拓使公文鈔録」三六一～四〇〇頁、明治六年開拓使布令録一〇一～一〇八頁、「新北海道史」第三卷通説二の五四一～五四三頁。「熊石町史」四一九～四三三頁。北海道立文書館所蔵資料。

なお、瀬棚地方にも松山騒動が影響を及ぼした。瀬棚郡の川鮭は従前無税であったが郡民投票して同年より三年間定税金七十九円九錢九厘九毛金納とした旨、「北海道志」卷二十一の二二丁は記す。他に類例がない記事であり、単なる入札とは考えられない。

第二章 海産税・北海道物産税

(一) 場所請負制の廃止と漁場持

(1) 松前藩は、場所請負人からの運上金と沖ノ口口銭とを主要財源としてきた。当初、知行主が直接、蝦夷交易を行ってきたが、知行主の要請によって知行主に代って一定の運上金と期間とを契約してその交易を請負い、これより生ずる一切の交易利益を独占する場所請負人が発生し、さらにこれが制度化され、北海道の経済発展の運命を左右するまでになったのである。この事実が封建時代の必要性から生じたものである以上、明治維新ともなれば、場所請負制も変化を迎えることは自然の流れである。

場所請負人は、漁業・商業を大発展させ、内地の経済にも大いに寄与した。道路を開き、北海道一円にわたる重要交通路を初めて完成したのも、ほとんど請負人の負担に於いて実現し得たといっても過言ではない。しかし、新政府は、場所請負人を認めなかった。

そもそも、新政府は「租税国家」を建設し、同時にそれを裏づけるための近代的な産業の成長を必要としていた。したがって、新政府は維新の経費を賄い、多くの新機構を創出し、近代産業を育成した。そうした活動を行うためには、租税を資本主義的生産関係にふさわしいものとし、その収納を確保すること、すなわち「租税国家」を形成することが不可欠であった。⁽⁸⁷⁾それは、幕府以下の封建領主が分有していた財政権を中央政府に集中し、近代的・統一的な租税体系を築き収納を確保することであった。「明治財政史」第六編第一章第三節地租(二二三頁)も、次の文言で

始めている。(一部を現字体にかえる)

明治ノ初メ政權ノ朝廷ニ歸スルヤ從來ノ弊害多キ租税制度ヲ釐革シテ全国均一ノ法則ヲ設クルコトハ庶政中最モ必要ノ事ナリシト雖モ朝綱未タ全ク張ラス人心尚未タ鎮撫セサルニ当リ遽ニ税法ヲ改ムルトキハ却テ民情ニ悖ルノ虞アルヲ以テ一兩年間ハ舊慣ニ仍リ唯苛法弊習又ハ已ムヲ得サル事由アラハ會計官ニ稟議ノ上処置スヘク舊幕摩下ノ采色ヲ没収セシモノニ付テハ最寄ノ府県竝ニ藩ニ於テ管轄シ其未タ処置ノ終ラサルモノ亦姑ク之ニ準シテ租税ヲ吸入シ會計官ニ届出シムル為メ太政官ハ明治元年八月七日左ノ如ク布告セリ

この布告は「税法姑ク舊慣ニ仍ル」と題され、第一項目が租税制度は「一兩年ハ旧慣ニ仍リ可申」となっている。⁽⁸⁸⁾それは、積極的に旧慣を維持しようというのではなく、地方官にある程度裁量の余地を与えつつ、中央に伺を出させて審査する形で、統一し公平を保とうとするものであった。⁽⁸⁹⁾その後、各県のいろいろなケースが審査を受けている。⁽⁹⁰⁾その際、運上・冥加の徴収は、ほとんど旧来の株仲間組織においていたとされるのも、当時の状況を考えて、故なしとしない。⁽⁹¹⁾

(2) 場所請負制に基づく運上金は、まさに特定地域の旧税(金額も多く、他藩の正租と同様の地位にある。)であり、しかも所属場所の支配権をも事実上持つに至っていた。さらに、請負人は、農業等をはじめ他産業の発達を阻止圧迫してまでも従来⁽⁹²⁾の仕組に固執していた。このことは、租税国家の理念に反するだけでなく北海道の開拓に大いなる支障となることは必定であった。

蝦夷地を北海道と命名した松浦武四郎でさえ、場所請負人等権利のみを希い、その為には土民を苛酷に遇する。今に於てこれを排除しなければ北海道の開拓は何時の日にか到来すると論じている。さらに、明治二年九月の開拓使蝦

夷地開拓會議の席上でも、松浦武四郎は、「噴唾霏々受負人之弊害ヲ論シ余力ヲ遺サス」と痛論している。⁽⁹²⁾北海道の事情をよく知る松浦武四郎さえ非難するほど、場所請負人に対する非難が高まっていったのである。

そこで明治二年九月二八日、開拓使は布達をもって、商人の身分を以て土地人民と其地産業を支配することは名分上よろしくないので廢するが、実施は漸を以て処置するとした。⁽⁹³⁾寛政十一年の幕府直轄期には直捌が西蝦夷地に於て行われなかったのは、請負人の勢力の強さと漁民への影響を考へてのことであり、場所請負の廢止も漸々に実施することになったと考へられる。⁽⁹⁴⁾

これに対し、請負人は、(イ)西蝦夷地の三年間の仕込は注文済であること、(ロ)場所内漁民はその年限りの雇人で前金渡済であること等をあげ、⁽⁹⁵⁾継続を嘆願した。これを受け、同年十月開拓使は、「漁場持と相唱可申、其余ノ義ハ従前ノ通り」とした。⁽⁹⁶⁾

(3) 分類支配が行われていたことから、漁場持への改称は全道いっせいに行われたわけではない。⁽⁹⁷⁾明治二年十一月開拓使は増毛等西部十三郡の請負人に対し、官による直捌の方針を示した。⁽⁹⁸⁾ここでは請負人の使用人は官へ吸収され、仕込物品も買上げられ、運上家は本陣と改称された。そして、二八役の収納権も旧請負人からとりあげられた。古平場所では、請負人は官捌の補助機関であり特権を失っているのに対し、歌棄場所では旧請負人は大きな役割を演じている。⁽⁹⁹⁾さらに東部の開拓使直轄地である三石・浦河・様似・幌泉においては二年十月および三年一月に純官捌制を施行している。⁽¹⁰⁰⁾明治三年十一月には「開拓使東地御親料規則」⁽¹⁰¹⁾が定められ、海産税は現品上納、一切の諸産物は当分函館相場の三割下げで買上げ、場所入用品は函館買入値段で貸し付けることとしたほか、開墾地免税などの農事に關する規定も設けている。このように、「開拓使東地御親料規則」は、租税徴収、産物一手買上げ、漁具から日用雜

貨の仕込まで、漁場経営の一切を官が掌握運営することをめざしている。この純官捌はうまくいかず、明治五年に三石は漁場持に委任され、同八年には他の三郡は一般漁民に割渡されている。このほか、根室・花咲二郡は開拓使直管地ではあるものの、東部四郡とは異なる漁場の運営がされている。なおさら、諸藩管轄地での運営方法はさまざまで、当時の漁場の運営方法は統一されていなかった。⁽¹⁰⁾

明治四年八月、館県(四年九月には弘前県に編入される。)所管の四郡を除き、開拓使が北海道の全部を支配することになり。館県も明治五年九月に開拓使の所管となった。そこで、開拓使は、自営漁民の少ない地域を中心に、旧場所請負人等の有力者を漁場持に任命し、旧分類地の管理と開拓を期待したが、漁場持にとって厳しかったようである。⁽¹⁰⁾

漁場持には、税品の売却、用度品・準備米の仕込、雑税の徴収、告諭の布達、駅通業務、土人のぶ育などが委託され、かつ周辺の開拓が期待された。しかし、開拓が進むほど自営漁民が創出され漁場持の足元を揺がした。さらに、漁場持は担当地域について、請負制時代の二八役の税種と税率を引継いでいる海産税を徴収分を換金して徴収する。しかし、生産力の低い地域が多いという地域の性格から漁場持自身の直営漁で負担するものが、その地域の大半を占めることになる。現に、「新北海道史」は、たとえば、増毛場所について、二年の運上金六九六七兩余が八年には一万三二八六兩余を収税金として納めていると、記している。まさに、開拓使は漁場持を過程的なものとしか考えていなかったようである。⁽¹⁰⁾

(4) 明治九年頃になると、開拓使の事業も順調となり、五年十月の「北海道土地売貸規則」(太政官布告三〇四号)によって漁場の私有制度も確立したので、九年九月二一日乙十号布達を以て、漁場持等の不当をきめつけたうえ「從來一切相廢シ、都テ土地申付」くることとした。けれども、十一月までの一連の布令により、大漁場占有者に対

し、一般漁民への漁場割渡の際特別の優遇をなすと附言している。⁽¹⁰⁸⁾このことは、彼らが、財政上いかに重要な立場にあったかを示している。

そうした請負人が比較的スムーズにその地位を譲っていったのには、流通の発展の影響が大きい。労働力として蝦夷地に出かけた和人や自前の漁民も流通の発展によって、請負人以外から融資を受けられるようになるとともに、別の商人に売ることができるようになった。さらに、買入商人も進出した。こうして場所の独占が失われていったといえる。⁽¹⁰⁹⁾

(二) 海産税から北海道物産税への整備

(1) 請負人が明治二年九月、一応廃止されたが、これまで場所からの収税を請負ってきた請負人に対応する必要に迫られた開拓使は、明治三年正月、「当分ノ内漁獵税五分一現品ニテ相納ヘシ」と布達した。⁽¹⁰⁷⁾このことを、「大日本租税志」は、「漁獲ノ額ト品種ノ別トニ随テ現品ヲ收入スルノ税率ヲ処定セリ。」とし、⁽¹⁰⁸⁾「明治財政史」は「非常ノ苛税タルノミナラス地方ニヨリ其税率ヲ異ニシ負担ノ輕重一ナラサルノ嫌アリシヲ以テ」この扱いを定めたのは「物産税トシテ全道一定ノ税率ノ行ハレタル初メナリ」と表現している。⁽¹⁰⁹⁾これにより、全道の税率が一応統一され、水産物に対する税は、請負人が金納するのではなく、一般漁民が直接納税するものになった。

その直後、「当時維新草創新令ノ行ハルルコト甚タ困難ナルノ事情アリシヲ以テ」、⁽¹⁰⁸⁾明治三年四月朔日開拓使は、「一此度御慈恵ノ御詮議ヲ以従前ノ通諸税御取立相成候付愈以出石高精密取調孰レモ現品ヲ以其場所役所へ為相納可申萬一於濱方正ノ取計於有之ハ篤ト吟味ノ上嚴重可及処置事」と布達した。⁽¹¹⁰⁾この布達により、本税は各地の習慣に

依ることとなり、現品を各場所に納付させ、その収納したものは諸場所廻船に適宜売渡し、その代金は、小樽役所に回送することとなった。このことを「大日本租税志」は、「五分一収税ヲ止メ舊請負人各自ノ習慣ニ仍ルナリ故ニ税率各郡異同アリ」と評している。⁽¹¹⁾

こうして、前述の漁場持への対応、直轄地での扱いとの関係、換金市場の未発達もあって、海産物に対する税率、課税物品の範囲は種々雑多ならざるをえなかった。「法規分類大全」雑税二の「北海道水産税」の項には、多くの税則が収録されている。たとえば、「開拓使歩役規則」(三年四月三日)、「開拓使東地御親料規則」(三年一月二十日)、「開拓使野付郡漁業収税方」(四年三月)、「開拓使浦河支庁管内鯡鱒等収税方」(五年五月二十七日)など、地域別・場所別さらには品目別に達が多数発せられている。その率の中には、二割あるいは三割といった高率のもの、金納のものが散見する。平均すれば一割五分ないし二割というところであるので、三年正月の開拓使の布達が五分一(すなわち二〇%)を採用したとも考えられる。雑税や通商司の存在を考えると、実質的に差はないと考えられる。⁽¹²⁾

(2) 北海道だけでもこのように地域により課税物件が違い、税率も違ふとなると、近代的な租税と断言しにくいだけでなく、公平均一を旨とした租税とも言い難く、租税国家を建設しようという明治政府の方針にも反する。

そこで、大蔵省は、明治七年五月、租税は公平均一を主とし、簡便にして上下の煩勞を避けるべきところであるところ、⁽¹³⁾「税法は国政の一大権衡であり、其基礎が定まらないのでは将来の目的に着手する順序も定まらず、かといって一般の政典の推移と併行しないのでは弊害が生じ遂には不測の事態となるので、真の平準なる権衡を得せしめるためには税を軽々に興廃すべきでない。地租改正、印税の施行等もあり、逐次順序に循い賦課の権衡を軒軽し平準を向うべきである」として、松方正義租税頭の建言にそった税法の興廃更正を求めている。⁽¹⁴⁾ そこでは、免除すべきもの(た

とせば、(イ)名称制度とも旧藩より引継ぎ不統一な雑税、(ロ)絞油税、(ハ)国役金、新興すべきもの(煙草税)、更正すべきもの(僕婢馬車人力車駕籠乗馬遊船諸税、酒造類諸税)にわけて、上申している。⁽¹⁵⁾

これをうけて、八年二月、布告二三号ノ二七号が出された。このうち、同二三号は、⁽¹⁶⁾「従来雑税ト称スルハ旧慣ニ因リ区々ノ収税ニテ輕重有無不平均ニ付、別紙税目ノ分本年一月一日ヨリ相廃シ候尤右ノ内追テ一般ニ課税スヘキ分モ可有之候得共差向収税無之テハ營業差支候類ハ当分地方ニ於テ改テ収税ノ管ニ候」として、雑税を全面的に廃止することとして、廃止する税目を示している。同二四号ノ二七号は、絞油税、国役金等対象となつた税法を廃止し、それに代わるべき新税を定めている。これによつて、封建時代に比し統一的な税制に近ずき、地域的な不公平が当時の状況下で可能な限り是正されることとなつた。⁽¹⁷⁾

この当時北海道において課されていた海産税は、松前藩以来の運上金に由来し、税種・税率も、このように種々であつたので、それならば、八年二月の布告第二三号に掲げられている税目に抵触する可能性が高い。たとえば、煎海鼠、生海鼠、鮭、鱒、串海鼠、和布、干魚、海草、干鮑などは、その可能性が高かつた。

そこで、開拓使は、九年二月、北海道の海産税は他藩の正租に等しいものであり、たまたま一、二の税目等が廢税目に適合する故に廢止すれば他の數種の漁税に影響し課税上却つて當を失するので、當分従前の通り据置き收納したい旨、伺いを出した。⁽¹⁸⁾ この伺いは翌三月聞き届けられた。他の雑税に対する伺いに対する回答と違い、「本来全国の經費にあてるべき税ではあるものの地方限りの入費にあてるための付加も認める」という指示がない。⁽¹⁹⁾ 大蔵省も開拓使の管地は他府県と同一にはみなし難いことを理由に同意している。⁽²⁰⁾ 海産税が北海道の正租であり、北海道の經營の主要な財源であつたことも考慮し、こうした表現になつたものと思われる。

こうして、海産物に対する租税は雑税として廃止されることを免れた。それ以後、本税の税率及び納税方法については各地に区々の規定があり、別個に發達した。比較的まとまったものとしては、「開拓使函館支庁管内海産物取税⁽¹²⁾方」(十二年三月)、「北見州斜里外三郡海産物現品取税⁽¹³⁾(十年五月)」、「開拓使根室支庁拾昆布煎海風布海苔ニ税ヲ課ス⁽¹⁴⁾(十二年四月)」、「開拓使根室支庁生鮮取税⁽¹⁵⁾(十三年十一月)」、「開拓使根室支庁海豹狢取税規則⁽¹⁶⁾(十五年三月)などがある。根室支庁については法の整備が遅れている。

(3) これらを統一しようと試みたものとして「開拓使管内海産物取税⁽¹⁷⁾」(十一年四月、札幌本庁達乙第二七号)がある。「開拓使管内海産物取税⁽¹⁸⁾」は、「管下海産物ノ内従前區々異同ノ分モ有之候ニ付實地ノ景況ヲ斟酌シ各其平準ヲ取致正案別表ノ通ニ候処猶地方ノ衆議ヲ尽シ公平盡一信然疑ナキヲ俟テ施行可致ニ付篤ト實際ヲ徵考シ意見有無可申出此旨相達候事」とする。この文言から、實際の状況を斟酌し平準をとろうとしたことがうかがえる。この案は、「明治財政史」に登載されていないものの、反面として当時の海産物の状況を示している。さらに、明治一二年八月、札幌本庁では、海産物の有税・無税を区別し、一般の取獲高を調査し統一の準備を進めている⁽¹⁹⁾。また、十年から十二年頃にかけて北海道各地で無税品が新たに課税され、海産物が定められている⁽²⁰⁾。

「開拓使管内海産物取税⁽¹⁷⁾」の課税品目と税率の定め方を国別に分類したものが、表3である。その課税品目は四四品目に達するが、全道に共通して課税されるものがない。多くの郡において課税されるものとして、「鮭」「鱒」「イリコ」「昆布」があり、鯡の各製品も日本海側(旧の西蝦夷地)で多く課税されている。反対に、ごく少数の郡で課税されたものとして、「銀杏草」「海馬」「鮑」「乾鰯」がある。そこには課税されるだけの担税力があつた。また、それまで非課税であつたのが課税されるようになったものもあるが、担税力が認識されるようになったのであろう。

なお、「開拓使事業報告」第五篇の各郡の税率沿革等によれば、鮭・鱒は何らかの形で全道において課税されている。しかし、生や塩の区別が不明瞭なところがある(表5参照)。

税率にいたっては、さらに多くの形態がある。大別して、(1)現品比例方式(たとえば、鮭メ粕の二割(岩内郡)、(2)現品定額方式(たとえば、干鱈の船一隻に付四十束(高島郡)、(3)定額金納方式(たとえば、余市郡の差網鑑札税同差網は一鑑札につき三円)、(4)現品と金額を併用する方式(たとえば、礼文郡の乾鮑は、十三円一割)、(5)現品の定額及び比例の併用(たとえば、古平郡の乾鮭は、船一隻には六十四尾二割⁽¹²⁾、その他にわけられる。このうち、現品比例方式が多く採用されているのは、金融機関が整備されておらず金銭で納付することが困難であったこと、豊凶があり定額も困難であったこと、これらにより一般漁民にとって水産製品を貨幣化することが困難であったこと等によるものと考えられる⁽¹³⁾。

一方、煎海鼠や乾鮑に金納の例があることは長崎俵物の歴史に由来する。石狩国地方の差網に金納があることは、金納の習慣が浸透しつつある一例である⁽¹⁴⁾。しかし、差網鑑札税鈎曳税について、余市郡が「投票ヲ以税額ヲ定」とし、古宇郡が「該營業ノ多少ニヨリ税額ヲ定ム」とは理解に苦しむ⁽¹⁵⁾。いずれも実行できるとすれば、入札による運上金の請負が残っていた場合である。「開拓使事業報告」第五篇三八八頁の余市・古宇郡の記事も、「従前漁場每一ヶ所年度税額投票ヲ以テ貸与ス故ニ其額ノ一定セス」と記している。

なお、表4は、「法規分類大全」雑税二にもとづき、明治一一年頃の函館支庁管内の海産税則の状況をまとめたものである。しかし、前述の「開拓使管内海産税則」や、檜山騒動の際の明治六年六月の開拓使布達⁽¹⁶⁾と、一部不突合があるが、状況の変化によるように思われる。

(4) このように、現品で納付することが原則となつてゐることから、現品の検査の手續を整備する必要がある。明治六年十月「開拓使産物其他収税皆済帳進達方」⁽¹³¹⁾が出されたが、この際は、春夏出産物明細帳、御収税其外取立一村限取調帳、郡所轄御収税其外取調帳、小物成明細帳の様式を定め、收納の都度差し出すよう求めている。さらに明治九年九月、「開拓使海産物検査並収税規則」(案)を開拓使は作成し、実施上差し支えないかを尋ねた。⁽¹³²⁾十年六月、開拓使本庁達丙八十六号でもって収税帳が整備された際、海産収税帳を、(a)出来高歩割税ノ部(b)現品定税ノ部(c)鑑札金納税ノ部にかけて記載するよう求めている。⁽¹³³⁾

明治十一年六月になり、「開拓使海産物検査例」(開拓使本庁達丙一六号)⁽¹³⁷⁾が出された。それによれば、掛鮓(身欠鮓、胴鮓外割鮓)や乾鱈等の魚類の場合一定数毎に東ね懸乾場に整頓し、戸長総代等の立会いのもと官員の検査を受ける。魚鮓は絞筒より抜きとつてならべて検査を受ける。鮓や塩切り用の鱈は日々漁獲の場所で検査され、鑑札定税あるいは金納のものには現品検査を要しないとされている。しかし、函館・根室支庁では別の検査例が、相互に参照しつつ定められ、全道統一のものとなされていない。⁽¹³⁸⁾その他各地域でも検査例が、逐次整備された。⁽¹³⁹⁾

明治一五年六月、大蔵省庶第四〇九号達⁽¹⁴⁰⁾でもって、「北海道物産税納付順序」が定められた。税品の回送現品は租税局箱崎出張所より差回された船に積み込まれ、地拂すべき税品は県庁に預け置き時機を見計し該地に於て売却するか、租税局箱崎出張所より売却の時機が通知されることもあるとされている。また、税品回送の分は受取人引渡まで、地払の分は代金送納済まで、必要な費用は県庁の経費でまかなうものとされた。そのほか、各種の様式も整備されている。

こうして、大蔵省側の対応が整備されていっても、なお、時勢の変化にそぐわない点もあり、本支庁の海産物検査

収税順序が順次整備される。たとえば、明治一五年六月根室縣達乙三十一号「海産物検査収税順序」⁽¹¹⁾では、収税官吏は持区内を定め凡そ一週間毎に各干場を巡回すべしとし、乾場巡回の際に各營業人に対し収獲の多寡を概計帳記し積算収税の日には総石を対照し参考の用に供すべしとしている。これは、記帳義務を定めたものと考えられる。また、同達は、産物徴税のときは各出産人をして最寄税庫へ現品を運搬せしめ検査証に照し不都合なきときに收納すること、税品は各製品現品の等位に従い区別し相当の税石を徴収すべき等、納税者、吏員の双方に義務を負わせる等、相当詳細な定めをしている。経済の複雑化に伴ない検査の手續も詳細になるのは、租税の近代化にとって必要であり、自然の流れであろう。その後も、大蔵省・開拓使本支庁とも手續の整備につとめる。

その結果、徴収手續について全道統一の規定となつたのは、明治一九年七月北海道庁達己第七一号「北海道物産税収納順序」⁽¹²⁾であり、物産税（海産税）が北海道水産税となる直前であつた。この達は、現金を以て納税するものは徴収・收納についてすべて普通の内国税と同じ手續により、物品をもつて納税すべき場合のうち産地払は原則として本庁において公売することとしている。また、昆布のうち清国輸出適当品は、大蔵省備荒儲蓄課払であつて、毎年七月より十一月迄の間に八カ所において広業商會に引渡されることとし、その際の手続も整備されている。

なお、こうした一連の過程の中で、海産物の納税を免れるため検査前に売却する場合の措置、あるいは、海産物税を完全に納めない場合の措置等⁽¹³⁾、納税を完全にするための規定の整備も行われている。

(三) 北海道物産税の名称

(1) 北海道水産税則は明治二十年に制定されるが、明治時代以後の北海道水産税の前身の租税を、「明治財政史」第

6編は、「北海道水産税の第一期」として記載している。⁽⁴⁴⁾「法規分類大全」も「北海道水産税」の中に一括して掲載している。

しかし、「北海道志」巻二十は、「海産税」の名称のもとに明治一七年頃まで記述している。他方、「開拓使事業報告」第五篇三四一頁以下は、明治二年十月から「北海道物産税」として集計を行っているし、主税局等の統計も同様である。⁽⁴⁵⁾さらに「北海道漁業志稿」一四一頁は、「本税（＝物産税）は従前運上金と唱ふる者、明治二年開拓使創置の時海産税と改称す。…十三年…七月海産税を北海道物産税と改称す。」とする。「大日本租税志」巻二十一は、さまざまな用語を使用している（表6）。このように、「（北海道）物産税」「海産税」「水産税」が、資料により、時により、混同して使用されているのが現実である。⁽⁴⁶⁾

なお、所得税の創設理由の一つに、「明治財政史」第六巻一頁は北海道物産税の軽減をあげているが、人によっては北海道水産税の減税を挙げることもあり、⁽⁴⁷⁾若干の混同が見られる。

(2) 明治三年正月の開拓使布達⁽⁴⁸⁾は、「法規分類大全」雑税二の北海道水産税の項の最初に収録されているが、「漁獵税」という用語を使用している。この用語は、その後使用されていない。

類似の使用例として、明治四年二月開拓使達「開拓使札幌郡中漁業税等徴収方」⁽⁴⁹⁾があるが、本文では「鮭鱒等ハ漁業無税ニシテ」として使用されている。また、明治六年六月開拓使布達⁽⁵⁰⁾の二件は、文中で「魚税三分金納」「魚税ノ義」という言葉を使用している。さらに、明治五年三月の根室支庁布達⁽⁵¹⁾及び六年九月の根室支庁達⁽⁵²⁾に「法規分類大全」は、「開拓使根室支庁春秋漁税納期」という標題を付しているが、本文にはそうした言葉は使用されていない。明治七年十月の根室支庁達「開拓使漁業税延納者処分方」⁽⁵³⁾も、本文の最初において「漁業取獲収税期日通可相納」と

あるのみである。いづれにしても、「漁業」ないし「魚」に対する税という意味で使用されている。

(3) 「海産税額ヲ改ム」という標題は、「法規分類大全」雑税二に於いて、明治三年四月に始めて出現するが、本文では「海産税」という用語は使用されていない。明治六年六月開拓使布達「開拓使管内海産税額ヲ定ム」⁽¹⁵⁴⁾は、本文の中で「海産税都テ一割ニ相定」としている。「海産税」の使用例の始めである。

その後、明治八年五月開拓使本庁達一七九号（浦河出張所あて）⁽¹⁵⁵⁾、明治十年六月開拓使本庁達丙八六号と順次採用されていき、明治十年九月開拓使達丙百三号で「十勝国海産税則」と本題に出現する。明治十一年三月の「開拓使函館支庁管内海産物収税方改正」⁽¹⁵⁶⁾では、「海産税則ノ内改正調」「従前無税海産課税調」が附せられ、詳細に定めている。それを参考に、明治十一年四月開拓使本庁達乙二七号「開拓使管内海産税則」⁽¹⁵⁸⁾がだされている。

一方、明治八年五月開拓使達二六五号は、「陸産税⁽¹⁵⁹⁾鹿皮角税ノ義」も海産税と「同様ノ義」としている。海の産物と陸の産物を同視して課税物品とする傾向があったことを示している。北海道諸産物出港税においても、海産物だけでなく陸産物も同一線上で課税物品となっている時期である。

この頃になって、日本もようやく、近代国家の財政運営に必要な会計年度制度が完備し、予算概計の方法も整備された。⁽¹⁶⁰⁾また、お雇外国人V・E・ブラガが、大蔵省職員に複式簿記を講義し官庁簿記制度を立案するなど複式簿記制度の導入が進められていた。⁽¹⁶¹⁾こうした流れの中で、明治九年九月に大蔵省出納条例が定められた。その条例は、複式簿記制度を正式に導入するとともに、「北海道物産税」を正式に税目と認めた。しかし、明治十年五月、開拓使は、「北海道諸税科目八年分ヨリ別記ノ通相定但出港税処分ハ従前ノ通」とし、国税科目の中に「海産税」を掲げている。要するに、明治二年に「海産税」と改められたとするのは言い過ぎであり、明治六年頃から一般的に使用されは

じめたものである。明治九年九月大蔵省は、「海産税」という名称を改め「北海道物産税」という名称を使用し始めたが、開拓使は「海産税」という名称を以然として使用しつづけている。

(4) 明治十三年一月大蔵省達乙七号は、租税科目を定め、⁽¹⁶⁵⁾ 予算帳書式を改正した。この時から、海産税は、北海道でも北海道物産税と正式に改称されたと「開拓使事業報告」は扱う。明治一八年三月に会計検査院が「開拓使収支統計」を上申する際、海産税をも北海道物産税として表示するのは、税の性格も同一であり、税の歴史からみても極めて当然なことである。また、海産物の検査収税順序を整備統一すべく大蔵省が明治一五年六月に⁽¹⁶⁶⁾ 出した通達⁽¹⁶⁶⁾が、「北海道物産税納付順序」とするのも当然である。この通達が開拓使の出先まで浸透するのにはしばらく時間がかかったので「海産物収税検査例則」「水産物検査並収税例則」といった名称がしばらく残るとともに、「函館県物産税検査徴収例則」というように各県が「物産税」の名を付した規則⁽¹⁶⁶⁾をつくったと思われる。

(四) 北海道物産税の徴収機関と納期

(1) 明治二年七月開拓使が設置されて以来、開拓使が北海道における諸税徴収の事務の所管者となった。開拓使は、その管轄区域も広く、数多い地方的慣例が残るといふ悪条件の中で、税制の整理に努力したが、課税客体はなお複雑であった。そうした事務の中心となったのは、民事局租税課（明治八年一月に会計局租税課となる）であった。⁽¹⁶⁶⁾

その出先として明治五年九月、各郡に郡出張所（八年一月に郡分署と改称。）が設置され、支庁と共に物産税の徴収にあたった。そして、明治一二年（一八七九）七月、それまでの税制整理を背景に郡区町村編成法が公布され、翌一三年開拓使の本支庁郡区役所の編成がなされた。この時、郡区役所（札幌本庁は一一、函館支庁八、根室支庁

四) が設けられたが、その半数が、かつて場所があったところである。以後、この郡区戸長が収税の事務のまともにあたるとともに、租税官吏が各地に派出して検査収納にあたった。それまで、分署あてに税制の違が出されていたのが、戸長あてに出されるように改められた。他方、北海道諸産物出港税は、海官所(のち、海関、船改所と改称される。)が担当した。

明治十一年一二月、国税金額領収順序が定められ、全国二八カ所に収税委員出張所(のちに租税局出張所と改称)が、また百九カ所に税金預所が設けられた。ここに租税局員が派遣され、税金預切符の受領と徴収事務の監視にあたっている。北海道では函館に出張所が置かれるが、設置されたのは本州各地より遅く、一五年二月の開拓使庁廃止後、札幌・函館・根室の三県⁽¹⁰⁾が設置された後の明治一六年二月であった。三県が一般行政を担当し、北海道事業管理局が開拓事業及官営事業を担当したが、意思のそ通が十分ではなく、具体的な開拓政策がなかったこともあって、開拓の成績もあがらなかったと、いわれる。

三県では、租税課⁽¹⁰⁾(一七年六月に収税課と称された。)が、租税に関する事務を行っている。函館県・札幌⁽¹⁰⁾の場合、盛んに組織の整備が図られた。

明治一七年五月函館出張所が廃止された後も、明治一八年四月まで北海道物産税品の価格査定及び収入金を整理するため、特に主税官吏が派遣されている。この間、郡区戸長が租税に関する事務を分担していることにも変りがなかった。

なお、十年五月、布達四号により北海道諸税科目は八年分に遡って決められた⁽¹⁰⁾。これによれば国税は一九⁽¹⁰⁾、地方税は九である。明治一五年六月一七日の「北海道三県地方税目」⁽¹⁰⁾では三県の地方税目がのせられているが、共通したも

のは少なく、多数の税目が認められる。

(2) 明治一九年一月、三県が廃止され道内を統一して北海道庁が設置、函館・根室に支庁が設置された。明治一七年六月に三県の租税課は収税課と改称されていたが、本州各府県の収税課が明治一九年収税部に昇格したのと異なり、北海道の租税は道庁租税課（十九年十二月には会計課、さらに、明治二四年七月からは財務部）で取り扱うこととなった。すなわち、北海道物産税は、県庁内収税課又は道庁内租税課（のち会計課・財務部）において専ら徴収事務を管理しており、租税官吏を各地に派出して検査収税の事を掌らしめるのもかわりがない。また、諸産物出港税は、船改所や船改派出所が掌理していた。

この北海道物産税の収入は、開拓事業にふりむけられた。明治四年八月の開拓使十年計画に基づく。その十年間の国費は二千万円余に達しているが、明治五年から十四年度までの物産税は計五二九万円余、諸産物出港税は計一五七万円余で、重要な部分を占めている。⁽¹³⁾しかし、純粹の事業費は四割にとどまっている。

(3) 海産税の当時は現品で納めることが、納付の原則であったので、納期は原則として定められていない。官員が出張し荷物の員数を相改め何程という証書を差し出さないうちは積出すことを認めず（明治三年四月「開拓使歩役規則」⁽¹⁴⁾）、検査を受けない前に窃に売却し又は売却せんと謀るものは処断された（明治十一年九月「開拓使海産物脱税者処分方」⁽¹⁵⁾）ので、納期を定める必要がなかった。⁽¹⁶⁾

ただし、現品納税の場合でも納期（納付方法を含む）を定めた例がある。すなわち、

①六年七月函館支庁達一六号は、魚税のうち半分を当年上納し、残りの五分を七年より三カ年で上納するとする。ただし、檜山騒動に伴う達である。⁽¹⁷⁾

②五年三月根室支庁布達⁽¹¹⁷⁾は、春漁は七月中旬、秋漁は十月上旬を納期とする。六年九月根室支庁達⁽¹¹⁸⁾は、六年分の春漁も十月を納期とする。ただし、七年十月根室支庁達⁽¹¹⁹⁾は、従来金納のところ不融通にて税納期限に差しつかえ難渋しているので現品納税を認めるとともに、昆布について取揚中税品は九月までの両度に取り立てるとする。しかし、一方では現品税を金納にしてもよいとしているので、金納と物納の中間形態ともいえる。

③十年七月の根室支庁達⁽¹²⁰⁾は、釧路州の昆布について納期を定める。七月より八月上旬まで取獲のものは八月中旬、八月中旬より九月上旬まで取獲のものは九月中旬、九月中旬以降取獲のものは刈取済にて収納するとする。

④明治七年一〇月根室支庁達⁽¹²¹⁾は鮭税の分割納付（全部、半分、三分の一のいずれか）を認める。

納期が定められているのは根室支庁が多く、また昆布が多い。これは、他に比し収獲時期が事実上制約され、また、交通が必ずしも便利とはいえないこともあり、収獲昆布の検査のための官員出張が事実上限られているためである。⁽¹²²⁾

もっとも、「開拓使事業報告」第五篇には、各支庁別に、各郡税率沿革等の表があり、納期欄が設けられている。しかし、「納期ハ収税ノ時々達スル慣例ニシテ今掲ル納期トハ概ネ徴収末ヲ示スノ必モ拘々スヘカラス」とあり、⁽¹²³⁾同旨と解せられる。

(4) これに対し、金納の場合は、当然納期を定める必要がある。たとえば、明治四年三月開拓使達「野付郡規則」は、紋粕・塩切鱒・塩切鮭を函館の相場で十月に納めることを定めている。また、明治六年七月の浦河支庁布達⁽¹²⁴⁾は、鹿皮角・魚粕・魚油・煎海鼠・昆布・秋味に依じてそれぞれ納期を定めている。これらの制度は、その後、現品で納めるように改められ短期間で終了している。ただし、営業鑑札一件あたりで物産税を納付する場合は、当然鑑札を納める際に一定額を納めたはずである。⁽¹²⁵⁾

(五) ま と め

松前藩治下の場所請負制に基づく運上金及び沖ノ口口銭・問屋口銭は、封建制度に基づくものとして、早晚廃止を免れなかった。場所請負制は、しばらく場所持制として残ったものの次第に特権を失っていき、明治九年九月に場所制度は完全に廃止される。それでも、旧場所請負人（および場所持）は地方の漁業の荷い手として財政上も重要な役割を演じる。また運上屋の所在地は後の税務機関の所在地へ変化した例も多い。

租税国家の建設を明治政府はめざし、明治八年二月雑税整理を行う。しかし、北海道（開拓使）にとって、海産物に対する租税は、雑税目の一部が該当しようとも他藩（県）の正租と同様の地位を占め沿革も古かったので、陳情の結果、廃止を免れた。

開拓使及び後の北海道庁は、海産物等に対する多くの税の整理統一に全力を傾注する。しかし、地域が広く、行政機構も複雑であり、課税すべき品目も地域により種々異った状況下では、税制の整理は容易ではなかった。大蔵省が税制統一、会計制度の統一など租税国家の統一をめざして諸施策をうちだしても、直ちには北海道に浸透しなかった。北海道物産税につき全道統一の徴収規定が制定されたのは明治一九年七月であった。しかし、このときでも、地域により、また品目により、税率や納税方法が異っていた。

あわせて、北海道物産税と共に沖ノ口口銭に源を発する北海道諸産物出港税が課せられており、海産物に対する税は重かった。地租は改正条例は北海道に対し明治十年分より適用されていたが、開墾地が多かったこともあり、地租の比重は本州各地よりはるかに低く、北海道の租税収入は海産物に対する課税が、あくまでも基幹税であった。

〔注二〕

- (87) 林健久「日本における租税國家の成立」(以下、「林」という)東京大学出版会(一九六五年)一〇五頁。
- (88) 「大全」雜稅二、一頁。
- 一諸國稅法之儀其土風ヲ篤ト不相弁新法相立候テハ却テ人情ニ戻リ候間先一兩年ハ舊貫ニ仍リ可申若苛法弊習又ハ無余儀事
件等有之候ハ、一応會計官ヘ伺之上処置可有之事
- (89) 「林」二〇五〜二〇六頁。
- (90) 「林」二〇六〜二〇四頁。
- (91) 「林」二〇六頁。
- (92) 南鉄蔵「明治維新に於ける場所請負の解体」北海学園大学經濟論集第四号(以下「南Ⅳ」という)一一四頁。
- (93) 明治二年開拓使布令録四十八〜四十九頁。
- 当今版籍返上相成候時節柄從來商人ノ身トシテ諸場所土地人民ヲ始請負支配致シ居候義名分ニ於テ不宜今般改テ被磨候
乍然撫育米ヲ始漁獵ノ諸品等遽ニ引揚候テハ差支候義モ有之候ニ付現業ノ處ハ年々漸々ニ致變革候様被仰付候條心得違等不
致様下々ノ者共ヘモ懇々可申達候事
- (94) 「南Ⅳ」一一五頁。
- (95) 「南Ⅳ」一一六頁。
- (96) 「南Ⅳ」一一八〜一九頁。
- (97) 「歴史Ⅱ」一九六頁。
- (98) 明治二年「開拓使布令録」五六〜五九頁。
- (99) 「新北海道史」第三卷通説二、五二二〜五三三頁。
- (100) 「新北海道史」第三卷通説一、五三三頁。
- (101) 「大全」雜稅二、五二七頁。
- (102) 「新北海道史」第三卷通説二、五一九〜五二五頁。

- (103) 「新北海道史」第三卷通税一、五二五～七頁。
- (104) 漁場持の性格について「新北海道史」第三卷通説二、五二七～五二八頁。
- (105) 「南Ⅳ」一二八～一三一頁。「新北海道史」第三卷通説二、五二九～五三〇頁。
- (106) 「歴史Ⅱ」、一九六～一九七頁。
- (107) 「大全」雑税二(北海道水産税)五二五頁。
- (108) 「大日本租税志」卷之四十六、三三丁。
- (109) 「明治財政史」第六卷七三六頁。
- (110) 「大全」雑税二、五二五～五二七頁。
- (111) 「大日本租税志」卷之四十六、三三丁。
- (112) 「大全」雑税二、五二七～六八二頁。このほか、「明治前期国税徴収沿革(参考法令編)」にも収録されている。
- (113) 明治三年一月開拓使は、「北海道生産税品は開拓使に一手に任せられてきている。租税品を諸地へ運送し直捌する際商法の税はかからないようにしたい。商人が買入れた品を売り捌く場合とは違って、諸藩の支配地の正税で納められた産物を邸内で売り捌く際に課税されていない例と同様にしてほしい」旨、中央に対し伺っている。これに対し、民部省は、「運漕開拓使直捌の分は四分の税を納めるには及ばないが、通商司官員見改め方の分については会所その他諸入用のため売捌代の四十分二(五%)を取立てる」よう指令している(「大全」雑税二、五二五頁)。
- このとき、民部省通商司は、二年二月北海道産物料理規則を設定し、産物の品種の何たるを論せず総てその価値の四%を徴収する(「明治前期経済史料集成」第二卷二五二頁)こととしている。通商司は、外国貿易の一元的掌握を図った半官半民的なものであった(「国史大辞典」9巻七〇六頁)ので、この五%は問屋口銭に相当するものと考えられる。そうすると、官の実収額はかわらないことになる。なお、通商司は四年七月に廃止された。

(114) 「大全」雑税一、五三頁。

(115) 「林」二〇九～二一四頁に詳しい分析がある。

(116) 「大全」雑税一、二七頁。

- (117) 「林」二一四～二一七頁。
- (118) 「大全」雑税二、五六一頁。
- (119) そうした指示のついた例として「大全」雑税二、六六頁。および「林」二一四頁の(注)。
- (120) 「大全」雑税二、五六一頁。
- (121) 「大全」雑税二、五六九頁。
- (122) 「大全」雑税二、六二四頁。
- (123) 「大全」雑税二、六二九頁。
- (124) 「大全」雑税二、六三九頁。
- (125) 「大全」雑税二、六四〇頁。
- (126) 「大全」雑税二、五七五頁。
- (127) 「開拓使事業報告」第五篇三七六頁。
- (128) 「開拓使事業報告」第五篇三八五～三九五、四六二～四七〇、五四三～五四六頁の各郡税率沿革等を参照。
- (129) 「大全」雑税二、五八一頁。これは、おそらく、二方法の選択を認めようとしたものであり、一定の換算率があったと考えられる。一隻あたり六四尾が定額で後は比例部分とも解しうる余地があるが、高率にすぎない。
- (130) 「明治財政史」第六卷七三七頁。
- (131) たとえば、明治六年七月開拓使浦河支庁は、現品収税を廃止し金納としようとした(「大全」雑税二、五三四頁)が、明治八年五月に現品収税(昆布は二割)となった(「大全」雑税二、五五二頁)。「海産税則」においても、浦河支庁管内は金納とされていない。
- (132) 「大全」雑税二、五七五頁。
- (133) 「大全」雑税二、五三三頁。
- (134) 「大全」雑税二、五三五頁。
- (135) 「大全」雑税二、五五四頁。

(136) 「大全」雑税二、五六二頁。

(137) 「大全」雑税二、五八七頁。

(138) たとえば、根室支庁達明治十二年達丙二十号（「大全」雑税二、六三二頁）、函館支庁布達明治一四年一九号（「大全」雑税一、六〇九頁）。

(139) 「明治財政史」は、根室支庁の布達した検査収税順序を中心に沿革を述べている。しかし、たとえば、明治一四年四月根室支庁達丙一九号は、「斯ニ先立チ擔当吏員現地ヲ巡回シ其整否ヲ檢スヘシ」とするのに対し、一四年四月函館支庁布達二九号は、「但時機ニ依リ官員巡回先ニ於テ直ニ検査スルコトアルヘシ」とし、その間に、微妙な差がある。

(140) 「明治財政史」第六卷七四二頁。

(141) 「大全」雑税二、六四二頁。

(142) 「大全」雑税二、五九六頁。

(143) たとえば「大全」雑税二、六一六頁及六五六頁。

(144) 「明治財政史」第六卷七三五〜七六一頁。

(145) 大蔵省「各年度決算書」を基に森田右一氏が作成された「明治の租税収入」（関東学園大学紀要第六号七二〜七六頁）によれば、明治八年度から二五年度までが北海道物産税であり、明治二六年度からが北海道水産税としている。

(146) 前述の資料を図示すると、次の通りである。当時の名称は現代の「税」の名称とは異なる使い方がされている。

(147) 「林」二九七頁は、「租税収入の面で、二〇年から北海道水産税を軽減することがきまり、それをうめあわせる財源が、所得税にもとめられたということである。」とする。また、「所得税百年史」(大蔵省主税局編)四頁は、「同時期に北海道水産税の減税が決定され、さなきだに乏しい財源が、いっそう減少せざるをえなかった。」とする。この部分は、林健久教授が執筆された部分と考えられる。

	13年	20年	25年	33年度
明治財政史	水産税(1期)		水産税(2期)	
法規分類大全	水産税			
森田 右一	北海道物産税			北海道水産税
北海道漁業志稿	(2年)海産税	北海道物産税		
北海道志	海産税		明治17年2月まで	
開拓使事業報告第5篇	北海道物産税		明治15年1月まで	

- (148) 「大全」 雑税二、五二五頁。
- (149) 「大全」 雑税二、五三〇頁。
- (150) 「大全」 雑税二、五三三頁。二件の布達は、松山騒動の際に出されたものである。
- (151) 「大全」 雑税二、六一七頁。
- (152) 「大全」 雑税二、六二〇頁。
- (153) 「大全」 雑税二、六〇一頁。
- (154) 「大全」 雑税二、五三三頁。本件に続くのが、明治六年七月開拓使函館支庁達一六号（「大全」 雑税二、六〇二頁）である。
- (155) 「大全」 雑税二、五五二頁。
- (156) 「大全」 雑税二、五六二頁。「海産税其他諸収税上計帳」などの様式も定められた。
- (157) 「大全」 雑税二、五六九頁。
- (158) 「大全」 雑税二、五七五頁。
- (159) 「大全」 雑税二、五五四頁。
- (160) 「明治財政史」第一卷。
- (161) 「一橋大学学制史資料」第一卷第五集附録「商法講習所年表」。
- (162) 「布令類聚」下編七〇八頁。
- (163) 「大全」 帳簿二、一頁。
- (164) 「大全」 決算報告書三、四五二頁。
- (165) たとえば、「大全」 雑税二に収録された函館県布達明治一六年甲四二号（六一二頁）、札幌県明治一六年達（五九二頁）、根室県布達明治一七年甲二二号（六五六頁）。
- (166) 明治八年開拓使分局章程

無号十二月二十五日

第四章 会計局分課章程

第二十一条 租税課

第一 租税及ヒ地券等ノ事ヲ掌ル

第一 管掌スル簿書十六部左ノ如シ

取裁録、本課届録、諸課文移録、規則編冊、地券録、租税収入録、輸出入収税録、土地売買諸願帳、土地売買明細帳、開墾地明細表、租税引渡帳、租税明細帳、鑑札録、船艦明細帳、船改所出入物品表、罰金徴収簿

第三 租税ノ法旧制弊害アルノ類ハ実地ヲ檢シ便宜斟酌シテ之ヲ勸業、地理二課ニ商議ス下三項之ニ準ズ

第四 地券ヲ製スルハ総テ実地ヲ檢シ規則ニ從ヒ之ヲ施行ス

第五 開墾地租ハ土地ノ品位及ヒ收穫ノ多寡ヲ審査シ規則ニ照シテ之ヲ定ム

第六 土地ヲ売買スルハ実地ヲ檢シ其ノ品位ヲ査定ス

第七 凡ソ租税ハ収入録ニ記シ其ノ現数ヲ詳載シテ検査課ニ送り会計局長及ヒ出納課官員連署ノ領証ト交換シ之ヲ租税引渡帳ニ記ス

この(一)を通じ、「明治財政史」第一卷三八七〜三八九頁、同三九三〜三九四頁、同四二二〜四一七頁及び「国税北海道七十年のあゆみ」(札幌国税局編、昭和四二年)第二編「稅務機構の変遷」(以下、「七十年のあゆみ」と略す。)

(167) 「明治官制辞典」二五七〜二五八頁。

(168) 三原一局時代における租税体制は、表7のとおりである。北海道事業管理局は、農商務省に所属したが、北海道庁設置の際に三原とともに廃止された。

(169) 札幌県分課章程

(明治十五年布令全書丙第一号三月十六日)

第五章 租税部

第一条 徴収係

- 第一 国税地方税出港税徴収ノ事
 - 第二 諸税収入予算及ヒ決算ノ事
 - 第三 有税營業ヲ許否シ及ヒ之ヲ管理スル事
- 第一条 地券係

- 第一 地券ニ関スル事
 - 第二 官民有地ノ地籍ヲ編纂シ及ヒ地種ノ変換ヲ調査スル事
 - 第三 除税地年季調査ノ事
 - 第四 地価ヲ査定シ及ヒ改正スル事
- 「布令類聚」下編七〇八頁。出港税が別にある。

国 税		目 (19)		地 方 税 (9)	
地 租		市 街 地 券 税		氷 専 売 税	
地 券 税		同 証 印 税		網 坐 敷 税	
海 産 税		銃 猟 税		娼 妓 納 金 税	
船 税		遊 獵 税		意 納 税	
清 酒 税				鹿 場 税	
酒類受売營業税		牛馬売買免許鑑札税		劇 場 税	
車 税		度 量 衡 税		芸 妓 税	
蚕種印紙税		証 券 税		芸 娼 妓 鑑 札 手 数 料	
煙草印紙税		訴訟並文通用紙税			
官 禄 税		家 禄 税			
賞 典 禄 税					

その後、明治一八年一月大蔵達（「法規分類大全」帳簿）は、その中で次の通り税目を定めているが、明治一三年に

比へ若干減少している。

「諸税犯則者処刑報告表取調簡条通覽表」中の税目	
地租	牛馬売買免許税
地券証印税	牛馬売買免許税
地造酒税	牛馬売買免許税
酒造酒鑑札料	牛馬売買免許税
自家用酒業料	牛馬売買免許税
醫麴營業税	牛馬売買免許税
烟草税	牛馬売買免許税
銃會社	牛馬売買免許税
銃税	牛馬売買免許税
船車	牛馬売買免許税
船車	牛馬売買免許税
訴訟用印紙料	牛馬売買免許税
度量衡	牛馬売買免許税
醬油	牛馬売買免許税
菓子	牛馬売買免許税

(171) 明治三十三年大蔵省達乙七号は、租税科目を次の通り定めている（『大全』、帳簿二、一頁）。

地租	田地税	畑地稅	郡村宅地稅	山林原野牧場稅	市街地稅	地券証印稅	釀造營業稅	受売營業稅	酒類稅	北海物産稅	鉦山稅	烟草稅
田地税	畑地稅	郡村宅地稅	山林原野牧場稅	市街地稅	地券証印稅	釀造營業稅	受売營業稅	酒類稅	北海物産稅	鉦山稅	烟草稅	
証券印紙諸稅	郵便稅	訴訟野紙諸稅	代官免許料	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅
証券印紙諸稅	郵便稅	訴訟野紙諸稅	代官免許料	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅	船稅
印紙稅	押印稅	切手壳下代稅	外國郵便通送料	私書函料	為換手數料	訴訟用紙稅	裁許用紙稅	文通用紙稅	蒸氣船稅	西洋形帆船稅	統獵稅	統獵稅
印紙稅	押印稅	切手壳下代稅	外國郵便通送料	私書函料	為換手數料	訴訟用紙稅	裁許用紙稅	文通用紙稅	蒸氣船稅	西洋形帆船稅	統獵稅	統獵稅
船稅	車稅	諸會社稅										
船稅	車稅	諸會社稅										
日本形船稅	回船稅	馬車稅	人力車稅	牛車稅	荷車稅	米商會所稅	銀行稅	株式取引所稅	橫濱取引所稅	遊獵稅	職獵稅	職獵稅
日本形船稅	回船稅	馬車稅	人力車稅	牛車稅	荷車稅	米商會所稅	銀行稅	株式取引所稅	橫濱取引所稅	遊獵稅	職獵稅	職獵稅
牛馬買賣免許稅	壳藥稅	度量衡稅										
牛馬買賣免許稅	壳藥稅	度量衡稅										
營業鑑札料稅	受売鑑札料稅	尺量稅	升量稅	權衡稅								
營業鑑札料稅	受売鑑札料稅	尺量稅	升量稅	權衡稅								

- (172) 「大全」地方税一、一一七頁。
- (173) 「歴史I」、一三〇～一三八頁。
- (174) 「大全」雑税二、五二七頁。
- (175) 「大全」雑税二、五八八頁。
- (176) 「大全」雑税二、六〇二頁。
- (177) 「大全」雑税二、六一七頁。
- (178) 「大全」雑税二、六一七頁。
- (179) 「大全」雑税二、六一八頁。
- (180) 「大全」雑税二、六一八頁。
- (181) 「大全」雑税二、六二二頁。
- (182) 「大全」雑税二、六二六頁の明治十年八月の根室支庁達六四号は、三期にわたり出張するとする。ただし、明治一五年六月根室稟達乙三二号は、収税官吏は持区内を定め一週間に各干場を巡回すべしとしている。
- (183) 「開拓使事業報告」第五篇、三八五～三九六頁（札幌本庁）、四六二～四七〇頁（函館支庁）、五四三～五四六頁（根室支庁）。
- (184) 「大全」雑税二、五三二頁。
- (185) 「大全」雑税二、五三四頁。
- (186) 営業鑑札税は、通営、鑑札を受ける際に納めるものと考えられるが、前述の海産税則中、岩内郡の乾鮑は一鑑札に付夏秋二五斤づつとなっている。これは、登録料と別に納めるケースとも考えられる。「大全」雑税二、五七八頁参照。

第三章 北海道水産税

(一) 北海道庁の上申とその背景

(1) 明治二十年二月一二日、新設されたばかりの北海道庁は大蔵省に対し、(i)北海道水産税法の制定、(ii)土地収獲税法の制定、(iii)北海道諸産物出港税則並各港船政所規則の廃止、(iv)道庁経済の改正の四件を、一括して上申した。四件とも一連のもので、旧松前藩時代に由来する北海道物産税及び北海道諸産物出港税ならびに各港船政所規則を廃止し、北海道にも近代的な税制を樹立しようというものであった。

そもそも、北海道庁発足は、明治一五年の開拓使廃止後の札幌県・根室県・函館県・北海道事業管理局の体制の中で、北海道事業管理局が、開拓政策の欠如⁽¹⁸⁶⁾から、県との権限争いを生じ、県との意思のそ通も十分でなく、十分な開拓事業の成果があらなかったことにあると、いわれる。そのため開拓のあり方について議論が盛んになされた。

自由主義、経済主義者にして衆議院議員の田口卯吉は、開拓は経済法則にのっとりて行うべきで、北海道は利益のはっきりしている漁業振興からはじめること、そのためには、高率の水産税や出港税をあらためることを主張する。元老院参事官安場保和は、三県を廃止して殖民局を創設することを主張した。道内三県令は廃県に反対し、岩村通俊⁽¹⁸⁷⁾・黒田清隆・月形潔⁽¹⁸⁸⁾らも意見を述べている。黒田清隆退任後開拓使長官になった西郷従道は、開拓使を廃止して三県を置くこと及び開拓使の諸事業の引継につき、具体策を明治一五年一月建議している。西郷長官は、その中で、地方費を定額内並に出港税より補給すること、海産物より国税として現品を徴収したものを東京大阪敦賀等にて好機を待

ち払い下げるため、物産取扱所を設けることを提案している。その後、農商務卿西郷従道・内務卿山県有朋は、事業管理局にかえて殖民局を設け、三県は存置する建議を提出している。これは、県庁の政務中、殖民・山林・原野・土木・漁獵の六件を殖民局に附属せしめようとする⁽¹⁸⁾。そのほかにも多くの人が改善案を建議している⁽¹⁹⁾。

(2) 伊藤博文から北海道視察を命じられた大書記官金子堅太郎は、七十日余にわたる巡視の結果、「北海道三県巡視復命書」を提出した⁽¹⁹⁾。彼は、第一に、三県および管理局を廃止して殖民局を設置し、才学のある人材を長官にすると、第二に殖民監査官を置き、各省から適任者を選んで兼任させ殖民局の施設を監督させることを上申した。さらに、復命書の別冊で、北海道土地売賃規則の改正、道路開削の議、殖民会社設立の議、千島警備、普通教育の改革、移住民の状態と並んで、物産税及び出港税の問題を⁽¹⁹⁾、論じている。この復命書の中で、物産税と出港税は重要な地位をしめている。

金子堅太郎の物産税と出港税に関する意見を詳しく考察する。すなわち、欧州諸国の植民地では物産に税を課することは稀であり、後にやむを得ずして課税する場合でも額は極めて軽少にしようと務めている。しかるに、漁業の隆盛に伴ない、各自の漁場が近接するようになってきたが、松前藩以来の経緯があり、隣り同士の税率が異なる現状であった。このことは各県令各郡長が最も処置に苦しむところである。しかも徴収に多額の費用を要している。北海道の人民は、納租を本邦第一に負担しているだけでなく、北海道の中でも出産者は他の二倍を負担している。政府の財政が最も窮迫している際であること、物産税の手数とその費用とを減少して官民の便益をはかることを考えると、物産税を廃止し単に出港税となし、その税額は今日の物産税・出港税総高よりさほど減少しない税率に改正すべきである。試算すれば、出港税を四%から一二%まで引上げれば、総高七十七万二百円余に比し九万八千円余の不足にとどま

る。この案は北海道巡回中、県庁・郡役所・戸長役場・仲買商・出産者等より異口同音適當なる賛成がある。就中、出産者・仲買商はこの改正を希望しているとする。

金子堅太郎の案は、物産税を廃止し、出港税を引上げて税収をあまり減らさないようにしようというものである。後には、物産税が北海道水産税に改組され、出港税が廃止され、相当の減税となったわけであるが、漁業者側の要望がそれだけ強かったことを示している。また、出港税が結果的に廃止されたことは、内国関税が廃止されるという税の歴史に沿ったものともいえよう。⁽¹⁸⁸⁾

金子堅太郎により、官制が起草され、明治一八年一二月の内閣制度成立の一環として、明治一九年一月北海道庁が新設された。⁽¹⁸⁹⁾ 三県は廃止されたが、監査官制度はつくられなかった。また、井上毅の提案で名称は北海道庁とされ、当初は内閣総理大臣専属とされた(明治二三年に内務省所管にかわる)。これらの動きの背後には、薩長閥間の争いがからんでいる。⁽¹⁹⁰⁾

(3) 北海道初代長官となった岩村通俊は、北海道の事情に通じており、北海道の開発に深い関心を抱き、実情に適した方策を打ち出した。すなわち、(i) 行政事務を簡素化し統一することにより行政費の節約を図った。(ii) 鉄道・道路の建設に主力を注ぎ、拓殖行政を重視した。(iii) 漁業家を直接保護することをやめ、間接的助長に方針を変更するとともに、官貸付金を棄捐し、漁業家の負担を軽減しようとした。これらは、明治二十年五月の施政方針演説において明らかにされているが、金子堅太郎の「北海道三県巡視復命書」と、ほぼ軌を一にしている。換言すれば、北海道庁は基盤整備を担当し、資本家が実際の移民開拓を担当しようというものであった。その演説の中でも、北海道が富み、人民を多くするために沿海漁業者を奨励保護して各自殖産の道を謀らしむるより急なるものはなく、廟議も是に決

し、水産税軽減・出港税廃止の発令がなされたと、述べている。

当時、わが国の経済は資本主義経済の興隆期にあり、北海道の拓殖も、そうした状況をふまえて面目一新が必要であった。拓殖の舞台である北海道の中心産業は漁業であったから、漁業の面目一新が必要不可欠となっていた。このため、漁業にとって負担となっていた北海道物産税及北海道諸産物出港税の改善は、極めて緊急なものであった。

それゆえにこそ、明治二十年三月に前述の上申が出され、また、そのことが最初に強調されているのである。

なお、明治一九年八月、山縣有朋内相・井上馨外相が根室地方の実情を視察したことが、水産税制定に大いに貢献したことも、看過しえない事実である。⁽¹⁹⁾ 明治二十年の北海道庁の上申も、両相の視察にふれている。同様に、前述した北海道庁創設前の建議者の多くも、長期にわたり視察をしている。

(4) おりから、日本において、税制上、注目すべき税制改正が進められている。まず、租税国家の基幹税となる所得税は、大蔵省を中心に、古くからいろいろの検討が進められている。たとえば、ルードルフが起草した明治七年一月の「収入税法律案」及「松方氏所蔵の手記」所収の「所得税則」(明治一七年二月)などである。⁽²⁰⁾ 「一九年度予算調査ノ実況ニ就キ歳入ノ財源ヲ索ムルノ議」⁽²¹⁾にも所得税採用の意向が示されている。それらの検討のすえ、明治二十年一月、所得税法が大蔵省より請議され、同年一月二二日に法制局を通過し、同年三月三日元老院も通過し、明治二十年三月一九日勅令五号として公布された。

前述の「一九年度予算調査ノ実況ニ就キ歳入ノ財源ヲ索ムルノ議」では、所得税のほかに登記税の賦課と煙草印紙税の賦課が提案されている。一九年八月には登記法が法律一号として公布された。さらには、間接税の増税も検討され、一九年八月勅令六十号をもって自家用清酒の製造が禁止されている。そのほか、明治一八年七月には太政官布告

一〇号でもって醬油税則が復活され、同一八年菓子税が布告一一号で創設された。十八年十一月には、布告三八号「米商会所並株式取引所收税規則」が制定され、それらに関する收税規則も整備された。

当時、日本の基幹税であった地租についても重要な動きがみられる。明治一八年二月大蔵省訓令主秘十号により地押調査が行われている（完了は四年後）。明治二二年三月には、勅令九号土地台帳規則が制定された。これにより地券が廃止され、地租は土地台帳（地租に關する一切の事実が登録される。）に登録された地価により記名者から徴取されることになった。また、北海道地租は従来は地域により、適宜の納期を定め徴収していたが、明治二二年十月の大蔵省令一二号により納期が全道統一された。地租税率の推移については表8参照。

このように、明治二十年当時、一連の税制整備が行われていた中であって、雑税的性格を大きく残していた北海道物産税をより近代的な税に改めるべきであるという意向が、関係者に強かった。それによって、北海道にも租税国家を明確な形でつくりあげようと関係者は考えていたと、考えられる。

(5) 上申の掲げる理由は、次のとおりである。

(1) 水産税法案……物産税額は請負人からの上納金と請負人の所得とを併せたもので重く、各所の税率も一律ではない。また、現品徴収の方法をとり、吏員が派遣され全てを検査することになっているが、管内が非常に広く、極めて煩雑で費用がかかりすぎ、場合によっては收税額を上回ることもあるなど、弊害が多い。道民が売却の機を失いかねない状況に追いこまれている等、物産税の重きに苦しんでいる。こうして、開拓をのぞむ政府の意向に反し海産の衰退を招きかねない状況にある。

(4) 出港税廃止……物産税の負担に加え出港税を負担している現状では、海産業の繁栄はとても望めぬ。さらに、

北海道には良港がないため、検査未了の間風浪のため退避することがあるほか、検査費がかかるだけでなく脱税は避けられない。

(ハ) 北海道収獲税法……北海道の地租は内地に比べ相当低いとはいっても、荒野を開墾するには重いし、收穫量を離れて地租を賦課するのは租税の原則に反す。そこで、五年ごとに收穫価格を調査し、課税できるようにすべきである。

(ニ) 道庁経済改正……以上の改廃に伴い官吏の減員、手続の簡素化を行なうとともに一九年度収入の残額の交付を望む。今後は、北海道より収入するものは北海道のために支出し、起業殖産の盛なるに従い北海道に要する費用は北海道より生ずる収入でまかない国家の補給をあおがずにすむような経営を行う。

(6) これらの上申理由をみる限り、物産税と出港税の二種の負担を軽減することに重点があることがわかる。また、それは道庁設置の目的にも合致している。

なお、土地収獲税法案は法制局審議の段階で取下げられ、「法規分類大全」には掲載されていない。上申理由から考えるに、それは、地租のように法定地価に賦課するのではなく、五年毎に收穫価格を調査し、それに対して課税しようとするものである。従って、地租を根本的に改めようというのに等しく、時期尚早で受け入れられるのは難しい状況にあることは事実である。全国的に地租が賃賃価格に基づいて課税されるようになるのは、昭和六年のこと、北海道庁の上申はその先駆けとも言うべきものであって、法定地価に基づく課税をやめようとするものであった。もし受け入れられていれば、地租の歩みも変わったものとなったことであろう。

また、道庁経済改正の義は、将来は北海道の収入で北海道の支出を賄おうというものであり、当時の現状を示すと

共に、国の補助金を受けずに北海道を經營していきたいという希望を示している。すでに、北海道諸産物出港税は国税でも地方税でもないという状況下におかれ、「道路堤防修築賑恤貸与等専ラ人民公益ノ費途ニ充ルヲ例トス」と(20)とされている。道庁經濟經濟改正の義は、そうしたやり方を徹底し、北海道の独自性、自己完結性を示そうとしたものと考えられる。明治政府が所得税を創設する理由に北海道物産税の減税を掲げていても、北海道庁は必ずしも同調して(20)いないかのようである。

(7) 北海道水産税法案は表9のとおりである。第一条は水産物採取人又は製造業人より税金を徴収するとしている。第四条で水産物採取又は製造の營業を為さんとする者は水産物營業組合に加入することとされている。第五条はその組合の収税委員が郡区長の徴税令書に従い、その組合の水産物採取又は製造業人より水産税を徴収し、戸長役場に納付すべしとする。そして、第七条は、郡区長は不納者の營業を停止し、公売処分を執行できるとする。これらを見る限り、水産物採取又は製造業人が納税義務者であると考えているように見うけられる。しかも、「収税委員」という名称は、今日の源泉徴収義務者よりも納税義務者に近いものであることを示唆している。また、これらの規定からは、水産物營業組合員間に連帯納付義務ないし責任を負わせることを考えていないように解される。

第二条は、水産税を徴収すべき水産物をかかっているが、これが課税物件であるとははっきりした表現ではなく、課税物品の規定にとどまる(物品税法(昭和三七年法律四号)の規定参照)。なお、従来課税されてきた魚油は、絞粕に課することから二重課税にならないように除外し、また寄鯨は死鯨の漂流物であり課税対象として適当でないから除外したという。

第三条は、水産税額は、明治一五年より一七年までの三カ年間の水産物採取高又は製造高を平均し、その三カ年の

平均相場を以て税額とする。そして、一七条で、従来物産税を徴収せず鑑札税を徴収してきたもの、あるいは、鑑札税をも徴収してこなかった場合には、現取穫高又は製造高により明治一五年から十七年までの三カ年平均相場でもって税額を定むるとする。豊凶の存在を考慮した課税標準の計算規定として理解できる。

四条は、水産物の採取又は製造の営業をなさんとする者に、水産物営業組合に加入し起業以前に組合の収税委員に届出ることを要求し、九条で違反した者に罰金を課し採取製造した水産物を没収するとする。現代の法、たとえば物品税法（昭和三七年法律四八号）等では罰則規定が整備されているし、偽りその他不正の行為により免れ又は免れようとした行為は可罰行為である。しかし、本法案では条文上は対象とされていず、加入義務および起業届違反のみを処罰対象とするだけである。

そのほか、税法で必ず定めべき納期について大蔵大臣に委ねている（八条）など、租税法主義になじまぬ規定もある。この法案には、租税法主義が完全には定着していないようである。

(二) 大蔵省からの請議

(1) 北海道庁からの上申を受け大蔵省で検討が進められ、明治二十年二月二七日、北海道水産税則制定・土地収獲税法制定・出港税則廃止の三件について請議が行われた。⁽²⁰⁾ 大蔵省は、これらの案が北海道の現状に副うものとして速やかな施行を求めるとともに、法案の条項中不完備と認めるもの等を修正したとする。しかし、法案の名称を「北海道水産税則」と改めたにとどまらず、大幅に変更を行っている。請議（以下、「大蔵省案」という。）と上申との対比については表9を参照。

(2) 大蔵省案は、北海道水産税を「其營業人組合ニ賦課スルモノトス」としており、營業人組合を納税義務者と考へているように思われる（營業人は「水産物ノ採取人又は水産物ヲ以テ製造品ト為ス者」で、北海道庁案の「水産物採取又は製造營業人」と、同義と思われる。）。

しかし、十一條本文が「水産税ヲ納納スル者ハ其營業ヲ停止シ先ツ其現在スル水産物ヲ公賣シ仍ホ營業ニ使用スル器具船舶建物及海産乾場ヲ公賣スルコトヲ得」としていること、また十三條が「此税則ヲ犯シタル者ハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス」としていることは、水産物營業人を納税義務者と扱っているようでもある。

また、「未製造ノ水産物ヲ製造品ト為ストキハ其製造品ニ就キ又無税品ニ製造スルトキハ其未製造品ニ就キテ課税スヘシ」（九條）の規定も、未製造品と製造品の二段階で課税することを避けるためとはいへ、組合が納税者であれば、意味に乏しい。いづれにしても、納税義務者と徴収義務者とが、厳密に区別されていない。

(3) 大蔵省案では水産物營業人組合の収税委員は、重要な役割を負わされており、それに伴って規定が整備されている。すなわち、第七條で水産物營業人組合中に収税委員を置き組合に係る収税事務を担当させること（七條）、および収税委員が毎年水産物營業人の水産税賦課額に対し各自の負担すべき税額を評決せしめ郡区長の認可を経て之を定めること（八條）とされている。しかし、この八條において「水産物營業人ノ水産税賦課額ニ対シ各自ノ負担スヘキ税金」という文言が用いられていることは、誰が納税義務者であるか区別されていない例でもある。強いて考えれば、「水産物營業人」の次に「組合」の二字を入れて考えることにならう。なぜならば、徴税の便宜から組合を結成させようとしているからである。⁽²⁰⁾さらに、収税委員が各營業人に負担させた金額を国（すなわち郡区役所）に納付させる規定が削除されたのは、当然であり規定を残す必要がないと判断したのであらう。

また、大蔵省案では、十六条で「營業者ニシテ其水産物ノ採取又は製造高ヲ偽リ脱税ヲ図リタル者」にも罰則が定められた（附則としてではあり問題の重要性を意識していない。）こと、第五条但書で法制定後課税標準が妥当でなくなるに至った場合の規定が定められたことは当然である。一方、納期等重要な事項を大蔵大臣の定めにて委ねていることは、道庁案と同じである。

(三) 内閣での審議

(1) 北海道水産税則及び出港税廃止の件は、明治二十年三月八日、一部修正のうえ法制局を通過した。⁽²⁰⁾法制局案では、「北海道水産物營業人ハ此規則ニ依リ水産税ヲ納ムヘシ」を第一条に置き、水産物營業人が納税義務者であることを明言しているかのようなのである。そして、個々の怠納者に対する強制徴収処分の規定も引継いでいる。

しかし、第十条本文「収税委員ハ水産税賦課額ニ対シ營業人ノ組合会ヲ開キ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡區長ノ認可ヲ輕テ之ヲ定ム」、

第三条は「水産税ハ水産物營業人各組合ニ於テ採取又は製造シタル水産物價格百分ノ五ヲ以テ一年ノ定率ト為シ之ヲ組合中ノ各營業人ニ配當シテ徴収スルモノトス」、

第一条は「水産税ハ營業人各自其納期ニ從ヒ組合収税委員ニ納ムヘシ収税委員ハ營業人各自ノ税金ヲ徴収シ之ヲ郡區役所ニ納ムヘシ其怠納者アリタルトキハ之ヲ郡區長ニ届出ヘシ」

第一六条本文は「従前現品定税ヲ徴収シ又ハ現品税ヲ徴収セス若クハ無税ニシテ明治十五年ヨリ同十七年マテ其採

取高又ハ製造高詳カナラス税額ヲ組合ニ賦課シ難キモノハ当分営業者各自ノ現採取又ハ現製造高ニ依リ税金ヲ徴収スヘシ」とする。

これらを整合的に理解するとすれば、北海道水産税は水産物営業者組合に向つて5%賦課し、三条の規定によつて水産物営業者の組合員に配賦され、水産物営業者の各人が負担するものと考へたようである。そうすると、第一条に転嫁帰着の規定を置くことになる。なお、納期や組合の評決方法等の重要事項が大蔵大臣に委ねられていることは、それまでと同様である。

(四) 元老院での審議と法制局での再修正

(1) 明治二十年三月十八日内閣より元老院の議定に付された「北海道水産税則」案は、同月二二日審議が始められたが、同月二三日の第三読会において全部付託修正委員が選定された。修正委員の修正報告案(多数の修正箇所がある。)が、翌二四日に開催された第三読会に於て審議され、一部再修正のうえ、上奏された。⁽²¹⁾

法制局は課税物品を第一類及第二類にわけ、未製造の水産物・製造品、無税品といった用語を使用することを止めたほか、納税先を郡区役所から他の税と同様に国庫金出納所と改め、その他の条文修正を行ない、三月二五日上奏した。それに基づき「北海道水産税則」は、明治二十年三月二八日勅令第六号として公布された。所得税法(勅令五号)に続く法律として公布されたことは、関係者がいかに重要視していた法であることを示している。なお、元老院は、明治二十年四月五日、検視会を開き公布を承認した。⁽²²⁾

こうして、北海道物産税が北海道水産税に改められるとともに、北海道諸産物出港税も廃止された。これによつ

て、北海道水産税は金納となり、税率も平均百分の十四弱（岩村北海道長官が内閣総理大臣に上呈した謝辞の中で述べられているもの。）から百分の五に、大幅に引下げられた。

法制局参事官は、元老院において、北海道物産税は年平均五五〇五六万円の収入があったが、明治二十年度の歳計予算では貳拾万円見込んでいたので、北海道人民の負担減は四四〇四五万円になるとともに、出港税は年平均一四〇一五万円の税額があったと説明している。⁽²³⁾ また、北海道物産税の収納検査のための官吏の出張旅費は約八万円も要した⁽²³⁾（すなわち約一五%の旅費がかかったことになる。）とも説明しているので、国としては差引実質五二万円の減収となる。

なお、「北海道漁業史」三二七頁によれば、物産税は六割四分強軽減され、水産物出港税も加えると五六万円余が軽減されたことになり、これを本道漁家に配当するときは一戸平均二八円六二銭余も軽減されたことになったという。前述の岩村北海道長官の謝辞が、「人民は従来重劇の負担を免れて斯の望外の恩典に逢ふ。…驩欣喚呼手の舞足の踏む所を知らず。」とするのも無理はない。⁽²⁴⁾ その後、「北海道水産税則施行細則」が、明治二十年四月十九日、大蔵省令六号として公布された。

(2) 本案制定の理由につき、参事官は、(1)全道の漁業は退縮し明治七、八年に比較すれば殆んど半分にも及ばず、漁業の盛んな東海岸についても休養の策を講じなければ東海岸の地方は終に貧民の巢窟に化してしまふ。(ロ)物産税は旧幕時代に比して軽減されていないばかりか、実物を以て徴収する方法をとっており、官庁が人民に不便をかけまいとしても、巡回が大変で、点検の際人民は売買の機会を失い甚しきは腐敗せしめることすらあり、一割二割の税率であっても実質上三割ないし四割にあがることも無いとはいえない。さらに、官庁も巨額の旅費を要するだけでなく、税

品を売却のためにも多くの費用を要しており、人民に苦痛を与えるだけでなく、官庁にとっても不利益が甚しい。(v) 出港税は、封建時代の遺物であり北海道にのみ残すのは倫理に反するだけでなく、税収も少ない。営業者にとっても、貨物の出港に際し一々官吏の検査を要し不便である、と力説している。(216) 北海道庁の上申理由と同様である。

この案に対し、村田保議官は、「海関税以外ニ一割ナイシニ割ノ苛税ヲ徴收セルハ租税ノ原則ニ背戾スル」とし、この案は「頗ル事理ニ適當スル」とし、(217) 輯取素彦議官も「今日減税ヨリ生スル一時ノ損失ハ他日永遠ニ税源ヲ増スノ種子」とする。(217) 津田真道議官に至っては、少く租税を課して営業者を富ませ以て国庫の収入を増加するという易き道理にかかわらず今日に至るは「初メテ経済ノ原則ヲ知レリト言ハハ嗚呼亦晚イ哉ト評センノミ」とした程であり、(218) 時的にも妥当であつたと思われる。

(3) 元老院會議で議論されたものとしては、(i) 課税物品の適否と範囲（一次品と二次品の関係、産地等）、(ii) 営業者に課税するのか、営業人組合に課税するのか、営業人組合の中で営業組合人に適切に負担させられるのか、(iii) 自首に對して税金を追徴しその罪を問わずとすべきか、(iv) 課税標準算定後に不相応な課税標準となつた場合に課税標準を修正する場合の要件、(v) 収税委員の人員・任期、(vi) 水産物営業人組合の評決の順序及び総代人選挙の方法などがある。元老院會議及び法制局において、これらを中心に論議がかわされたが、結論が逆転したことは少ない。

(五) 課税物品

(1) 課税物品をどう定めるかは、税法にとって最も重要な事項であるが、大蔵省・内閣においても「實際家ノ意見ニ依リテ北海道庁長官ノ提出セシ者ヲ其儘ニ列記」したものが通過した。(219) 參事官も十分に答えられなかったし、北海道

水産税則案に対し盛んに発言をした三浦安議官も「(課税の品目の) 當否ニ至リテ到底本官等ノ知ル所ニ非ス…(中略) 内閣ニ於テ其意見ヲ採リ第四条以外ノ水産物ニ課税セサルノ決意アル以上ハ縦令ヒ本院ニ於テ其當否ヲ議スルモ恐クハ從勞ニ屬センノミ因テ第四条ハ結局北海道庁長官ノ意見ニ任スルノ外ナシト思考ス」としている。⁽²⁰⁾元老院の限界を示している。なお、元老院でのやりとりにおいて、「課税ノ品目」と表現され、「課税物品」という包括した概念は使用されていない。

(2) 課税物品について、(a)もつと多くの産物があるのに課税しない例、(b)同じ品目ではあるが別種がある例、(c)品目によっては数種の製造方法が記されているのに別の品目では一種しか掲げていない等、いくつかの指摘がなされている。産物があるのに課税しないものとして、鯷魚(いわし)、水獺^{すいだつ}(かわうそ)、水豹^{すいひょう}(あらざし)が指摘されたが、非課税であると参事官は回答している。(b)「海馬」について、田中議官は、(i)海馬、(ii)沖繩八重山島にて肉を食い皮よりダシをとるもの、(iii)魚類中の海馬、(iv)カラフトで水象牙をだすところの海馬の四種を指摘する。⁽²¹⁾公布文には仮名があるので、オホーツク海等とれるトドのことであると判明するが、皮も上質ではなく肉も必ずしも美味とはい難く、課税物品としての適性は高くない。(iii)はタツノオトシゴ、⁽²²⁾(iv)セイウチのことである。

(3) 仮にカラフトでとったトドはどうなるのか。第六条に「北海道ニ於テ該税品払下ヲ為シタ」とあるので、北海道に於て払下げたトドは対象となるが、漁民が水産物営業人組合に加入していない限り課税できない。おそらく加入させられるであろう。

また、鮪を津軽海峡で北海道の漁民と青森の漁民がとった場合、北海道の漁民がとった場合(組合に加入している)課税され、組合に加入していない青森の漁民には課税されない。こうした点からも、北海道水産税が松前藩に

由来していることが明らかである。

なお、明治十七年五月の「北海道水産物取獲違反者処分方」(北海道水産税則により廃止される。)の中では、「北海道ニ於テ納税スヘキ水産物」という文言が用いられている。⁽²²⁶⁾

(3) 田中議官は、(イ)魚粕が課税品目となっているところから鯨粕鯨鱈鯨鮐等を含ませしめるべきなのに鯨鱈鯨鮐を列記しているのは何故か、(ロ)鯨は生鯨以下六種を列記しているのに、昆布は昆布としか記載せず刻昆布、元折昆布、花折昆布を掲げないのは煩簡を異にすると、指摘した。⁽²²⁵⁾しかし、他の議官の関心をひかず、参事官も北海道庁長官の提出せるままであり、鯨は掲記された五つの方法で製造されたもののみが課税されると、回答したにとどまる。⁽²²⁶⁾この結果、魚油・寄鯨・鱈・丸乾ニシン、かわうそなどが課税対象から除外された。あわせて、第七条により、生鮪を塩鮪にするときは塩鮪のみに課税され、生鮭を缶詰にするときは生鮭のみに課税されることになった。

他方、鮪や鰯などは製造方法がはっきり区分されて全道で課税されるようになっていた。また、それまで各種の魚種毎に粕の税率が定められていたが、北海道水産税則では魚粕および鯨鱈鮐として統一的に課税されることになっている。

課税品目は、「開拓使事業報告(第五篇)」・「開拓使管内海産税則」・「開拓使函館支庁海産物税則」・「北海道漁業志稿」をみても、地域的にも種々雑多であった。課税物品の変遷の理由を研究した文献も見当たらない。⁽²²⁷⁾北海道水産税則の課税物品は、少なくとも、明治一三年頃にはどこかの地で課税されている。北海道水産税則制定の際、漁獲高・生産高がある程度あり、北海道経済の発展を阻害しないで課税に適するものが、選ばれているはずである。なかには、生産高、漁獲高が減少したり、新しい製造方法が開発されたものも含まれているはずである。

なお、銀杏草は、「海産税則」(案)、「開拓使事業報告(第五篇)」をみると、胆振国(室蘭・有珠・虻田郡)でしか課税されていない。しかし、資料によれば、塗工用や膠着用糊料原藻として使用されており、⁽²³⁾ほぼ全道で生産されている布海苔と同様に担税力が認められたわけである。なお、銀杏草は現在では稚内周辺でごく少量採取されているにすぎない。

(六) 納税義務者

(1) 論議の結果、「北海道水産物営業者ハ此税則ニ從ヒ水産税ヲ納」めることになり(第一条)、納める水産税は「各組合水産物産出高價額百分ノ五ヲ以テ其組合一箇年ノ税額ト為シ之ヲ各營業人ニ賦課スルモノトス」(三条)とされた。法制局参事官は、三条の「精神ハ水産物營業人ノ組合ニ於テ採取シタル水産物又ハ組合ニ於テ製造シタル水産物ノ價格百分ノ五ヲ以テ税率ト為シ而シテ其組合ノ区域中ニ在ル各營業人ヨリ税金ヲ徴収スルト云フニ在リ(中略)単ニ組合ニ賦課スルモノトスト言フトキハ此水産税ハ全ク組合ノ共同負担即チ一区域内ノ連帶責任ト為リテ遂ニ各營業人ヨリ徴収ス可キ本旨ヲ失フノ虞アリ」と述べている。⁽²⁴⁾また、同参事官は一六条について、「此税ノ性質ハ断然組合税ナリ但シ一層的切ナル言語ヲ以テスレハ配当税ト言フモ可ナルカ如シ何トナレハ官府ヨリ税額ヲ組合ニ賦課シ組合ヨリ各營業人ニ配当シテ徴収スル者ナレハナリ此ノ如キ精神ナルヲ以テ第三条ニ配当シテ徴収スト言ヒ又本条ニ組合ニ賦課シ難キモノヲ掲ケタリ」と述べている。また、十条の「収税委員ハ水産税賦課額ニ対シ營業人ノ組合会ヲ開キ各自ノ負担スヘキ税金ヲ評決セシメ」云々について、参事官は、「水産物ノ採取高製造高ニ依テ甲ノ税金幾可乙ノ税金幾許ナルコトヲ評決セシムルニ止マリ彼ノ府県會議員カ地方税ノ収支ヲ議スル如キ重大ノ議事ニ非サルナリ然レト

モ従来北海道ノ漁業者間ニハ自ラ一種ノ様式ニ似タル者アリテ他ヨリ新来ノ漁業者ハ必ス其組合ニ入ラシメ且新入ノ者ヨリ多額ノ税ヲ出サシムル等ノ申合規則アリ故ニ収税委員ヲシテ此等ノ悪弊ヲ除キ新舊營業者ノ間ニ幸不幸ヲ生セサラシメントスルナリ」と、回答した。

これを通観する限り、あくまでも、組合に課せられるもので、個々の營業人は単に負担するにすぎない。そして、一二条の公売に関する規定は、組合において処分ができないので政府に請うて公売処分を行うことを示すものにならざるを得ない。たしかに、収税委員からの届書には怠納者に係る公売処分を記載することになっており、収税委員は国の徴税機関ではない。要するに、納税義務者は水産物營業人組合であり、現実の負担者が個々の水産物營業人ということになると思われる。それでは第一条の位置は妥当とは言えず、「北海道水産税法」(案)のように一条に定めた方がよかつたのではないか。山口尚芳議官の発言のように、北海道庁案の方が前後矛盾することは少ない。たとえば、「北海道ハ一種特別ナル地方ナリ特別ナル地方ニ施行スヘキ法律ハ之カ大要眼目ヲ明ニセハ足レリ」(三浦安議官)⁽²³¹⁾という状況にあつたとしても、必ずしも適当とは言えない。

なお、法制局参事官らは収税委員を特に権限を持つたものと考えず、機関的なものと考えている。とすれば、収税委員を漁場持(特に古平場所)⁽²³²⁾程度のもつと考へていたようである。場所請負時代を卒業しようとして、漁場持方式を採用しようとしたのであろうが、場所請負制に由来する慣習(たとえば、新加入業者に負担を重くする)を北海道水産税則の制定によつて是正できたのかは、疑問が残らざるをえない。

(2) なお、村田保議官は、本案の精神は直ちに營業人に課税せずして組合に賦課するのであるから、三条の「之ヲ」以下十三文字を「各營業人組合ニ賦課」に代へることを提案した。⁽²³³⁾村田保議官は、内閣委員が本案の不完全なる所以

を明言する以上還上すべきであるが、施行期日まで七、八日しか無いので全部付託調査委員会を開くよう提案したが⁽²³⁾受入れられず、第三読会においても全部付託調査委員を設けるよう提案した。⁽²³⁾村田保議官の提案は、三条について一部受入れられたにとどまる。

三浦安議官は、多くの条文について村田保議官と、原案支持の立場から論争をくり広げたものの、誰が納税義務者であるべきか、どうすれば首尾一貫した条文となるのかについては、実のある議論がなされていない。いずれにせよ、何人が納税者であり、義務者であるか、関係者の認識は十分とは言えない。のちに収税委員が納税委員とあらたまり、納税人という用語が使用されるようになって、次第に水産物営業人が納税者となっていく。

(七) 水産物営業人組合・収税委員

(1) 水産物営業人とならんとする者は水産物営業人組合に加入しなければならず(北海道水産税則(以下、「税則」という。八条)、水産物営業人組合は北海道庁長官が決める(税則二条)。これを受け、明治二十年五月二十日、北海道庁令四五号でもって営業人組合が定められた。⁽²³⁾当初は五〇組合が定められたが、分離・統合により最終的には六〇組合となっており、その数は場所請負制末期の場所数にはば等しい。また、営業人組合の事務所が設置された地の約四割が、現在税務署が設置されているか又は過去に設置されたことがある地(表10参照)であり、現在の税務署の所在地の半数が水産物営業人組合の事務所のある地である。

(2) 水産物営業人組合が定められるのに先立つ明治二十年五月二日、北海道庁令四七号として水産物営業人組合規則が定められている。また、水産税の納期及水産税則施行に関する細則は、明治二十年四月一九日、大蔵省令六号「北

北海道水産税則施行細則」(以下、「細則」という。)として定められている。これらの整備により、元老院で指摘された事項、すなわち、(i) 収税委員の人員及在職の年限・資格 (ii) 営業人組合会の定数、評決の順序、総代人選挙の方法等が定められるとともに、納期など税にとって重要な事項が定められ、これに従って、水産物営業人組合が運営されていくことになった。今日ならば、法律で定められる事項の多くが、それ以下の段階の法令によって定められているのは、時代のしからしめるところである。

(3) 組合の中心をなす収税委員は、各営業人の税金を徴収し、徴収した税金を国庫金出納所に納める責務を負い、怠納者が出れば郡区長に届出て強制徴収処分を発動せしめるといふ重要な責務を負っていた(税則一一条二項・三項)。

参事官は、収税委員を准判任とし任期は凡そ四〜五年にして組合の大小に依り一組合に一人あるいは二〜三人を置くことを考えている旨、村田議官に対し答弁している。⁽²⁴⁾ また、参事官は、楫取議官の質問に答え、「収税委員ナル者ハ恰モ今日ノ戸長ノ如ク税金ノ徴収上納ヨリ組合会議ノ議案ヲ編成スルニ至ルマテ悉ク之ヲ一身ニ負擔シテ公正直実ニ事ヲ処理スル者ニ非サレハ能ハス然ルニ納税額ノ多キ者ハ必シモ漁業ニ精シカラス資産ニ富メル者モ亦未必シモ好人物ニ非」ず、このため「北海道庁長官ヲシテ組合営業人中ヨリ人物・資産・事業ノ三者ヲ兼ヌル者ヲ選択シテ収税委員ニ任用セシメント欲スルナリ」と答弁している。⁽²⁵⁾ 立法時には、官側が収税委員を主体的に選任し、官側に近い立場に立つものと、観念している。ただし、細則には収税委員の定数は規定がないが、「税則資料」の明治二三年二月十八日の決議によれば、収税委員が納税委員と改められる当時、「各組合とも二名以上」との定めがあった。

選ばれた収税委員は、郡区長より徴税令書を受けたときは、一人別納税元帳により各納税者に徴税伝令書を交付し税金を取りまとめた後なければならぬ(細則八条)。そして、取りまとめた税金は細則九条但書の場合を除き翌日まで

に国庫金出納所に納付しなければならなかった(細則九条本文)。収税委員が戸長に委託して納めようとするときは、徴税令書を受領する際に郡区長に届出ておかねばならない(細則一二条)ので、収税委員は当時相当苦勞したことと想像される。さらに、収税委員は、毎年水産物毎の種類の出産が終ったときに産出の水産物の総高並びに価額を調査し産出の季節を限らないものは四月及び九月に前月までの総高を調べ、それぞれ戸長を経由して郡区長に報告することが要求された。それまで現品定税を徴収し又は現品税を徴収せず若くは無税にして、明治一五年より同一七年までの三箇年間の産出高が詳かでない水産物営業者からは、一定期間毎に産出した水産物を一種類毎に取調べ報告する義務をも負っていた(細則三〇五條)。さらに、私事旅行は勿論、公務旅行でも郡区長の認可が必要であった。⁽²⁴⁾

(3) もともと、収税委員は、官吏ではなく組合を代表するものでもなかったので、會計法(明治二二年二月法律四号)による徴収責任者として適当とは言えず、會計法上の「出納官吏」(政府ニ属スル現金若ハ物品ノ出納ヲ掌ル所ノ官吏)ともまぎらわしかった。おりしも国税滞納處分法(明治二二年十二月法律三二号)が制定されたのを機会に、明治二三年二月法律八号をもって北海道水産税則が改正された。⁽²⁵⁾この改正により、「収税委員」が「納税委員」と改められて組合に係る納税の義務を掌ることとなり、組合会において互選された若干名が北海道長官より指定され、三年間の任期をつとめることとなる。ここに納税委員の人数について「若干名」という表現ではあるが成文化されるとともに、水産物営業者組合側の意思もくまれることとなった。組合会の会員数は、五名以上一五名以下が原則である。

もっとも、「税則資料」に収められた明治二三年二月二十八日の決議は、現今の収税委員の定数は各組合とも二名以上であるが実際は定員以内で事務が行われるほか、減員の申立もあり、事故あるときは臨時代理で為さしむるのも差

支えないとし、各組合の納税委員の数を表10のとおり概定している。従前も各組合の收税委員の定数があつたことになる。また、多くの組合の委員数は一人であり、二人のところは生産・収獲量の多い組合か、将来に組合の分割が行われる組合である。

(4) また、明治二十三年二月法律第四号「北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ国税徴収ノ件」⁽²⁴⁵⁾と内容が重複する税則の一部が削除されている。こうして、水産物営業人組合に対し徴税令書を郡区長より水産物営業人組合に発し、水産物営業人組合は其組合中の水産税をとりまとめ金庫に納付する等の手続が整えられた。しかし、前述の明治二十三年法律四号の第五条は、「各納税人ハ税金ヲ戸長又ハ水産物営業人組合納税委員ニ払込ミ其領收証ヲ受クヘシ」とする。各組合員が領收証を受けとるのは当然で、「納税人」という表現は組合課税を脱却しようというネライが込められている。

「税則資料」には、明治三十年現在の水産物営業人組合の規則が収められている。それによれば、納税委員は水産物営業人からの各種の届を受け付けるとともに、郡区長から納税委員に対して各種の報告がなされる。水産物営業人組合の会頭は納税委員を以てあてられる。納税委員に関する費用の予算・徴収方法を納税委員が決めても組合会の同意が必要である。納税委員の事務扱所が営業人組合の納税事務所となるが、支所の設置は組合会の議決と郡区長の認可が必要である。これらは、納税委員が組合の重要な意思決定機関ではあるものの、場所請負人とは異なり、納税委員の意思だけで何事も決められなくなっていることを示している。

(5) 組合会は、北海道水産税則十条により、「組合ノ税額ニ対シ各自ノ負担スヘキ税額ヲ評決セシメ」ることが本来の職務で、納税委員に充てられる者を互選する(規則十一条)。組合会の議案は、組合の納税委員が発する(規則一

七条)。

組合会の会員は、組合水産物営業人の投票を以て選挙によって選ばれるが、選挙されないとときは郡区長は北海道庁長官の指揮をおおぐことになっている(規則一三条)。その任期は三年であるが、再任も認められている(規則一五条)。組合員全員が組合会員とはならない。⁽²⁴⁸⁾

組合会は、毎年一月ないし五月の間に開き、その日限は五日以内であるが、会員の出席が過半数に充たないときは開会できない(規則八条・一八条・一九条)。土地の状況により会期を繰り上げることは可能であるが、郡区長の認可が必要である。いづれにせよ、組合の開会期日は戸長を経由して郡区長に届ける必要がある(規則八条)。明治二十年は年の途中でもあり、本年に限り組合会を六月中に開会することができるとされている(明治二十年北海道庁令四九号)⁽²⁴⁹⁾。しかし、(イ)組合会員が招集に応じないため評議を開けなかった場合、(ロ)評決すべき議案を評決しなかった場合、(ハ)開会日限内に評決をしなかった場合は、納税委員は戸長を経由して郡区長に届出なければならぬ(規則二二条)。その場合、郡区長は北海道庁長官の指揮を求めることになるが、評決が不適當と判断したときも同様である(規則二三条)。

組合会の審議は常に順調に推移したわけではない。たとえば、明治二九年三月一日、檜山ほか五郡の郡長は、檜山水産物営業人組合納税委員に関する費用予算額について、評決に至らず且つ漁期も迫り臨時会も開催する余裕もないので、前年度予算額を以て執行したい旨上申している。これに対し、同年三月二八日、前年度予算額を襲用するが、⁽²⁴⁹⁾必要の場合に於ては臨時水産物営業人組合会の評議を経て増減変更できる旨、北海道庁長官は指示している。

(1) 北海道水産税の課税標準は、各組合の水産物産出高価額（税則三条）であり、産出物そのものではない。税則六条本文は、「水産税ハ明治十五年ヨリ同十七年マテ三箇年間ノ水産物産出高ヲ平均シ其三箇年間北海道ニ於テ該税品拂下ヲ為シタル代価ノ平均シテ価額ヲ定メ」その組合の税額を算出するものとする。同条但書は、「明治二十年以後三箇年以上ヲ経過シ大蔵大臣ニ於テ北海道ノ全部又ハ其幾分ニ就キ水産物既定ノ価額ハ相当ナリト認ムルトキハ更ニ既往三箇年間ノ産出高並其売買相場ヲ平均シテ之ヲ改正スヘシ」とし、大蔵大臣に課税標準の計算方法の改正について委任している。この規定は、豊凶があること、及營業人の担税力に対する影響とを考えた規定である。六条但書は、明治二三年十月大蔵省令第二五号をもって明治二十年四月以後三ヶ年間の平均産出高と改正された。明治二四年三月大蔵省令第四号を以て明治二一年一月より同二三年一二月までの三カ年間水産物の平均産出高並に売買相場により算出価額が算定されることに改められる。その後、奥尻組合については不漁が引続いていることを理由に、明治二九年一月大蔵省令第一号により、明治二五年一月より同二七年一二月までの三カ年間に於ける水産物の平均産出高並に売買価格により算定することに改められた。他の地方においても漁の増減の差が甚しくなったところから、明治二九年九月大蔵省令十一号を以て、明治二六年一月より同二八年一二月まで三カ年間に於ける水産物の産出高並に売買相場の平均によることになった。⁽²³⁾

このように、北海道水産税の課税標準は、三年間の産出高並に売買相場の平均によっており、その変更は大蔵省令に包括的に委任されているのが特色である。この点について、税則六条但書に於て大蔵大臣に委任する区域は広汎に

すぎるのではないかとの指摘が元老院でもなされている。⁽²⁰⁾

(2) 金納である以上、納期が重要となってくるが、北海道水産税則は納期を直接定めず、施行細則に委ねた。細則一条は表1のとおり納期及び納額割合を定める。組合会の評決を以て毎納期の納額割合を繰上げ増加することができるが、郡区長を経由して北海道庁長官の認可が必要である。

これによれば、渡島国（箱館区および亀田郡を除く）、石狩国（石狩郡を除く）、後志国・天塩国・北見国を含む地域と、それ以外の区域とに分れ、それぞれ五期にわけている。前者の地域がほぼ西蝦夷地に相当し、前二期分で八割を納めるのに対し、後者（すなわち東蝦夷地にほぼ相当する地域）は一期分がごく少なく二期分から五期分にかけてほぼ均等に納付するシステムとなっている。水産物の収獲時期が違うためと考えられる。

なお、渡島国（函館区・亀田郡を除く）、石狩国（石狩郡を除く）、後志国・天塩国・北見国については、各地方漁業の期節により北海道庁長官が必要ありと認めるときは、第一期について納期を七月末までくり下げることが認められている。「税則資料」によれば、礼文・奥尻組合（いずれも二七年）・枝幸組合（三十年度以降）について適用されている。

(3) 北海道水産税は組合に対し課税され、水産物営業人から徴収し金庫に送付される建前になっている税である。そして、個々の水産物営業人が納めているときの強制徴収処分については税則一二条の規定があるが、現実はどうだろうか。年貢は連帯納付義務⁽²¹⁾であるといわれる。北海道水産税は、他藩の正租に等しい運上金に源を發し、水産物営業人組合に対し課せられるものである以上、連帯納付義務を負わせているか検討する必要がある。しかし、連帯納付義務は近代においては特別の規定がない以上、負わせられないはずである。すなわち、租税徴収の確保の観点から認

められる一種の納税義務の拡張が連帯納税義務である。⁽²⁵²⁾ また、租税は多数の納税者に対し法律の規定に基づいて課される無報償の課徴金であるので、その特殊性から特に連帯納税義務の制度が設けられたと解されている。⁽²⁵³⁾

連帯納税（連帯納付）義務があると解されていけば、滞納が発生したとしても、ごく稀であるはずである。しかし、たとえば、オホーツク沿岸のある税務署においては、水産税主管当時、多くの滞納者があり、しかも赤貧の者が多く、大量の事務を要していたが、今回主管を離れた結果、赤貧の滞納者が大幅に減少した事実がある。⁽²⁵⁴⁾ 私もかつて明治時代に漁業者の滞納が、同地域で多かった旨伝聞したことがある。

元老院審議の際、法制局参事官が「単に『組合に賦課する』とすれば連帯責任となり各営業者より徴収すべき本旨が失われる虞れあり」と回答していることを考えあわせると、連帯納税義務はなかったと解さざるをえない。その意味でも、漁業者を納税者とする方向に進んでいる。

(ウ) 北海道水産税の地方税移管

(1) 明治二十年に北海道水産税則が制定されて以来、北海道水産税は当初四年間は二十万円台の収入をあげ、北海道の租税収入の過半数を占めていた。その後も毎年三十万円台の収入をあげ、北海道の重要な財源となり、開拓に貢献していた。

日清戦争後の軍備拡張や新領土の経営のため、明治二九年に營業税が新設されるとともに、同年一〇月酒税の増税が実施された。さらに北清事変の勃発があり、明治三二年から三三年にかけ、法人に対する第一種所得税の賦課、地租の増徴、関税の増税、煙草専売収入の増加、砂糖消費税・麦酒税の新設等⁽²⁵⁵⁾が行われた。これら一連の税制改正によ

り間接税の比重が著しく高まった。すなわち、内地では間接税が地租収入を上回り、北海道においても間接税が北海道水産税を上回り、相対的に北海道水産税の重要性が低下した。

北海道水産税の比重の低下の背景には、北海道水産業の発展が農業の発展を下回っていたことがあげられる。農業は、官の支援もあり、農業戸数は、明治二年の約七万一千戸、三四年の約九万八千戸、四四年には一五六千戸と増加した。耕地も、明治二年の五万二千町歩から四四年の五八万町歩に増加した。しかし、中小漁業家には、函館・松前等の商人から資本を借り、漁獲物をその商人に独占的に販売してもらう慣行（換言すれば、二八取りの変形）が広がっていた。

(2) 一方、明治二六年十月、本州各府県では収税署が設けられ、国税関係の事務を統合したり、府県の直税署・間税署を統合して収税部とするなどの改革が行われていた。北海道では北海道庁設置以来、道庁財務部長が主任収入官吏、郡区戸長が分任収入官吏となつて、徴税事務が運営されてきた。

これら一連の税制改革の中で、収税の地方機関を府県から切り離し大蔵省の直轄機関とする機運が熟した。地方機関を監督指導すべき機会が多くなつたこと、統一的指導を十分にし納税者間の公平のくずれを防ぐ必要があつたことによる。⁽²⁶⁾そこで、明治二九年十月全国に東京外十九の税務管理局が設けられ、その下部組織として五〇四の税務署が設置された。北海道には明治三〇年四月、札幌・函館・根室の三税務管理局が設置され、⁽²⁷⁾税務署としては、明治三十年四月に札幌・函館・檜山・寿都・小樽・空知・増毛・宗谷・室蘭・浦河・釧路・根室・網走・松前・岩内・紗那の一六署が設置された。明治三三年には上川・河西の二署が設置された。これら税務署が設置された地の大半が水産物営業人組合の所在地である。税務管理局時代の租税体制は表12参照。

さらに明治三十五年十月には勅令二四一号をもって、税務管理局が税務監督局に改められ、全国に十七の税務監督局が設置された。北海道においては、札幌に税務監督局がおかれ、函館・根室の二局が統合された。税務監督局への改正の理由としては、国内経済の進展に伴い民間企業が近代化し急激に伸長しているのに対し、税務機構は府県の収税部（北海道庁財務部）以来のままで、運営が時代に合わなくなってきたことに要因の一つがあるとされる。⁽²⁵³⁾

(3) 税務機構が整備されるのと期を同じくして、明治二十年以降北海道にも自治制論が高まってきた。ようやく明治三十年五月勅令一五八〇号をもって、北海道区制・北海道一級町村制⁽²⁵⁴⁾・二級町村制⁽²⁵⁵⁾が公布された。区制は明治三二年十月実施され札幌・函館・小樽に施行された⁽²⁵⁶⁾。北海道一級町村制は、明治三三年七月、亀田郡大野村ほか五カ村、松前郡福山町ほか九カ町に施行した。北海道区制による区を、明治三三年三月勅令四七号は国税徴収法中市町村に関する条項を適用すべき公共団体と指定し、同年六月勅令二六〇号は北海道一級町村制による町村も右の公共団体とした⁽²⁵⁷⁾。一級町村以上では若干の公民権はあるが、二級町村では住民に公民権は無かった。さらに二級町村制もしかし、従来の戸長役場管轄のままの地域も多数あり、戸長役場がすべて無くなるのは大正一二年（一九二二）である。北海道の市町村の自治が他府県並になるのは、さらに後日のごとである。そうした制度の整備により、税務署の下で収税に関与する機関は、水産物営業人組合の外に区及一級町村とその他の町村との二種類が併存することになり、複雑な関係を解決する必要に迫られることになった。

(4) 帝国議会への参政が明治二三年に決ったあと、自治への強い住民の要望を受け、北海道会法が明治三四年三月二十七日法律第二号として、成立する⁽²⁵⁸⁾。北海道会は、法律勅令に別段の規定あるもののはか北海道地方費の歳入出予算及地方税の課目課率を議決することが任務（第十条）であり、他府県会にくらべて権限は強いものではなかった。

北海道会法を成立させた第一五議會は、同日、園田安賢道庁長官の企画した一〇年計画のうち、当年度分及び北海道路橋梁排水費の継続費負担を議決した。⁽²⁶¹⁾これは、形式上は追加予算であるが、同日付であり当初予算と一体となっている。それによれば、歳出経常部追加六二万二千七百円余（内北海道本庁六拾万七千七百円余）、歳出臨時部追加一九三万六千四百円余（内、北海道地方費補給五二万円、北海道拓殖費一二五万三千五百円余）、北海道道路橋梁排水費一九四万六千九百円余（＝明治三十四年度から四三年度までの継続費総額）となっている。⁽²⁶⁵⁾「北海道十年計画の概要」によれば、三三・四一万円余の計画であったが、毎年、予算として承認を得る必要のあるものが多かった。

また、明治三十四年の予算を明治三三年度の予算（表17）と比較すると、「北海道事業費」の項が「北海道地方費補給」および「北海道拓殖費」として款となり、金額も増やされている。⁽²⁶²⁾この計画（北海道十年計画）は、日露戦争に際し経費が縮少されたものの、北海道拓殖費を国費として拓殖事業を遂行しようとして地方費と国費を区別しようとしたものである。当時移民が急増してきており、開拓を効率的に進めるべく迫られていた時期でもあったのである。

このほか、明治二四年十二月渡辺千秋長官は、長官の権限を拡張し北海道開拓条例を制定して事業費を増し継続費を定め十年を以て一期と為し成功を奏すべき旨、松方正義総理に上陳している。⁽²⁶³⁾さらに、明治二六年三月、北垣国道長官も、北海道拓殖上最も緊要な鉄道工事・港湾修築・排水運河・道路開鑿の諸事業を、十二ヶ年一千四百余万円を以て完成せんとする計画をたて、井上内務大臣に具申している。⁽²⁶⁴⁾

そして、北海道会法・明治三十四年度予算（歳出追加）と一体をなすものとして、それらと同日の明治三十四年三月二七日、法律三号「北海道地方費法」⁽²⁶⁶⁾が制定された。まさに、明治三十四年度歳出予算追加の趣旨通り、地方費と国

費が区別され、北海道地方費は、北海道地方税その他地方費に属する収入をもって支弁することとなった。

こうして、北海道水産税は、国税から北海道地方税に移管された。「明治財政史」六巻七七二頁は、北海道水産税の移管について、「北海道経営ノ必要上地方費ニ関スル従来ノ制度ヲ改正スル必要アルヲ以テ明治三十四年三月法律第三号ヲ以テ北海道地方費法ヲ制定シ北海道地方費ハ北海道地方税其他地方費ニ属スル収入ヲ以テ之ヲ支弁スルコトトシタルヲ以テ従来国税ニ属セル北海道水産税ヲ廃シテ之ヲ同道地方税ノ財源ニ移スルコトトシ」と簡記する。実は、そこには、北海道水産税の国税における地位の低下と国税側における種々の税制改革、北海道側における水産業の地位の低下と、開拓の再編成と費用負担のあり方が、複雑にからみあっていた。

(十) まとめ

明治二十年前後は、所得税法が制定されたほか、登記法制定の準備、地券失効の準備など租税国家を確固たるものにつくりあげるため一連の改革が行われており、雑税廃止の網をようやくぐりぬけた北海道物産税も、近代的な租税に脱皮せざるをえなくなっていた。日本国家としても、明治一八年（一八八五）の内閣制度の発足、明治二二年（一八八九）の大日本帝国憲法発布、明治二七年（一八九四）の領事裁判権の廃止など、多くの大事業が盛んに進められていた。このときに、北海道開拓をより効率的に進めるべく、明治一九年一月、三県一局の制が廃止され、北海道庁が設置された。

北海道庁設定当時、全道の中心産業は漁業であり、漁業の面目一新が必要不可欠であった。漁業者にとって北海道物産税及び北海道諸産物出港税の負担が重く、かつ二重の負担であるとの意見が、漁業家に強かった。いずれも松前

藩時代に由来するもので、古い形態を残していた。とりわけ、北海道物産税は、請負人からの上納金と請負人の所得とを併せたものに由来していた。しかも、各地の税率、課税物品・納付時期が一律でなく、しかも現品給付が原則であるため、官民とともに不便不都合であった。漁民、北海道庁双方の事情が明治二十年ようやく受け入れられ、北海道水産税として改められた。すでに、開拓使としても、いろいろ調査を進め、検討を重ねていた。それを受けた明治二十年二月北海道庁からの上申は、大蔵省・法制局・元老院での熱心な議論の末、北海道水産税則の制定、北海道物産税の廃止、北海道諸産物出港税則ならびに各港船政所規則の廃止という形で結実し、北海道住民から大歓迎された。北海道水産税則は、一定品目の水産物を課税物品とし、水産物営業人組合毎の産高の五%をその組合の一カ年の税額とし、これを各水産物営業人に賦課するものとし、北海道の水産物に対する課税は全道で一定のものとなり、かつ金納とされた。北海道水産税の金納が認められるほどに北海道の経済が発達していた。

北海道水産税則の審議の過程で最も論議をよんだのは、水産物営業人組合の税額と定められ、各水産物営業人に賦課され、水産物営業人が水産税を納めるという仕組みであった。この仕組みが、組合税を意味するかどうかとともに、税則の各条文で首尾一貫しているかどうかであった。結局、整理されないまま成立したわけであるが、現代の租税法からみると、古い形態の税である。

収税委員（まもなく「納税委員」と改称。）の地位及び水産物営業人組合の所在地を考えあわせると、「場所持」を近代化した制度が、水産物営業人組合であり水産税区であると評価できる。国税徴収関係法制の整備の中で、収税委員が納税委員となり、水産物営業人が納税人となったのも当然といえる。

北海道水産税は、北海道の重要な収入であったが、所得税の発展、間接税の増税、地租制度の変革等が実施される

中で、その地位が低下した。明治三四年、すなわち日清・日露戦役の間で、各種の制度が変革され、また北海道開拓の新段階を迎え、開拓のあり方の方の見直しがなされる。道民の自治意識の向上もあり、北海道水産税は地方費を賄うための税と性格づけられて、地方税に移管された。明治三三年及び三四年度（当初）予算のうち、北海道関係予算の支出は、実質的に増加している（表17）。したがって、継続費等の債務負担が増加しない限り、国の財政状態によって開拓が左右される点ばかりでないものの、地方費と国費を区別することにより、国からの支出を増加させ開拓を進めようとしたネライは、ある程度達せられた。

〔注三〕

(187) 「大全」雑税二、六八八頁。

(188) 開拓使は、「開拓使一〇年計画」を、明治四年八月樹立した。この計画は、明治五年からのもので、定額金一年間二〇万円が一〇年間一〇〇〇万円に増額され、従来 of 定額米一万四千石を五く六年の二年間は支給すること、ほかに道内で徴収する諸税の処置、開拓使証券の発行も認められた。のちには、屯田植民費や幌内炭田起業費も認められている。この計画は、明治三年十月の黒田清隆（開拓次官）の建議が土台となっているが、具体的な拓地植民計画ではなく、予算上の大綱ともいえるものである。この満期を受け、開拓使存廃問題が発生した。「歴史Ⅱ」、二〇三〜二〇五頁。

(189) 北海道庁の初代長官。

なお、水産税則案の審議の際、北海道元幹部の調所廣文・東久世通禧が議官の一員となっているが、あまり発言していない。

(190) 「新撰北海道史」第六卷五六〇〜五八九頁。

(191) 「新撰北海道史」第六卷六〇八頁。

(192) 「歴史Ⅰ」、一五二頁。「歴史Ⅱ」、二五二頁。

(193) 「新撰北海道史」第六卷三九二〜六四四頁。

(194) 「新撰北海道史」第六卷六二五～六三〇頁。

(195) 金子宏編集代表「稅務百科大辭典」ぎょうせい刊、第一卷三〇三～三〇五頁「關稅」は、關稅の歴史を手數料時代、内國關稅時代、内國關稅時代にわけてゐる。さらに現在、多角的交渉によつて、關稅の障壁が下げられようとしている。これから考へても、内國關稅は廢止されるべき必然性をうかがうことができる。

(196) 「明治官制辭典」五九一～五九二頁、九七～一〇一頁。

(197) 「歴史Ⅰ」の近代・現代の部。「歴史Ⅱ」、第四章。

(198) 「新撰北海道史」第六卷六四七～六六〇頁。

(199) 「根室郷土史」(一九五二)岩崎書店、五八一～五八五頁。

(200) 汐見三郎「各國所得稅制論」有斐閣(昭和九年)二四七頁。ただし、ルードルフの收入稅法律案については、存在について若干疑問がある。井上一郎「抜本的稅制改革と所得稅(下)」稅務弘報三六卷十二号八九頁以下。

(201) 藤村通監修「松方正義關係文書」第三卷一七頁。「明治前期財政經濟史料集成」第一卷四〇九頁。

(202) 「大全」雜稅二、一〇九頁。

(203) 「七十年のあゆみ」二〇七頁。及び「明治財政史」第六編第一章第三款。

(204) 「開拓使事業報告」第五篇六五七頁。「布令類聚」下卷七〇八頁。

(205) 元老院における法制局參事官の説明によれば、北海道諸產物出港稅の廢止を除き、約三萬円の減収見込となっている。

明治一九年度の収入が、全国では約六四三九萬円、北海道だけでは約八九萬円であるので、それに占める減収の割合は、全国では〇・三%と、影響が少ないが、北海道では二五・八%と影響度が高い。北海道物產稅の減稅を、所得稅の導入の原因の一つとするのは過大評価である。

(206) 「大全」雜稅一、六八五頁。

(207) 「大全」雜稅二、六八五頁。

(208) 「元老院會議筆記」後期第二六卷(以下、「筆記」という。)三〇八頁。參事官は質問に対し、「組合ヲ設ケタル理由ハ徵稅ノ勞ヲ省クト收稅費ヲ減スルトノ二点ニ外ナラス」と、答へてゐる。

- (209) 「大全」雑税二、六九〇頁。「筆記」二九六〜二九八頁。
- (210) 「大全」六九一頁。「筆記」二九五〜三五五頁。
- (211) 「筆記」二七卷三一〜三四頁。
- (212) 「筆記」二六卷(以下同じ)二九九〜三〇〇頁。
- (213) 「筆記」二九九頁。
- (214) 「北海道漁業史」三二七〜三一八頁。
- (215) 「筆記」二九八〜三〇〇頁。
- (216) 「筆記」三〇〇〜三〇一頁。
- (217) 「筆記」三〇四〜三〇五頁。
- (218) 「筆記」三〇五〜三〇六頁。
- (219) 「筆記」三一〇頁。
- (220) 「筆記」三一二頁。
- (221) 「筆記」三〇九頁、三五〇頁。
- (222) 「筆記」三五〇頁。
- (223) 「角川漢和辞典」(昭和三五年)参照。なお、「明治前期財政経済史料集成」第一卷三六頁には、明治六年頃の北海道物産税の収納額及び海馬猟税が掲載されている。その中には、鹿皮・炭などが含まれているが、セイウチ・アザラシ・タツノオトシゴは含まれていない。
- (224) 「大金」六八〇頁。
- (225) 「筆記」三〇九〜三一〇頁及び三五〇頁。「開拓使事業報告」第五篇四六四〜四六六頁によれば、函館支庁管内でこれらの昆布製品に課税されている。
- (226) 参事官は、植村正直議官の質問に対し、本案に於ては単に魚粕のみを有税品と為し魚油には課税しない精神であると、答えている。

- (227) 「開拓使事業報告（第五篇）」に収められた明治一二年頃の物産税と、北海道水産税則とを対比したのが表5である。
 なお、「開拓使事業報告」及「開拓使管内海産税則」において乾鮑が乾腹とは別に掲記されている。
- (228) 「北海道大百科辞典」五四一頁。
 「筆記」三三〇頁。
- (229) 「筆記」三三二頁。
- (230) 「筆記」三三二頁。
- (231) 「筆記」三一九頁。
- (232) 「筆記」三三〇頁の村田議員の発言。
- (233) 「筆記」三二七頁。
- (234) 「筆記」三一頁の三浦議員の発言。
- (235) 「新北海道史」第三卷通説一、五二二頁。
- (236) 「筆記」三二四頁。
- (237) 「筆記」三二二頁。
- (238) 「筆記」三二七頁。
- (239) 「大全」雑税二、六九一頁。「税則資料」。
- (240) 「筆記」三〇四～三〇五頁、三〇一～三〇二頁。
- (241) 「筆記」三〇二頁。
- (242) 「筆記」三〇五頁。
- (243) 「税則資料」。明治二〇年七月北海道庁訓令九四号。
- (244) 「大全」第二編卷二二、四五三頁。大蔵省からの請議文も付いている。
- (245) 「明治前期国税徴収沿革（参考法令編）」（租税資料室）二二九頁。
 「筆記」三〇一頁。村田保議員は、「百人ノ組合ハ百人悉ク會議ニ列席シ」以て各自の負担すべき税金を評決せしむるの
 意かと、質問したが、参事官は、北海道庁長官をして定めしめると述べたのみであった。
- (246)

- (247) 「税則資料」。
- (248) 「税則資料」。指令番号は財八九二八号。
- (249) 「明治財政史」第六篇七六九～七七二頁。「税則資料」。
- (250) 「筆記」三二五頁(山口尚芳議官)
- (251) 佐藤進「税制史とぼれ話」旬刊国税解説速報平成元年五月八日・一八日号四四頁。
- (252) 「行政百科大辞典」第五卷(ぎょうせい刊)三七八頁。
- (253) 志場喜徳郎・荒井勇・山下元利・茂串俊共編「国税徴収法精解」(昭和五三年)一七八頁。
- (254) 租税資料室所蔵資料(明治三四年五月)
- (255) 武田昌輔「近代税制の沿革——所得税と法人税を中心にして」ぎょうせい(昭和六十年)第二章・第三章。
- (256) 「七十年の歩み」八一頁。
- (257) その後、明治三二年八月には横浜・神戸にも税務管理局が設置されている。
- (258) 「七十年の歩み」一一四頁。
- (259) 「明治官制辞典」五八九～五九〇頁。大正元年には四一に達した。
- 町村住民およびその権利義務はほぼ町村制に同じく、町村公民は帝国臣民にして、公権を有する独立の男子、三年以来町村住民となり、町村内にて地租年額四〇銭以上を納め、または直接国税・北海道水産税、もしくは直接国税と北海道水産税とを合して、年額二円以上を納め、耕地三町歩以上を所有する者に限られた。ここでは、北海道水産税は直接国税と同様のものとして扱われている。
- (260) 「明治官制辞典」五九六～五七九頁。
- 北海道二級町村制は北海道特有の行政組織で、未だ一級町村制を施行しない地方に対するものである。明治三五年四月札幌郡札幌村ほか六一カ町村に施行され、大正元年には一四六となった。町村内居住者は町村住民として権利義務は一級町村制と等しいが、公民の制は設けられていない。一級町村制においては町村長・助役は、町村会が選挙し長官が認可したのに対し、二級町村の町村長は長官が任免した。町村会議員選挙資格は帝国臣民にして、公権を有する独立の男子であって、一

年以來町村内に住居し、町村内にて地租年額一〇錢以上を納め、または直接国税・北海道水産税および両者の合計において年額五〇錢以上を納めまたは耕地一町歩、もしくは宅地百坪以上を所有し、または総納税人の町村税平均額以上の町村税を納める者に限られた。

(261) 「明治官制辞典」五九一頁。大正一年に市制を実施した。

なお、区公民は帝国臣民にして、公権を有する独立の男子、三年以来区住民となり、区の負担を分任し、区内にして地租年額五〇錢以上、または直接国税一円五〇錢以上を納め、もしくは、耕地宅地三町歩以上を所有する者と定められた。住民の権利義務は市制とはほぼ同一である。

(262) 内閣官報局編「明治年間法令全書」(以下「法令全書」という。)明治三十三年、第3分冊勅令五九頁及三〇九頁。

(263) 「法令全書」明治三十四年―2、法律二頁。

(264) 「法令全書」明治三十四年―2、予算一四七頁。「新撰北海道史」第六卷六八一頁「歴史Ⅱ」、二八三頁。

(265) 「新撰北海道史」第六卷六八二―六九四頁。

(266) 「法令全書」明治三十三年―2、予算一頁。

(267) 「歴史Ⅰ」一八八頁は、特殊なものとしてアイヌ救恤費・勸農費があるとするが、明治三十四年歳出追加によれば、それらの科目は科目上却って消えており、科目が整理統合されているのではないかと考えられる。

(268) 「松方正義関係文書」第十一巻、大東文化大学東洋研究所刊、六〇―六六頁。平成二年。

(269) 「新撰北海道史」第六卷六六二―六七九頁。

(270) 「法令全書」明治三十四年―2、法律六頁。

第四章 地方税時代の水産税

(一) 地方移管後の水産税

(1) 北海道地方費法第十二条及び第二条により、北海道水産税は地方税に移管され、北海道地方税の水産税に変わった。納税者につき、当初は「水産税ハ水産物ノ採取又ハ製造ヲ營業ト為ス者ニ之ヲ賦課ス」(四条)とされていたが、明治四十年三月法律第三号により「水産物の採取に関する漁業権を享有する者」も納税者となった。^(四)後の漁業権税の萌芽である。

また、北海道地方費法により、勅令を以て別段の規定が設けられた場合を除き、水産税の賦課徴収に関する事項に付ては府県税に関する規定が準用される(ただし、府県参事会の職務は、北海道会には参事会の規定を欠いていることから、北海道庁長官が行うこととされている。)(同法七条)。そして、「水産税ノ課率」は北海道会が議決できるものの、北海道地方費令(明治三四年三月勅令一八号)^(五)一八条により、内務大臣及大蔵大臣の許可が必要であるとされた。

同じ明治三四年三月には、勅令二一号「北海道水産税區令」^(六)が出された。同令一条は「北海道廳長官ハ税區ヲ設ケ其ノ區内ニ於ケル水産税賦課ノ細目ヲ議決セシムルカ為税區會ヲ設クルコトヲ得」とし、水産税賦課の細目を税區の決定に委ねた。税區會議員は名誉職で、任期は三年であり、管理者及附屬員の職務関係や懲戒処分は区町村吏員の例による(三条・六条)。

この水産税区は、水産物営業人組合を財産区のような組織にかえて活用しようとしたものである。当時、各地にいろいろの組合がつくられ、漁業の組織化が図られている。⁽²⁷⁴⁾ たとえば、釧路・網走地方には、水産組合（水産業の改良発達及水産動植物の繁殖を目的とする）、漁業組合（漁業における発達・共同利益を目的とする）などが多数あり、期限内一般納税を目的とする納税組合も存在している。⁽²⁷⁵⁾ それらと別の水産税徴収のための機構としようとしたものと考えられる。

(2) この時期の水産税については、移行当日の明治三十四年四月一日付で「北海道地方税賦課規則」（道庁令四三号）及「明治三十四年度北海道地方税水産税賦課規則」（道庁令四四号）が出された。⁽²⁷⁶⁾ それによれば、「別ニ定ムル所ノ區域内ニ於ケル水産物産出高價額千分ノ五十五ヲ以テ其區域内ノ税額ト為シ之ヲ各営業人ニ賦課」される。課税物品は北海道水産税と同じである（表20）。水産物産出高價額は、「明治二十六年一月ヨリ同二十八年十二月マテ三箇年間水産物産出高竝ニ売買相場ノ平均ニ依ル」（第四条）。北海道水産税則とほぼ同様である。第一類の水産物を第二類の水産物についてののみ課税するのも北海道水産税則と同様である。納期や納額割合も北海道水産税則と同様である。「区域内負担総額ニ依リ適宜標準ヲ設ケ各自ノ賦課額ヲ定メルモノトス」（北海道地方税水産税賦課規則六条）のも、基本的に、北海道水産税則における水産物営業人組合の場合と同様である。

こうして比較すると、この時期の水産税は、基本的には北海道水産税が看板を書替えたものといっても過言ではない。ただし、明治三十四年の税率は五・五%で、一割高くなっている。

(3) 明治三十四年の「北海道地方税賦課規則」が、「水産税の賦課方法ハ別ニ之ヲ定ム」としているのを受け、明治三十四年度北海道地方税水産税賦課規則が定められた。そして、明治三十五年二月北海道庁令一四号「北海道地方税賦

課規則⁽²⁷⁾」では、水産税につき二ヶ条を置いてゐる。この中で、年度内の新規開業者および休業者廃業者には賦課しないことができるとしてゐる。

(4) 明治三四年十月の第一回道会において、水産税を軽減し農業者と漁業者との間の負担の公平を強力に主張するグループと、これに反対するグループとが、対立した。なかなか決着がつかず、園田安賢長官の裁定により、水産税が一割減税された⁽²⁹⁾。明治三五年二月二七日に前年四月の北海道地方税賦課規則が廃止され、同名の規則が公布（明治三五年度より施行）され、あわせて多くの道庁令が出されたのは、その表われであらう。税率が一割下げられると、結果的に北海道水産税時代の税率に戻ったことになる。なお、この際の改正では、課税物品に変更はなかった。

(二) 大正十一年北海道庁令三十号以後

(1) 大正十一年法律第五八号をもって、北海道地方費法が改正された⁽²⁸⁾。ここでは、水産税および段別割に関する四条が削除され、かわりに大正十一年北海道庁令三十号をもって水産税が規定されることになった。「新北海道史」九巻一〇四六頁「北海道地方費歳入決算」には大正十一年以降、水産税は特掲されていないが、雑種税が急増していることから、雑種税に含まれていると考えられる。北海道地方費法において、水産税が計上されなくなったためである。それまでの水産税収入は、表13参照。

大正十一年北海道庁令三十号における水産税の内容は次のとおりである（表20）。

(イ) 第一種 免許漁業及旋網漁業（ただし、地先水面専用漁業を除く。）

……免許漁業割・旋網漁業割

(ロ) 第二種 許可漁業、自由漁業及地先水面専用漁業（ただし、旋網漁業を除く。）

……漁船割・漁具割・漁獲割

(ハ) 第三種 他人の採取した原料を買入れ水産物を製造するもの

……製品割（製造価格の〇・六％）

免許漁業割及旋網漁業割は、漁業毎に一統又は一漁場単位で、各々地域別に平均年税が定められている。漁船割及漁具割は、網の種類・船長（漁業割を除く）・地域毎に、一放又は一統あたりで年税が定められている。漁獲割は捕鯨一頭あたりで定められている。

この定め方を、北海道水産税則と比較すると、課税標準の算定方法が、三種にわけられる一方で、第一類・第二類の区別が行なわれていない。しかも、漁業毎・網毎に地域毎と、複雑に課税標準の計算方法が定められている。製造高・漁獲高を調査する必要が少なくなり、払下価額を調べる必要もない。製品割対象の製造価格の調査が手間を要するかもしれないが、統数・船数・放数・捕鯨頭数の調査は、それほど手間がかからないはずである。外形課税の採用そのものである。

さらに、物産税から北海道水産税に変化する際に非課税となったものも課税されるようになった。これらを通じてみると、地方税になった場合の課税の変化が、明らかに認められる。

(2) 戦前、地方税に関する基本法は、明治四一年法律三七号「地方税制限ニ関スル法律」、大正一五年三月法律二四号「地方税ニ関スル法律」、昭和一五年の地方税法である。⁽²³⁾ 水産税が北海道地方費法に明文の根拠がなくなつたときは、これらの法律に別の根拠がなければ存続しえなくなる。

「地方税制限ニ関スル法律」によれば、雑種税の中に「漁業採藻の類」が含まれている。そして、大正一五年「地方税ニ関スル法律」においては、雑種税は一五種に限定されたが、漁業税は残った。もっとも、内務・大蔵両大臣の許可を得れば、それ以外の課税は可能であった。

(3) 第二期拓殖計画がスタートした昭和二年四月七日北海道庁令四三号でもって、新しい漁業税が定められる。⁽²⁸⁾この漁業税(表21)は、漁場割が漁業権者に課せられ、漁船割・漁具割・漁獲割・従業者割が漁業を営む者に課されるといふ二種類の計算方法をとっている。そして、税目の並べ方も地方税の最後にあるということは、それだけ漁業税の地位が低下したことを示している。

昭和二年の漁業税は、大正十一年の水産税とある程度類似した内容である。たとえば、漁場割は、大正十一年の漁業割にほぼ相当し、漁船割及び漁具割は、対象とする漁業が入り組んではいるが、あわせるとほぼ従前と似てくる。漁獲割は、いづれも捕鯨にかかる。異なるのは、大正十一年では製品割があるが、昭和二年ではそれがなくなり、かわって、従業者割が出てきたことである。また、漁場割は、漁場の賃貸価格によることとされ、地租における賃貸価格の導入(大正一五年から昭和二年にかけて土地賃貸価格調査が行われ、昭和六年になって地租の課税標準に賃貸価格が採用された。表8)を先どりしたものとなっている。しかし、税率その他の課税標準は別の定めにゆだねられている。このことは、租税法律主義に必ずしもそぐわないように思われる。

(4) 昭和七年三月「北海道地方税条例」(北海道条例第三号)が定められ、この中で、漁業税も改正がなされた(表22)。

昭和二年の漁業税に比較すると、漁場割・漁船割・従業者割・漁具割・漁獲割の構成は同じであるが、定め方が細

かくなっており、むしろ、大正十一年の水産税に似た詳しい定め方となっている。ただし、漁場割は、すべて漁場賃賃価格を課税標準とし、漁業を定置・区画・特別の三種に分類しているが、税率が漁場賃賃価格の七%となり、漁船割の分類も簡単化されている。

(5) 漁業税は、全国的には昭和一五年の税制改革によって廃止され、漁業権の取得に対して賦課される漁業権税にかわった。

これにあわせて、昭和十五年十月、北海道においても北海道条例第八号で「北海道地方税条例」が大改正され、これに伴い、漁業税が漁業権税にかわった。漁業税の漁場割・漁船割・漁具割・漁獲割・従業者割の区分がなくなった(表23)。定置漁業・区画漁業・特別漁業については、一漁業権毎に漁場賃賃価格の七%が漁場割として課税されていたものが、それが全ての漁業権者に拡大され、第一種漁業権税として漁場賃賃価格の六%が課されるように改められた。さらに、第二種の漁業権税として、漁業権の取得に対し漁場価格の一・二%が課されている。これも、漁場割の時代でも、着業者のうち、漁場賃賃価格の三百円以上の場合には漁場賃賃価格の三%が更に課税されている。全ての漁業取得者に拡大され、他方で率が引下げられたことになる。漁業権の所有及び取得に対する課税として純化されたわけである。もっとも、第一種と第二種との間で課税標準たる価格が異なるので、単純には比較できない。また、第一種と第二種との間で、課税標準たる価格を何故使いわけたのか、その理由も不明である。

(6) 漁業権税は、昭和二十七年の税制改正によって廃止された。廃止の理由としては、税額も少なく普遍的でないこと等があげられている。⁽²⁸⁷⁾ 漁業権税の廃止後、それにかわる税は制定されなかった。

水産税は比較的安定した財源ではあっても、伸長性のある財源でなかったことは、大正十年までの計数で明らかで

ある。大正十一年以後、次第に減少していった。それゆえ、「新北海道史」も、水産税の特掲をやめたのかもしれない。水産税が地方税となつてから以後、北海道水産業も近代化しつつ、全国に占めるその地位は低下する傾向にあり、水産業従事者も減少傾向をたどつていた。⁽²⁸⁸⁾

(三) その後の拓殖計画

(1) 北海道水産税則の制定及び廃止に開拓のあり方がからんでいることは前述の通りである。そこで、その後の拓殖計画を考察する。

北海道水産税則廃止時の北海道庁長官の園田安賢が企画した北海道十年計画は、日露戦争に際会し、縮小に追い込まれた。後任の河島醇長官は、十年計画を一年早く打ち切り、七〇〇〇万円を予算とする拓殖十五年計画を企画し、拓殖上重要な事業を国費をもって施行しようとした。この計画は、後に第一期拓殖計画（第一拓計）とよばれ、明治四十三年スタートした。支出を行政費と事業費に、事業費を森林費と拓殖費にわけ、森林費では森林の整理及び経営に関する計画を遂行し、拓殖費では将来約十五箇年以内において拓殖上必ず施行することを要すと認める事業を確実に実行しようとした。また、明治四十三年度より向う十五ヶ年間に、毎年二五〇〇万円の定額、及び北海道に於ける政府の歳入増加額を支出し、一ヶ年度の支出額をあわせて五〇〇万円以内とし、総額約七千万円を支出し、拓殖上緊要なる事業を国費を以て施行しようとした。⁽²⁸⁹⁾この当時、道内の国税収入は既に道の歳出を上回るようになっており、拓殖の進歩により生ずる国庫の利益を直ちに拓殖事業に利用しようとしたものと思われる。

この計画は、明治四十三年三月二五日、議會を通過した。⁽²⁹⁰⁾北海道港湾費・北海道道路橋梁費の継続費計二千六百万円

余が計上されている（表18参照）。この計画は、大正六年（一九一七）に改訂され、年限が二年延長された。

この第一拓計の後半期には、その重点が土木施設から産業施設に移り、移民は大正九年から減少しはじめ、離道が増え、土地処分面積も減少した。耕地も大正十年から五年間に、約七万町歩減少したが、室蘭市と十勝・釧路・根室地方では増加した。⁽²⁹³⁾ こうした開拓の転機に際し、北海道地方費法が改正され、大正十一年道庁令三十号の施行となつたわけである。

(2) 第一期拓殖計画は、大正一五年度でもって大体終了した。大正一五年の頃には、将来の拓殖計画のあり方について、多くの関心が持たれるようになった。

まず、大正十五年度総予算の編成方針において、次の項目がたてられた。⁽²⁹⁴⁾

「北海道拓殖計画は大正十六年度に於て同年度以降の計画を樹立することとし、本年度に於ては差向き相当の追加を為すこと。」

さらに、大正十五年度総予算に対し、五十一回帝国議會に北海道第二期拓殖計画調査会を含む追加予算が提出され、可決された。この際、衆議院で次の附帯決議がなされた。⁽²⁹⁵⁾

「北海道第二期拓殖計画調査会委員には、民間の知識経験ある者をも之に加えて公平なる調査を遂げ、以て、適切な計画を立てられんことを望む。」

(3) 昭和二年一月十八日、第五十二回帝国議會において、片岡直温蔵相による財政演説が行われた。⁽²⁹⁶⁾ その中で、前年同様緊縮を旨とし、以て財界の整理を促進し、その回復を速かならしむる必要があるほか、海軍補助艦艇製造費の追加、北海道第二期拓殖計画の樹立、第二次税制整理等の懸案があり、この際その解決を要するものが少なくない。故

に、昭和二年度予算の編成に当りましては、懸案の解決、社会政策的施設ならびに産業の振興に要する経費等緊急やむを得ざるもの以外は新規要求を認めない。そして、北海道拓殖事業について第二期計画を樹てる必要があるが、既往の実績に鑑み攻究を要するものがあると認め、昨年設けた委員会の慎重な研究報告に基づき、昭和二年度以降二十一年間に亘る第二期計画を定めた。この計画に基づき、大体毎年度北海道に於ける収入より、拓殖費以外の支出を差し引いた額を標準として、翌年度の拓殖費を定めることとした旨、説明されている。

昭和二年度予算は、昭和二年三月二十九日可決された⁽²⁹⁷⁾。それによれば、北海道拓殖費等二千五百万円余、既定費を含む継続費総額一億八千六百万円余が含まれている(表18参照)。

第二期北海道拓殖計画⁽²⁹⁸⁾は、北海道拓殖費総額を九億六千万円とし、欧州大戦による財界および経済界の変動に対応し時勢の要求する拓殖事業をめざし、国有、又は公私有未開地若は海田の開発、人口の移殖に必要な交通、産業並に土本事業の全般に亘って拓殖促進の基調となるべき各般の施設を行わんとしている⁽²⁹⁹⁾。ここでは、農耕適地一五八万町歩の開発、牛馬百万頭への増加による農業経営の多角化、移民の招募による全道人口の六百万人への増加をめざしていた。

この計画に対し計画性の確実性が高められてはいたものの、既に国庫剰余金は減少傾向にあり国庫の余裕が少なくなっていた⁽³⁰⁰⁾のに加え、日中事変以降の社会や時勢の大変動により、第二期拓殖計画は未完に終わった。

この第二期拓殖計画が始まる昭和二年に漁業税の大改革があり、昭和七年に一部改正された。そして、昭和一五年の国および地方を通ずる大税制改革の中で、漁業税が漁業権税にかわった。その点でも、漁業税は北海道の歴史と深くからみあっていると見えよう。

(4) その後、昭和二五年六月北海道開発庁が発足し、開発事業の実施は従前どおり北海道があたることになった。翌昭和二六年七月、北海道開発局が発足し、同年十月、北海道開発審議会は、北海道総合開発計画を答申した。⁽²⁷⁶⁾ ちょうど、日本の戦後社会のかわり目の一時期であり、日本全国で種々の改革がなされていた。漁業権税の廃止も多くの改革の一つであった。

〔注四〕

(271) 「明治大正財政史」第七卷二一〇一頁。「法令全書」明治四十年—2、法律三頁。

これに伴ない、明治四十年四月一九日、北海道庁令第六十一号は、誰に水産税を賦課するかを決めていた明治三十五年二月北海道庁令第十四号北海道地方税賦課規則第三十条を削除している。

(272) 「法令全書」明治三十四年—3、勅令三三頁。

(273) 「法令全書」明治三十四年—3、勅令三九頁。

(274) 北海道水産税区令は、大正元年十月二六日勅令三八号で廃止の旨発せられ、大正二年四月一日より施行された。大正元年十月二八日付官報参照。

なお、「道税三十年史」(昭和五三年。北海道総務部総務課)一九四頁は、明治四四年に水産税区令が廃止されたとする。この資料は、北海道水産税則の制定年月日や北海道地方費法に関する記述にも、必ずしも正確とはいえない部分を含んでいる。

(275) 「歴史Ⅱ」、二九〇～二九一頁。

(276) 租税資料室所蔵資料。

(277) 「明治三四年分『北海道庁公文』」(北海道朝日新聞社)一～九頁。

(278) 「現行布令便覧」明治三六年—第一分冊五七頁。

(279) 今里静山「北海道会史」第十章、及第十一章「歴史Ⅱ」二八九頁。

(280) 明治三十五年三月七日の北海道庁令第十八号は、水産物産出価額及税額を改定している。明治三十四年北海道庁令第八十五号で定められた水産物産出価額及税額とこれを比較すると、たとえば函館水産税区の税額の場合、約一五%軽減されている。水産税区会が、税区の水産税納税総額に依り適宜の標準を以て各個の賦課額を定められることは、明治三十四年北海道庁令第四十四号第六条及明治三十五年北海道庁令第十四号第三十一条第一項とも同旨であることから、この税額改定により実質的に軽減されていると考えられる。道立文書館所蔵の「北海道庁現行布令便覧」明治三十六年及び「明治三十四年令『北海道庁公文』」による。

(281) 「法令全書」(大正一一年)第四号) 八八頁。

(282) 「北海道庁公報」五〇四号(大正一一年四月) 六六〇頁。

(283) 丸山高満「日本地方税制史」ぎょうせい刊。

(284) 北海学会編「加除自在現行北海道廳令規全集」(昭和四年九月三十日発行)(国会図書館蔵) 三三九〜三五一頁。

(285) 「北海道庁公報」第二百五号九九頁。

(286) 昭和一五年四月二十三日付「北海道廳公報」二二七〇号。

(287) (283)に同じ。

(288) 「歴史Ⅱ」三三〇〜三三一頁。

(289) 「新撰北海道史」第六卷六八一〜七六四頁。

(290) 「新撰北海道史」第六卷七六五〜八八〇頁。

(291) 「明治大正財政史」第三卷五六〇〜五六九頁の明治四十三年度決算額予算額対照表によれば、北海道には、五八〇、九七六円支出されているが、明治四十三年度の北海道の所得税収入だけで一〇六万円余に達している。営業税が八〇万円余ある。日本帝國第三十回統計年鑑八一九〜八二五頁参照。

なお、明治四三年度では、このほか、北海道拓殖費一、三三三、一三五円。北海森林費三七一、二四六円が支出されている。これらを合わせると、北海道には三三〇万円余支出されたことになる。

(292) 「明治四十三年三月二十五日付官報号外」(国会図書館蔵) 一頁以下。

- (293) 「歴史Ⅱ」、二八二～二八六頁。
- (294) 「明治大正財政史」第四卷六七六～六七七頁。「新撰北海道史」第六卷七六五～七八〇頁。
- (295) 「明治大正財政史」第四卷七三〇～七三五頁。
- (296) 「昭和財政史」第一卷（昭和四十年）東洋經濟新報社、三四六～三五三頁。特に三四六頁および三四九頁。なお、同第三卷（昭和三十年）六～一〇頁も、昭和二年度予算の編成とその実行を扱っているが、国庫状況の厳しさが明らかにされている。
- (297) 「昭和二年三月二十九日付『官報』号外」（国会図書館蔵）一〇頁以下。
 なお、昭和二年～二十一年の北海道拓殖費年度別費額割合（確定予算）については、「歴史Ⅰ」、二二二頁に転載されている。
- (298) 「新撰北海道史」第六卷八七九～九六五頁。
- (299) 「新撰北海道史」第六卷の解題による。
- (300) 「昭和財政史」第一卷八頁。
- (301) 「新北海道史年表」北海道出版企画センター（一九八九年）

第五章 北海道諸産物出港税・船税

(1) 北海道諸産物出港税は、前述のとおり、松前藩時代の沖ノ口口銭に由来する。松前藩は北海道来航の船舶はすべて箱館・福山・江差に入港せしめ、塔載貨物の売買は問屋を定めて紹介せしめ、沖ノ口番所を置き、出入港の貨物に税を課し、石役・面役等の類を問屋として徴収せしめた。幕府支配のときも同様であり、箱館奉行所の重要財源でもあった。内国関税と海産物からの運上金が財政の中心である時代が長く続いたわけである。

寛永七年（一六三〇）に沖ノ口番所が置かれ徴収が始まったとも、享保二十年（一七三五）に沖口入御役が新たに設けられたとも言われ、起源は定かではない。「北海道志」および「法規分類大全」に収められた文政元年（一七一八）九月のものによれば、次のものがあげられている。緋役・小役銭・判銭・昆布役・諸船面役・諸船穀役・口銭・合船役・諸船乗石数・諸役銭（旅人役・諸職人役銭・場所稼方役などを含む）等、実に雑多であり、種々の性格の税が含まれている。沖ノ口口銭の変遷については表24、その税額については表14を参照。

(2) 明治二年九月、松前港における蝦夷地船運上の取立が廃止され、かわって、箱館・幌泉・寿都・手宮の四カ所において軍艦を除き運上が取り立てられることになった。⁽³⁰⁵⁾ ついで、明治二年二月開拓使布達「函館幌泉寿都手宮海關所規則」⁽³⁰⁶⁾は、輸入諸品はその時の相場元代高より一分五厘の税を取り立て、また、北海道産品の品は場所を上中下に分け三箇年平均相場元代高より税六分を見込み出入りに半高づつ取立てるとし、そのほかにも、諸種の税の取立てを定めている。さらに、従来、荷物代金高の二分とされていた問屋口銭は、商人相対をもって口銭は勝手に受けてよいとされ、保証されなくなった。具体的には、「税員定則」⁽³⁰⁷⁾が明らかにされている。「税員定則」では、輸出税・材木津

出役・石役・面役・常燈料・帆形役・鯨取船役・合船并修履船役・職人役・滞在役・輸入税に分けてゐる。輸出税は、鹿皮・蚕種紙・硫黄などを含む多くの掲名された物品と、その他の物品にわけ課せられることになっており、海産税（物産税）と重複する部分を含んでいる。掲名された物品に対する輸出税は、卯辰巳三箇年（明治元年～三年）の平均原価の六分で、入港・出港の都度半額づつ取めるのに対し、掲名されない産物を輸出するときは時価の六分の半額を出入港の都度収税した。掲名された物品の課税標準の計算方法は、北海道水産税の場合と同様であるが、掲名されない物品にその方法が適用されない理由は不明である。なお、輸入税の場合は、諸品入港の時に原価の一分五厘が収税されるが、海関所において毎月三度物品の時価が査定されることになっているので、「査定された時価」に基づいて課税されることになる。

(3) 明治三年一二月「函館寿都手宮幌泉海関所規則」が改正⁽³⁰⁾された。ちょうど、明治三年正月、松前港に開かれた海関所は、同年十二月、「館藩管内ニ係り候輸出入ノ諸物品並商船ノ諸税等自今同藩ニ於テ可取建」こととな⁽³⁰⁾った。といつても、明治四年三月には、松前・江差両港の税金を開拓使に通納⁽³¹⁾することになるので、松前領内に設けられた海関所に、この規則は当分の間適用されないことになる。松前・江差両海関所に海関所規則が適用されるのは、明治五年二月の「海関所規則」後、館県が開拓使に復帰してからである。明治四年一二月二七日には、海関所規則の標題の導入にとどまらず、三年間外国貿易のほか海関輸出入品を免税とする旨の布告が出された際、福山・江差両海関所には、別途明治五年に輸出入を免ずる旨の指令⁽³²⁾が出されている。

明治三年十二月改正の「函館寿都手宮幌泉海関所規則」では、向地よりの輸入につき船積荷の四割を用捨して残の分を其時相場代金高より一分五厘（船積高の〇・九%）、納税のうえ米塩以外の品を向地に輸出する際に一分、北

海道土産の品は船積高の四割を用捨して残余の其時の相場代金高より四分（＝船積高の二・四％）が収税されることになった。また、石役・帆形役・面役が港役に統合されるとともに、職人役・滞在役が廃止されたが、開拓を促そうという意図が感じられる。

また、問屋口銭として、輸出品は売付相場高の一分五厘、輸入品について同一分、かつ輸出入品とも歩金として相場元代価の五厘を、荷主から相対をもって受用致すべきことが再び認められた。問屋側からの揺り戻しと言つてよい。

しかし、明治五年二月「海関所規則」⁽³¹³⁾により、輸出入物品税の収税が三年間免除となることが打出され、鯨取船役が廃止されるとともに、問屋口銭も姿を消した。もつとも、港役・常燈料は従前の通り収税されている。

(4) 明治七年六月、開拓使本庁達六ノ三号「港内取締規則」⁽³¹⁴⁾が定められた。これにより港役が廃止され、かわつて港湾碇泊税が課されることとなった。また、常燈料（棒杭料）が一艘あたり五十文が五銭に変更されるとともに、問屋口銭に対する保障が無くなった。

この港湾碇泊税は、そもそも各藩が境界の海陸において物品の輸出入に対し口銭又は口税を取り立てていたことに源を発する。松前藩の場合は、この比重が高く内容も複雑であっただけである。まず、明治五年二月太政官達第四五号により陸口の分が廃止され、ついで明治六年一月太政官布告第八号「港内取締規則」⁽³¹⁵⁾でもって全く口銭・口税を廃止し、入港船舶に対し碇泊税を賦課することになった。この船の積載石数（トン数）による船は一トンにつき六石七斗二升で石数に換算）の段階に応じて納付するものであった。明治七年の開拓使本庁達は、一年余遅れて施行するものであるが、「積石五十石以下ノ商船及鰯漁船等各港ニ於テ相當ノ規則可相定」としており、差がみられる。

まもなく、明治七年十一月布告一一三号をもって「国内廻漕規則」⁽³¹⁶⁾が定められ、「港内取締規則」が廃止された。ただし、函館支庁において国内廻漕規則が実施されたのは明治八年四月で少し遅いが、船の石数の三段階に応じて一銭から五厘を納めることは同様である。

碇泊税は、明治八年十一月八日布告一六三号⁽³¹⁷⁾により廃止され、これに伴って常燈料も廃止された。なお、開拓使本庁は、明治八年十二月一九日、出港税に関する廉は追て何分相違候まで、これまで通り取り扱うこととしている。⁽³¹⁸⁾

(5) 明治八年二月四日布告一四号をもって、「北海道諸産物出港税則並各港船改所規則」⁽³¹⁹⁾が定められ、沖ノ口口銭に關する規定が整備された。明治七年六月、港役が港灣碇泊税として分離した後、外国貿易を除き海關輸出入に際し課税されていなかったが、ここにおいて、「鈹屬及穀類麻卵紙生糸器具ヲ除」く北海道諸産物は、各府県管下に向け出港する際に船改所へ原価の百分の四を納めることとなった。輸入品が除かれたが、課税物品が掲名されず一般的に規定されているため、海産税あるいは物産が重複して課税されるケースが復活した。出港税は、いずれかの船改所において手続をし、納税して出帆免状を受けるのが原則であった。なお、明治八年十一月まで港灣碇泊税が併存しているのも北海道の特色といえる。

出港税を制定したいとの開拓使の伺は、明治七年一二月二日に出された。⁽³²⁰⁾それによれば、(イ)人民は漁業を本業とし負担は二割にすぎず、他府県と比較して重くないこと、(ロ)他地方において民費で支出されている分も官金をもって支給しているものが多々あること、(ハ)収入した税金は、当使の定額に算入せず、別に方法を設け、専ら人民産業の資本に充て兼てその数目を公告し、道路を修め堤防を築き又は賑貸給与等すべて人民の利益を興す費用に充てたいとする。大蔵省は、内地に比し稍過当ではないかとの懸念を示したものの、しばらく免税し物産も繁殖し人民も潤沢とな

っているし、開拓使において可然としているとして、許容した。これを受け、明治八年二月布告一四号は、冒頭に次の文言を掲げるとともに、同日付で同趣旨の達が開拓使に出された。⁽³²²⁾ 他方、北海道における海関税は開拓使から大蔵省に収入先がかわる。

「北海道ノ儀ハ開拓草創ノ際ニテ一般ノ税則モ難行場合ニ付官金ヲ以民費ヲ補フ者多有之因テ今般全道堤防道路ノ修築又は賑給等専ラ人民興益ノ用ニ充ツヘキタメ」

ところで、明治一三年一月の大蔵省達乙七号は租税科目の中に北海道諸産物出港税を掲げていない。⁽³²³⁾ また、明治十八年三月「開拓使収支統計」⁽³²⁴⁾は、租税統計と地方税統計との間に「出港税支弁に係る諸費統計の款を設けている。

「開拓使収支統計」は、明治二年十月から一五年一月までをまとめている。租税科目には北海道物産税のほか海関税・船税・港湾碇泊税などが含まれ、出港税は別統計となる。⁽³²⁵⁾ 出港税計一三五万円余のうち、土木費が五六万円余(四一・五%)がトップで、警察費(七・八%)、学校費(四・九%)、病院費(四・二%)、営繕費(四・一%)と続き、これだけで、六割を超える。これらの使い方や科目を考えると、譲与税に近いと思われる。なお、別途、地方費に一六万四千七百万円が補給されている。

(6) 北海道諸産物出港税は、その後、明治十年八月布告第五六号でもって、改正がなされ、⁽³²⁶⁾ 酒類及び陸海軍用品が非課税となった。その後、船改所および船改派出所に関する規定が変更されたほか、明治一〇年九月「開拓使出港税則等取締手続」⁽³²⁷⁾の制定、及明治十一年三月「西洋形汽船出港税徴収方」⁽³²⁸⁾の制定、明治十一年七月「開拓使貨物積卸検査手続」⁽³²⁹⁾の制定がある。そして、明治二十年、北海道水産税則の制定とさしかえに、北海道諸産物出港税は廃止され

た。その間、物産税とともに北海道諸産物出港税は、北海道の重要財源であった。

(7) 出港税の徴収機関は、函館・手宮・寿都・幌泉の四港に設けられた海官所に始まる。同三年正月、館藩所轄(= 館藩がそれまで沖ノ口役銭を徴収していた。)松前・江差両港の運上所を開拓使の管属とし海関所を置いたが、同年十二月江差・松前海関所は前述のとおり館藩の所属となった。そして、明治五年には各海関の新設統合・改称が行なわれた。明治八年二月には各海関所が船改所となり、函館・江差・室蘭・小樽・寿都・厚岸の七港に船改所が置かれた。そして、徴収の便宜のため明治十年八月、船改派出所が十カ所(千島の振別を含む。)に設置されるなど、その船改所や派出所の増設が行われた。⁽³⁰⁾歴史的経緯からして、これらの施設の所在地は、北海道物産税の所在地と重なることが多いことは当然である。これらの徴収機関が北海道諸産物出港税の廃止に伴って漸次廃止になったことも当然である。

運上所の実務は、さしあたっては、従来通り、地方の府県(函館の場合は「開拓使」)に委ねられていたので、「開拓使収支統計」の「租税」に、「函館運上所の収税額が含まれている。その後、明治八年八月には、それまで開拓使直轄であった函館税関が、租税寮直轄となったため、「開拓使収支統計」からは海関税収入は消えている。⁽³¹⁾

(8) 北海道諸産物出港税と密接な関係のある税として、船税がある。徳川時代、船年貢、船運上又は川船役と称する税が各地で課されていた。これが船税とよばれるもので、松前藩時代の沖ノ口口銭中の諸船穀役と類似のものである。⁽³²⁾

明治二年十二月布達「船税々率制定ノ件」⁽³²⁾で全国一般の税率が定められた後、明治四年八月布告「船税規則」⁽³³⁾により、在来の日本船・蒸気船・風帆に対して船税が年税として課されることになった。毎年四月までに納付することと

し、積石五十石未満のもの及び舩漁船等は対象外であった。

これに対し、明治三年閏十月の開拓使達「開拓使船税徴収方」⁽³³⁷⁾は、西洋形を除き北海道闔境の地船は百石に付き一両、百石積以下の分は積石に応じ、その割を以て毎年十一月一日限り最寄海関所に上納させている。さらに、明治五年二月の開拓使達「海関所規則」の第六項目は、⁽³³⁸⁾

「北海道闔境ノ地船在来形商船百石以上積石百石ニ付税金一兩ツツ歳歳取立候事但商船規則ニ不拘十一月限り収束テ其役場ヨリ適宜五港ノ海関所ヘ可相納事」

と、船税規則の第一則に準じた定めとなっており、船税を開拓使は受け入れる方向にあることを示している。ただし、明治六年一月、船税を開拓使が収入することが認められた。⁽³³⁹⁾ 沖ノ口番所以来の経緯を配慮したものと考えられる。「北海道志」が

「海関所規則ニ掲クル商船税ヲ改メ四年八月公布船税規則ニ準シ六年始テ商船税ノ目ヲ起ス」⁽³³⁷⁾
とするのは、これらの動きを表わすものである。

開拓使が積石五十石以上の商船税を毎年四月から取り立てることになったのは、明治八年十月の開拓使達⁽³³⁸⁾によってである。この達は、

「管下人民所有船積石百石以上之船税舊海関所規則ニ據リ年年十一月収税シ来候處同規則ハ本年四月ヨリ諸産物出港税則船改所規則ニ改正相成候ニ付テハ辛未八月公布船税規則ニ照準積石五十石以上ノ商船税来九年分ヨリ年年四月中ニ取立」としている。

舩漁船ならびに海川小廻船に関する税則については、明治七年二月布告第二一号⁽³³⁹⁾で定められた。これは各地方で有

税無税があつたのを統一したものであるが、開拓使は延期を願ひ出、施行されたのは明治九年七月開拓使達第六号によつてであつた。⁽³⁰⁾

船税規則及び舩漁船並びに海川小廻船等船税規則という二本立の税則は、明治一六年四月布告一三号「船税規則」で統一されたが明治二九年、營業税の制定に伴ひ船税も廃止され、地方の財源に移る。北海道などの地方にとつてみれば、本来の姿にもどつたとも言ふことができる。沖ノ口口銭および運上金の相当部分が揃つて北海道の独自財源となる日が近づいたのである。

(9) 最後に、「開拓使取支統計」における北海道の租税収入の変遷をみることにする(表16)。ここでは、「租税計」「出港税計」「地方税計」にわけられ、北海道諸産物出港税が、租税でもなく、地方税でもないという中間的存在として把握されている。北海道諸産物出港税は北海道物産税につぐ第二位の収入であり、北海道物産税をあわせると、全税収の九割強ともなる。この比重は松前藩時代の運上金及び沖ノ口口銭の比重に近い。結局、所得税が基幹税となるまで、北海道の税金は松前藩からの流れの延長線上にある。

なお、地方税は、従来「雑税」として「租税」の一部分であつたが、雑税廃止の中で開拓使限り徴収することが明治九年三月裁可され、その後、府県税にあたる部分を出港税と同様に興益の用にあて、開拓使限り適宜処分することが明治九年十月認められたものであると説明されている。⁽³¹⁾そこで、表14では、興益の用に充てるものを別集計したが、後期には全税収の四分の一前後を占めている。北海道諸産物出港税が譲与税的なるものであることを傍証するとともに、北海道物産税の減税及び北海道諸産物出港税の廃止が国に与えた影響が軽かつたことを示している。

〔注五〕

- (302) 「開拓使事業報告」第五篇四八二頁。
- (303) 「歴史Ⅱ」。「海保」一八九〜一九四頁は、この税に対する町民の反応を扱う。
- (304) 「大全」雑税二、四二五頁以下。「北海道志」巻之二十一、一丁。
- (305) 「大全」雑税二、四二五頁。
- (306) 「大全」雑税二、四三八頁。
- (307) 「大全」雑税二、四四四頁。
- (308) 「大全」雑税二、四四九頁。
- (309) 「大全」雑税二、四四八頁。伺は、沖ノ口役銭が、館藩にとって不可欠の財源であり、幕府が蝦夷地を支配した時も他藩の禄高と同様の扱いを受けていたと、強調している。
- (310) 「大全」雑税二、四五四頁。
- (311) 「大全」雑税二、四五六頁。
- なお、明治五年九月二〇日旧館県管地が青森県より離れて、開拓使に管轄換え、函館支庁直隸となり、六年一月土地人民を請けとった。「明治官制辞典」三八二頁。したがって、開拓使に管轄換えに際して何らかの布告や達が発せられたはずであるが、現段階では確認できない。
- (312) 「大全」雑税二、四五九頁。なお、これはこの際、青森県より、北海道の他の地域と同じように扱ってほしいとの伺が出されたのを、受けて出されたものである。
- (313) 「大全」雑税二、四五六頁。
- (314) 「大全」回漕及出入二、三六一頁及雑税二、四六一頁。
- (315) 「大全」廻漕及出入一、三五五頁。
- なお、開拓使は、港内取締規則も実施して差し支えないかどうか、小樽室蘭の海関所に問合せている。「大全」廻送及出入一、三六〇頁。

- (316) 「大全」廻送及出入一、三六三頁。
- (317) 「大全」廻送及出入一、三八二頁。開拓使函館支庁布達元第三八号。
- (318) 「大全」廻送及出入一、三九九頁。
- (319) 「大全」廻送及出入一、四〇二頁。
- (320) 「大全」雜稅二、四六二頁。
- (321) 「大全」雜稅二、四六九頁。同年二月二日にも至急の沙汰を伺っている。
- (322) 「大全」雜稅二、四六九頁。
なお、伺及達とも、「北海道産物出港税」となっている。
- 其使管下北海道産物出港税ノ儀ハ管下道路堤防ノ修築又ハ賑貸給与等専ラ人民与益ノ用ニ充ツヘク此旨相達候事
但諸払勘定帳ノ儀毎年七月ヨリ翌六月迄ヲ一期トシ十二月限大蔵省へ可差出尤本年ノ分ハ四月ヨリ六月限リノ勘定帳同年
十二月迄ニ可差出事
- (323) 「大全」帳簿二、一頁。
- (324) 「大全」決算五、四五二頁以下。
- (325) 「大全」決算五、六三八頁。
- (326) 「大全」雜稅二、五〇五頁。
- (327) 「大全」雜稅二、五一三頁。
- (328) 「大全」雜稅二、五一七頁。
- (329) 「大全」雜稅二、五一七頁。
- (330) 「明治財政史」第一卷三八八〜三八九頁、三九三〜三九四頁、四一五頁。
- (331) 大蔵省関税局編「税関百年史上卷」日本関税協会、昭和四七年一三七〜一三八頁、一四一頁、一四三頁。
- (332) 大蔵省主税局「内国税の税率及び納期に関する沿革摘要」昭和二四年一月調、七二四〜七二五頁。
- (333) 「大全」雜稅一、六五六頁。

- (334) 「大全」雑税一、七〇二頁。
 (335) 「大全」雑税二、四五六頁。
 (336) 「大全」雑税一、七〇〇頁。
 (337) 「北海道志」卷二十一、二二丁。北海道諸産物出港税の記事の中に含まれている。
 (338) 「大全」雑税一、七〇二頁。
 (339) 「大全」雑税一、六六五頁。
 (340) 「大全」雑税一、七〇一頁および七〇三〜七〇七頁。
 (341) 「大全」雑税一、六七八頁。
 (342) 「大全」決算五、四九三頁。

おわりに

(1) 明治時代は、租税国家が発展していく時代である。旧税が整理・廃止され、新税が創設され、新しい機構・制度が創設された。

一方、蝦夷地は、幕藩体制に属していたが、本州各地の藩とは別の過程を経て立藩した松前藩の統治下にあった。松前藩は、蝦夷地との交易権を占有し、立藩の基盤とした。松前藩及び菜邑を与えられた藩士は、当初こそ自ら交易を行ったが、次第に商人に対し運上金の納付を条件に一定場所での独占的活動を認めるようになった(場所請負制)。この運上金が基幹税であり、本州各地からの全船舶を福山・江差両港に入港させたいえ、そこにおける問屋と貨物の売買を行なわせた上で、沖の口口銭を問屋をして徴収させた。これらの租税制度は、年貢を中心とする本州各地の租税制度とまったく異なっている。その後、松前藩の本領及び蝦夷地は、幕領及び分領↓開拓使↓三県一局制↓北海道

と変化していくが、運上金及び沖ノ口口銭の取扱いが、常に重要問題となっていた。

(2) 租税は、社会経済情勢を反映していると、言われる。北海道において水産業が基幹産業であったことから、水産物に対する課税と沖ノ口口銭が基幹税となり、その課税物品も当時の状況を反映したものであった。

また、税務機構が未整備であったけれども、場所請負人という名の徴税請負人が場所を事実上支配することを嫌った政府は、請負人制度を廃止し場所請負制度を解体しようとするが、スムーズには進行しなかった。結局、請負人の特権を剥奪し機関化する場所持制に移行した後、請負人は明治九年に最終的に廃止された。この場所持制は、明治前期に本州各地の基幹税であった地租について委託徴収制が採用されたように、当時の租税機構の現状をみれば止むを得なかった。そして、北海道水産税下の水産物営業人組合に事実上引きつがれている。

請負人制度が廃止される時期は、沖ノ口口銭のうち、(イ)石役・面役等が港湾碇泊税を経て明治九年に廃止され、(ロ)内国輸出入にかかる税が明治八年に北海道諸産物出港税となり、(ハ)船役等について明治六年から九年にかけ各種の船税に関する規則が制定される時期であった。また、本州各地において地租改正作業が鋭意進められ、北海道において「地租創定」事業が開始されようとする時期でもあり、北海道租税史における重要な節目であった。

場所請負制が廃止されたことに伴ない、漁業家や漁民に物産税が課されることになるが、金納は実情に適さず物納制が採用される。課税物品や税率も地域により異なっていたため、官民双方にとって不都合であった。

(3) 物産税の統一の試みは難航した。ようやく明治二十年、所得税を中心とする税制改革や登記制度など諸制度の整備が進められる時期になり、金納に適した状況にまで経済は発展した。水産業が産業の中心であったにもかかわらず、漁業家の負担は重かった。漁業家の負担長らく開拓の障害となっていた漁業家の負担を軽減するため、北海道水

産税則が制定され、物産税及北海道諸産物出港税が廃止された。この改革は漁業家から大歓迎を受けた。なお、場所請負制による運上金を補充した沖ノ口口銭は、結局、その一部が船税として明治二九年まで残ることになる。

北海道水産税は、金納となり、課税物品も統一された。しかし、水産物営業者組合に課税され、水産物営業者から収税委員から徴収すること、水産物営業者に対する徴収処分が行われるが連帯責任ではない等、理解しにくい構成をとっている。また、税法にとって不可欠な納期の定めを大蔵大臣に委ねたことは現代からは理解しにくいことである。

水産物営業者組合は、北海道水産税の実施上において重要な役割を果たしたが、機能（特に、収税委員が納税委員と改称された後の機能）は、場所持人の機能に類似している。また、水産物営業者組合の所在地が昔の場所の位置と大半が重複し、かつ、水産税区や税務署の所在地と重複することが多いことは、偶然とは言えない。

(4) 所得税の発展、間接税の増税、地租制度の変革等の一連の税制改革が進められる一方、開拓政策も転機を迎えた明治三四年、北海道水産税は地方税としての水産税にかわる。さらに、大正十一年北海道庁令三十号により、水産税は形式基準による課税となる。地方税としての水産税は、昭和中期まで続き、戦後の地方税制改革の中で姿を消した。

(5) 松前藩時代と同じく明治中期まで、北海道水産税と北海道諸産物出港税が北海道の基幹税であった。このことは、北海道に於て水産業が基幹産業であったことの反映である。

その後、北海道の開拓が進み、鉱工業や商業が発展した結果、水産業の比重が低下し、所得税の比重が高まった。折から間接税の発展があり、水産税の低下に拍車がかかったといっても過言ではない（租税収入の推移については表15・表16参照）。

北海道に近代的な租税国家を樹立するために北海道水産税が果たした役割は大きく、しかも一連の税制改革の都度、

衣を更えたのは、興味深い事実である。しかし、北海道物産税の減税が、所得税の創設の原因の一つという説明は、過大評価である。むしろ、物産税および北海道水産税が、開拓政策の重要な鍵を握っており、その改革がたまたま所得税創設の時期に相遇したと考えるのが、適当であろう。

(6) 最後に、地租がどのように発展してきたか述べることにする。箱館周辺のごく限られた地域には存在していたが、大部分の地域には地租がなく明治以降になって創定された。それらの地域では、物産税・北海道水産税・(北海道諸産物出港税も)が、他藩の正租の役目を果たした。海産干場に対する課税は、本州各地では雑種地の一部で比重が小さいのに、北海道では比重が高いのに加えて、物産税(北海道水産税)・北海道諸産物出港税とが二重負担の結果となっていた。なお、公的資格において、地租と北海道水産税が同等の扱いを受けていたことを、無視することはない。

北海道に地租改正条例が本州各地より遅れて施行され、税率は低かった。北海道の地租の内容・税率が、本州各地と同様になるのは、はるか後日のことである。

地租改正についての文献は多いが、正史である「地租改正報告書」(大蔵省、明治一五年)では北海道が除かれ、北海道の地租創定事業の文献は少ない。北海道の地租創定及びその後の地租の変遷については興味深い点が多いが次稿に委ねる。

(平成二年五月。同一二月二八日補正)

(終)

参考文献

南鉄蔵「改訂 北海道総合経済史」国書刊行会(昭和五一年)

〔 〕は略号
〔南・総合〕

南鉄蔵「明治維新前の北海道租税制度志要―北海道総合経済史研究過程に於ける財政的資料―北大法経会論叢第三輯（昭和九年十一月）」

南鉄蔵『「前」松前藩時代に於ける場所請負制度―北海道経済史の一面観―』社会経済史学第三卷第五号（昭和八年八月）

〔南Ⅲ〕

南鉄蔵「明治維新における場所請負の解体」北海学園大学経済論集第四号（昭和三十年八月）

〔南Ⅳ〕

海保嶺夫「近世の北海道」教育社・歴史新書（一九七九年）

〔海保〕

海保嶺夫「幕藩制国家と北海道」三一書房（一九七八年）

〔海保Ⅱ〕

菊池勇夫「幕藩体制と蝦夷地」雄山閣出版（昭和五九年）

〔菊池〕

安良城盛城「太閤検地と石高制」日本放送出版協会（昭和四六年）

〔安良城〕

福島正夫「地租改正の研究（増訂版）」有斐閣（昭和四九年）

〔福島〕

佐々木寛司「地租改正」中公新書（一九八九年）

「大日本租税志」卷二一

「北海道志」卷二十、卷二十一

「明治財政史」「明治大正財政史」「昭和財政史」大蔵省

国税庁「国税庁統計年報書第一〇〇回記念号」（昭和五一年）

〔林〕

林健久「日本における租税国家の成立」東京大学出版会（一九六五年）

福島正夫「地租改正」吉川弘文館（昭和四三年）

大島清・加藤俊彦・大内力「人物・日本資本主義（Ⅰ）地租改正」東京大学出版会（一九八三年）

朝倉治彦編「明治官制辞典」（昭和四三年）

〔大全〕

内閣記録局編「法規分類大全」復刻版第三十七卷三八卷、八一巻及び旧版

大蔵省主税局「内国税の税率及び納期に関する沿革摘要（昭和四四年一月調）」

工藤平助原著 井上隆明訳「赤蝦夷風説考」教育社新書（一九八七年）

- 鈴江英一編「海産干場地租創定関係文書」(『松前町史』史料編第五卷抜刷)(昭和五十五年)
- 国税庁税務大学校租税資料室編「明治前期国税徴収沿革」租税資料叢書第二卷(昭和六十二年)
- 国税庁税務大学校租税資料室「明治前期国税徴収沿革(参考法令編)」租税資料叢書第三卷(昭和六十三年)
- 明治期法制経済史研究所編「元老院会議筆記」後期第二十六卷(昭和五十七年)第二十七卷(昭和五十八年)〔筆記〕
- 札幌国税局「国税北海道七十年の歩み」(昭和四十二年)(租税資料室蔵)
- 森田右一「わが国における財政制度の近代化」(1)~(4) 関東学園大学大学院紀要第3号~第6号
〔七十年の歩み〕
- 大蔵省編纂「日本財政経済資料」巻拾、財政経済学会発行
- 大蔵省「地租改正報告書」(大正拾五年)(租税資料室蔵)
- 「北海道漁業志稿」北大協会編(昭和五十二年)
- 「国史大辞典」第9巻吉川弘文館(昭和六三年)
- 日本経済史研究所編「日本経済史辞典」日本評論社版(昭和一七年)
- 条約局第三課「外地法令制度の概要」昭和三二年~六月
- 「大蔵省年報」復刻版(日本図書センターによる)
- 「北前船の時代——近世以後の日本海海運史」牧野信隆、教育社歴史新書(一九八六年)〔歴史Ⅰ〕
- 榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史(県史シリーズ)」山川出版社(昭和六二年)〔歴史Ⅱ〕
- 榎本守恵「北海道の歴史」北海道新聞社(平成元年)
- 「新撰北海道史」第六巻第七巻北海道庁(昭和十一年)
- 「松方正義関係文書」第一巻~第三巻、大東文化大学東洋研究所刊。
- 「明治前期財政経済史料集成」
- 森田右一「わが国財政制度の近代化——財務官僚の研究——」霞ヶ関出版(平成二年)

表目次

表 1 享保二年の主要交易品 (一三三)

2 文政年間の場所請負状況 (一三七)

3 「開拓使管内海産税則(開拓使札幌本庁達明治十一年乙二七号)」の概要 (一三〇)

4 明治十三年当時の海産税と北海道水産税則の課税品目比較 (一三三)

5 明治十一年函館支庁管内海産税則の状況 (一四〇)

6 「大日本租税志」巻二十一にみる「海産税」等の出現状況 (一四〇)

7 三県一局時代の租税体制 (一四七)

8 地租税率の推移 (一四九)

9 北海道水産税則の條文の変遷 (一五〇)

10 当初の水産物營業人組合の状況 (一六一)

11 北海道水産税則の納期納額割合 (一六四)

12 稅務管理局時代の租税体制(明治三十三年四月現在) (一六五)

13 北海道地方稅の推移 (一六六)

表 14 開拓使收支統計にみる北海道の租稅收入の変遷 (一六六)

15 北海道の租稅收入 (一七〇)

16 全国の租稅收入 (一七三)

17 北海道關係予算対比(明治三三年度、三四年度) (一七五)

18 北海道關係予算(明治四三年度、昭和二年度) (一七六)

19 明治三四年の水産税の概要 (一七七)

20 大正十一年の水産税の概要 (一七八)

21 昭和二年の漁業税の概要 (一八一)

22 昭和七年の漁業税の概要 (一八三)

23 昭和十五年の漁業權税の概要 (一八四)

24 沖ノ口口錢の変遷 (一八五)

25 樺太の租稅收入 (一八七)

表1 享保二年の主要交易品

当事者	品名
アイヌ	干鮭、干鯿、干鱈、串鮑、昆布、魚油、干鮫、塩引鮭
松前藩	米、こうじ、古着、糸、針、酒、木綿、鍋、碗、茶碗、鎌、まさかり、なた

表2 文政年間場所請負状況

地域	場所	運上金
東蝦夷地 (20)	<p>ヤマコシナイ シラライ シヤマニ アツケン</p> <p>アフタ ユウフツ ウラカワ ネモロ</p> <p>ウス サル トカチ クナシリ</p> <p>ニトモ ニイカツプ クスリ</p> <p>ホロベツ ミツイシ エトロフ</p>	<p>小計九千八百七拾壹兩貳分永四十八文</p> <p>内金九千七百六十壹兩二分永百文 運上金</p> <p>金百九兩二分永百九十八文 二分積金</p>

地域	場所	運上金																																																		
西蝦夷地 (44)	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="845 395 879 478">クトウ</td> <td data-bbox="845 518 879 598">フルウ</td> <td data-bbox="845 646 879 821">(イシカリノ内) トクヒラ</td> <td data-bbox="845 837 879 917">アツタ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 395 812 470">フトロ</td> <td data-bbox="778 518 812 638">シヤコタン</td> <td data-bbox="778 646 812 821">(イシカリノ内) ハツシヤフ</td> <td data-bbox="778 837 812 949">ハママンシケ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="672 395 705 494">セタナイ</td> <td data-bbox="672 518 705 598">ヒクニ</td> <td data-bbox="672 646 705 821">(イシカリノ内) 上サツホロ</td> <td data-bbox="672 837 705 917">マンケ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="588 395 621 470">スツキ</td> <td data-bbox="588 518 621 614">フルヒラ</td> <td data-bbox="588 646 621 821">(イシカリノ内) 下サツボロ</td> <td data-bbox="588 837 621 949">ルルモツヘ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 395 492 518">シマコマキ</td> <td data-bbox="459 518 492 614">下ヨイチ</td> <td data-bbox="459 646 492 821">(イシカリノ内) シノロ</td> <td data-bbox="459 837 492 933">トママイ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="425 395 459 470">スツツ</td> <td data-bbox="425 518 459 614">上ヨイチ</td> <td data-bbox="425 646 459 821">(イシカリノ内) 上ツイシカリ</td> <td data-bbox="425 837 459 933">テシホ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="308 395 341 494">ヲタスツ</td> <td data-bbox="308 518 341 614">ヲシヨロ</td> <td data-bbox="308 646 341 821">(イシカリノ内) 上カハタ</td> <td data-bbox="308 837 341 933">リイシリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 395 252 470">イソヤ</td> <td data-bbox="218 518 252 614">タカシマ</td> <td data-bbox="218 646 252 821">(イシカリノ内) 下カハタ</td> <td data-bbox="218 837 252 949">レフンシリ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 395 229 646">ヲタルナイ</td> <td data-bbox="196 518 229 646">ヲタルナイ</td> <td data-bbox="196 646 229 821">(イシカリノ内) 上ユウハリ</td> <td></td> </tr> </table>	クトウ	フルウ	(イシカリノ内) トクヒラ	アツタ	フトロ	シヤコタン	(イシカリノ内) ハツシヤフ	ハママンシケ	セタナイ	ヒクニ	(イシカリノ内) 上サツホロ	マンケ	スツキ	フルヒラ	(イシカリノ内) 下サツボロ	ルルモツヘ	シマコマキ	下ヨイチ	(イシカリノ内) シノロ	トママイ	スツツ	上ヨイチ	(イシカリノ内) 上ツイシカリ	テシホ	ヲタスツ	ヲシヨロ	(イシカリノ内) 上カハタ	リイシリ	イソヤ	タカシマ	(イシカリノ内) 下カハタ	レフンシリ	ヲタルナイ	ヲタルナイ	(イシカリノ内) 上ユウハリ		<table border="0"> <tr> <td>小計金</td> <td>一万八百十八兩一分永百七十二文</td> </tr> <tr> <td>五分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内金</td> <td>一万二百八十兩運上金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金百二十四兩二分上乘金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金二百六十七兩三分差荷物代</td> </tr> <tr> <td></td> <td>金百四十一兩永百七十二文五分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分積金</td> </tr> </table>	小計金	一万八百十八兩一分永百七十二文	五分		内金	一万二百八十兩運上金		金百二十四兩二分上乘金		金二百六十七兩三分差荷物代		金百四十一兩永百七十二文五分		分積金
クトウ	フルウ	(イシカリノ内) トクヒラ	アツタ																																																	
フトロ	シヤコタン	(イシカリノ内) ハツシヤフ	ハママンシケ																																																	
セタナイ	ヒクニ	(イシカリノ内) 上サツホロ	マンケ																																																	
スツキ	フルヒラ	(イシカリノ内) 下サツボロ	ルルモツヘ																																																	
シマコマキ	下ヨイチ	(イシカリノ内) シノロ	トママイ																																																	
スツツ	上ヨイチ	(イシカリノ内) 上ツイシカリ	テシホ																																																	
ヲタスツ	ヲシヨロ	(イシカリノ内) 上カハタ	リイシリ																																																	
イソヤ	タカシマ	(イシカリノ内) 下カハタ	レフンシリ																																																	
ヲタルナイ	ヲタルナイ	(イシカリノ内) 上ユウハリ																																																		
小計金	一万八百十八兩一分永百七十二文																																																			
五分																																																				
内金	一万二百八十兩運上金																																																			
	金百二十四兩二分上乘金																																																			
	金二百六十七兩三分差荷物代																																																			
	金百四十一兩永百七十二文五分																																																			
	分積金																																																			

	<p>イワナイ</p> <p>(イシカリノ内) 下ツイシカリ</p> <p>大島・小島</p> <p>ヲコシリ</p> <p>(イシカリノ内) 下ユウハリ</p> <p>ソワヤ</p> <p>(イシカリノ内) シママツプ</p> <p>シヤリ</p> <p>(イシカリノ内) ナイホウ</p>	
<p>合 計</p>	<p>東西蝦夷地六四場所(石狩十三場所を個別計上) このほか北蝦夷地運上金千六十兩</p>	<p>金二万百九十二兩永百二十五文</p>

出典・「改訂北海道総合経済史」

「達明治11年乙27号」の概要

胆振	(北西部)見	天塩	石狩	後志			国名
(7)	(4)	(4)	(3)	(9)			(郡数)
—	A ₄	A ₃	—	A ₉			身缺
—	A ₄	A ₃	—	A ₉			胴鯡
A ₃	A ₄	A ₃	A ₂	A ₉			鯡ノ粕
A ₂	A ₄	A ₃	—	A ₃			外割鯡
—	A ₄	A ₃	A ₁	A ₂			鯡子 ^{ハヤ} ノ粕 ^ヒ
A ₁	—	—	—	—			脊割鯡
A ₇	A ₄	A ₄	A ₃	D ₁	A'' ₁	A ₆	鮭
—	—	—	D ₂	D ₁			差札網同鑑
—	—	—	D ₂	D ₁			同鈎曳
D ₁	—	—	—	F ₂			同同税
—	—	—	—	—			同イ網 ^ウ
A ₅	A ₄	A ₃	A ₂	D ₄	B ₄	A ₁	昆布
—	—	A ₃	A ₁	—			細布 ^{ホソメ}
A ₄	—	—	—	—			布 ^フ 海苔 ^{ノリ}
A ₂	—	—	—	—			銀杏草
A ₃	C ^o ₄	C ^o ₃	B ₁	E ₁	D ₁	B ₇	煎海風 ^{いりかぜ}

品

名

表3 「開拓使管内海産税則（開拓使札幌本庁）

（北東部）見	釧路	根室	渡島	後志	胆振	渡島	十勝	日高
(4)			(4)	(8)	(1)	(3)	(1)	(9)
—	—	—	A ₄	A ^o ₂ A ₆	—	A ₁	—	—
—	—	—	A ₄	A ^o ₂ A ₆	—	A ₁	—	—
—	—	—	—	A ₈	A ^o ₁	A ₃	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' ₄	A'	A'	A ₄	A ₅	A ₁	A ₃	A ₁	A ₉
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	A ₁	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' ₄	A'	A'	A ₄	A ₇	A ^o ₁	A ₃	A ₁	A ₉
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	A ₁	A ₉
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' ₄	—	—	A ₄	A ₈	A ₁	A ₃	—	A ₇

胆振	（北 西）見	天塩	石狩	後志			国名
(7)	(4)	(4)	(3)	(9)			(郡数)
—	C ^o ₁ A ₃	C ^o ₃	B ₁	E ₅	D ₁	B ₃	乾鮑 <small>あわび</small>
D ₁	—	—	—	—			帆立貝 <small>はたて</small>
A ₂	A ₄	A ₄	A ₂	—			鱒
A ₆	—	—	—	—			鱒 <small>メ</small> 粕
A ₂	—	—	—	—			鱒油
—	A ₄	—	—	—			雜魚粕
—	A ₃	—	—	A ₁			鰻粕 <small>うなぎ</small>
—	—	—	—	—			鮭粕 <small>ほっけ</small>
A ₁	—	—	—	—			鮭粕
—	—	—	—	A ₁			乾鰻
—	—	—	—	A ₃			乾鮭
—	A ₄	A ₃	A ₁	B ^o ₁	B ₁	A ₅	乾鱒
—	—	—	—	B ₁			鱒油
—	—	—	—	—			鱒 <small>ひらめ</small>
—	—	—	—	A ₃			塩鱈 <small>たか</small>
—	A ₄	A ₃	A ₁	B ^o ₁	B ₂	A ₅	干鱈

品

名

(北 東部 見)	釧 路	根 室	渡 島	後 志	胆 振	渡 島	十 勝	日 高
(4)			(4)	(8)	(1)	(3)	(1)	(9)
—	—	—	A 4	A 8	—	—	—	—
—	—	—	—	A 1	—	—	—	—
—	—	—	A 4	A 1	A 1	A 4	A 1	A 6
—	—	—	A 2	—	—	A 3	A 1	A 9
—	—	—	—	—	—	—	A 1	A 9
—	—	—	A 2	A 8	—	A 3	—	A 7
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	A 5	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	A 2	A 5	—	A 3	—	—
—	—	—	A 2	A 5	—	A 3	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

胆振	(北西部)見	天塩	石狩	後志			国名
(7)	(4)	(4)	(3)	(9)			(郡数)
—	—	—	—	A 2			錫 <small>すず</small>
—	—	—	D 1	—			海馬 <small>うま</small>
A 1	—	A 3	—	—			寄鯨
—	—	—	—	—			若布 <small>わかふ</small>
—	—	—	—	B 1	B 5	A 1	鱈油
—	—	—	—	—			生鮭
—	—	—	—	A 2			鯨 <small>くじら</small>
—	—	—	—	A 1			大鱈 <small>おほま</small>
—	—	—	—	—			生鱈
—	—	—	—	—			鱈油
—	—	—	—	—			鱈粕
—	—	—	—	—			鰈 <small>かほ</small>
A° : 入稼のもの A' : 内書のもの C° : 現品比例および金額併記 B° : 現品比例と現品定額の併記 A'' : 塩引							備
本 庁							考

品 名

(北東部)見	釧路	根室	渡島	後志	胆振	渡島	十勝	日高
(4)			(4)	(8)	(1)	(3)	(1)	(9)
—	—	—	A ₄	A ₅	—	A ₂	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	A ₄	—	—	A ₂	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	A ₂	A ₁	A ₁ ^o	A ₃	—	—
—	—	—	A ₂	—	—	—	—	—
—	A' ₁	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
A' ₁	—	A' ₁	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	A ₁	—	—	—	—
—	—	—	—	A ₃	—	A ₁	—	—
A : 現品比例 B : 現品定額 C : 金納 (代納) D : 金納 (その他) E : 鑑札あたり現品納 F : その他								
根室支庁			函館支庁			札幌		

表4 明治二十一年函館支庁管内海産税則の状況(出典：法規分類大全)

鮒				鱈						生鮓		品名	
渡島				渡島			後志		渡島	渡島	國名	郡名	旧税則
茅部	亀田	福島	津軽	亀田	爾志	松山	上磯	奥尻	久遠	茅部	上磯	亀田	
無税	無税	網一投ニ付 金三円		無税	無税			取獲一人一人ニ付五貫目現品納		金一円二十九銭ヨリ 金十円マテ 金納	網一投ニ付 金三円		旧税則
取獲高現品一割五分	無税	取獲高現品一割五分		無税	取獲高現品二割						取獲高現品一割	開拓使函館支庁布達 十一年四月十九日 第三十五号	
—	開拓使函館支庁布達 十一年十月二十四日 第二百四号 取獲高現品一割五分			函館支庁布達 十一年十月二十四日 第二百四号 取獲高現品二割			—						その後の改正(本年分より適用)

鮭		鱒						鮭							
後志		渡島		胆振	渡島			渡島							
奥尻	久遠	亀田	茅部	山越	津軽	上磯・ 福島	爾志	桧山	茅部	爾志	桧山	津軽	福島	上磯	亀田
取獲一人ニ付三十枚現品納		無税		無税			網一投ニ付 金一円ヨリ 金三円マテ		無税						
取獲高現品二割		無税		取獲高現品一割五分			取獲高現品一割五分		取獲高現品二割						
—		十一年十月二十四日 函館支庁布達第百二号 取獲高現品一割五分		—			—		—						

昆布		鮪			鯡				品名			
後志	渡島		渡島			渡島				国名		
島牧	茅部	上磯	亀田	茅部	福島	津軽	亀田	爾志	桧山	茅部	上磯	郡名
取獲人一人ニ付テ 十貫目ヨリ 二十貫目マ 納現品	取獲高ノ五分ニ付一円 二十九銭ヨリ 金二十二円五十銭マテ 金納	稼船一艘ニ付金八銭八厘三毛		無税	網一投ニ付 金三円	無税	無税				旧 税 則	
取獲高現品二割			無税	取獲高現品一割五分	無税	取獲高現品二割				開拓使函館支庁布達 十一年四月十九日 第三十五号		
—			開拓使函館支庁布達 十一年十月二十四日 第百二十四号 取獲高現品一割五分	—	十一年十月二十四日 函館支庁布達第百二号 取獲高現品二割	—				その後の改正（本年分より適用）		

干鮑			煎海鼠										若布			
後志			後志	渡島	胆振	渡島		後志						渡島		
壽都	歌棄	磯谷	太櫓	茅部	山越	上磯	龜田	瀬棚	奥尻	久遠	島牧	磯谷	歌棄	壽都	上磯	龜田
取獲人一人ニ付 五百目ヨリ 五貫目マテ 現品納			無税		無税		取獲人一人ニ付 七百五十目ヨリ 四貫目マテ 現品納						無税			
取獲高現品二割			無税		取獲高現品二割		取獲高現品二割						取獲高現品一割			
一			十一年十月二十四日 函館支庁布達第百二号		一		一						一			
			取獲高現品二割													

鯛			帆立身			帆立貝	干鮑					品名	
渡島	渡島	後志	後志	渡島	後志	後志	後志					国名	
龜田	上磯	奥尻	久遠	奥尻		島久遠	奥尻	瀬棚	太櫓	奥尻	久遠	島牧	郡名
無税	無税	取獲人一人ニ付 九把ヨリ 十七把マテ 納現品	無税	無税	取獲人一人ニ付 百三十個 ヨリ千個 現品納	取獲人一人ニ付 五個 現品納	取獲人一人ニ付 五百目ヨリ 五貫目マテ 納現品					旧税則	
無税	取獲高現品二割	取獲高現品二割	無税	取獲高現品二割	取獲高現品二割	取獲高現品二割	取獲高現品二割					開拓使函館支庁布達 十一年四月十九日 第三十五号	
開拓使函館支庁布達 十一年十月七日 現品二割	—	—	開拓使函館支達 十一年十月二十四日 品二割 取獲高現	—	—	—	—					その後の改正（本年分より適用）	

漁 獵		鮭ノ粘		鰯ノ粘				雜魚ノ粘							
渡 島		渡 島		渡 島				渡 島							
津 輕	茅 部	上 磯	龜 田	爾 志	桧 山	上 磯	龜 田	爾 志	桧 山	上 磯	龜 田	爾 志	桧 山		
金百五十六円マテ		無 税		網一投ニ付 金一円ヨリ 金四円マテ				無 税				網一投ニ付 金五十銭			
取納セシムル故重税 スニ付此金納税則ヲ廢		無 税		取獲高現品一割五分				無 税				取獲高現品一割五分			
		開拓使函 支庁布達 二十一年十月 二十四日 第二百四号		—				開拓使函 支庁布達 二十一年十月 二十四日 第二百四号				—			
		取獲高 現品一 割						取獲高 現品五 分							

昆布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
細布	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩布	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遊布	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区分		「開拓事業報告書第5篇」(明治13年当時) 海産税											北海道水産 税 則			
品名	本・支庁名	札 幌					函 館 支 庁					根 室 支 庁	千島	税 則		
		後志	石狩	天塩	北見	胆振	日高	十勝	渡島	後志	胆振	根室			釧路	北見
銀杏草		×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
鱈		○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
鱒		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
魚油		×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表 6 「大日本租税志」巻二十一にみる「海産税」等の出現状況

明 治	漁 税	産 物 税	海 産 税	そ の 他	記 事 総 数
3	1	1	—	3	5
4	1	—	—	1	2
5	2	—	—	1	3
6	—	—	—	1	2
7	—	—	—	3	3
8	—	—	1	—	1
9	—	—	—	—	—
10	—	—	5	—	5
11	—	—	1	2	3
12	—	—	—	1	1
13	—	—	—	2	2
計	4	1	8	13	26

表7 三県一局時代の租税体制

管轄 (明治十六年)	県名		廃止				
	函館県	札幌県					
渡島国 〓 函館区、亀田(郡) 茅部、上磯、松前、桧山、 後志国 〓 岩内(郡) 古宇、積丹、 美国、古平、余市、忍 北見国 〓 紋別(郡) 常呂、網走、 斜里	改 (明治一八、三) 〓 総務、賦課、収納、地方税、 検税の五係に改正。	正 (明治一七、九) 〓 整理、地租、水産税、 雑税、収納、地方税の 六係に改正。	初当 租税課 〓 国税、出港税、 地方税、 雑務の各係	函館県 明治一五、三、一六 (二五、二、八公布)	札幌県 明治一五、三、一六 (二五、二、八公布)	根室県 明治一五、四、一 (二五、二、八公布)	
	(明治一八、三) 〓 庶務、賦課、収納、地方税、 検税の五係に改正。	(明治一七、八) 〓 庶務、地租、水産税、 雑税、収納、地方税、 検税の七係に改正。	(明治一七、六) 収税課 〓 租税課当時と同じ二係。	租税課 〓 徴税、地券の二係	明治一九、一、二六	明治一九、一、二六	明治一九、一、二六
			(明治一七、六) 収税課 〓 不明	租税課 〓 国税、地方税、 出港税の 各係。	明治一九、一、二六	明治一九、一、二六	明治一九、一、二六

租税関係(国) 県庁所在地	管轄 (明治十六年) 函館区	函館区	函館区 函館 胆振国 〓 久遠、奥尻、太櫓、瀬棚、島牧、寿都、歌棄、磯谷 胆振国 〓 山越	札幌区	札幌区 札幌 胆振国 〓 路、高島、小樽、虻田、有珠、室蘭、幌別、白老、勇払、千歳 石狩国 〓 札幌区、札幌、夕張、石狩、厚田、浜益、樺戸、空知、雨竜、上川 天塩国 〓 増毛、留萌、苫前、天塩、中川、上川 十勝国 〓 十勝、中川、河東、上川、河西、当縁、広尾 日高国 〓 沙流、新冠、静内、三石、浦河、様似、幌泉 北見国 〓 宗谷、枝幸、利尻、礼文	根室区	根室区 根室 根室国 〓 根室、野付、標津、目梨、花咲、国後、色丹、得撫、紗那、択捉、薬取、振別 釧路国 〓 厚岸、川上、阿寒、釧路、白糠、足寄
------------------	----------------------	-----	--	-----	---	-----	---

(出典) 「国税北海道七十年のあゆみ」

表 8 地租税率の推移

(単位：%)

年 分	本州・四国・九州			北海道			備 考
	田 畑	市街宅地	郡村宅地	田 畑	市街宅地	郡村宅地	
明治 5	地価の3.0%			未 施 行			明治5年4月「開墾地収税規則」 6. 7 「地租改正條例」 (8. 2 「北海道諸産物税出港税則」) 9. 12 「北海道にも来年より地租施行 (布告)」 10. 1 減租布告 10. 12 「北海道地券発行條例」 13 “海産税”を“北海道物産税”と改称 15. 2 「地租改正報告書」(松方正義), 開拓使廃止 17. 3 「地租條例」 19. 1 北海道庁成立 20. 3 「北海道水産税則」……5% (〃 「所得税法」制定) (〃 「北海道積産物出港税則」廃止) 22. 10 北海道の地租の納期, 全道統一となる 23. 9 「屯田兵土地給与規則」(～39. 4)
7							
8	地価の3.0%			未 施 行			
9							
10	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
11							
12	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
13							
14	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
15							
16	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
17							
18	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
19							
20	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
21							
22	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			
23							
24	地 価 の 2. 5%			地 価 の 1. 0% (開拓地等の免租多し)			

年 分	本州・四国・九州				北 海 道				備 考
	田	畑	市街宅地	農村宅地	田	畑	市街宅地	農村宅地	
明治25	地 価 の 2.5%				地 価 の 1.0% (開拓地等の免税多し)				24.6 「民有土地整理方」
26									
27									29.10 「税務管理局官制」
28									
29									30.4 北海道にも税務署設置
30									
31									34.4 北海道水産税，地方税となる 35.10 税務監督局設置 35~36 沖縄の地租も内地並となる
32	3.3	5.0	3.3						
33									37.4 非常特別税法 38.1 非常特別税法改正 39.4 北海道に地租条例を全面施行 (当分の間1%)
34									
35									39.4 北海道に地租条例を全面施行 (当分の間1%)
36									
37	4.3	8.0	6.0	4.3	2.8	6.5	4.5	2.8	39.4 北海道に地租条例を全面施行 (当分の間1%)
38	5.5	20.0	8.0	5.5	4.0	18.5	6.5	4.0	
39									43.3 北海道の宅地に対する地租，内地並となる(法律2号)
40									
41									43.3 北海道の宅地に対する地租，内地並となる(法律2号)
42									
43	4.7	20.0	8.0						

明治44 大正2 昭和大正 昭和	2.5		2.5		4.0	44.2 八丈島の地租、金納となる 田畑地租減税 大正4～5全道地価均斉作業	
	4.7	5.5	3.4	3.2			
45 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	4.5					昭和大正15年4月～昭和2年12月 土地賃貸価格調査 昭和16.3地租法 (賃貸価格が課税標準となる) 北海道の地租の税率すべて内地並となる	
2 3 4 5 6 7							
	賃 貸 価 格 の 4%						
	賃 貸 価 格 の 3.8%						

年分	本州・四国・九州			北海道			備考
	田	畑	雑地	田	畑	雑地	
昭和8	賃	賃	賃	格	の	3.8%	備考 15.4 地租を田と田以外の二科目にわけて徴収することに改める 16.7 税務監督局は財務局となる 24.6 国税庁設置 財務局より国税局独立
9	賃	賃	賃	格	の	3.8%	
10	賃	賃	賃	格	の	2%	
11	賃	賃	賃	格	の	2%	
12	賃	賃	賃	格	の	3%	
13	賃	賃	賃	格	の	3%	
14	賃	賃	賃	格	の	3%	
15	賃	賃	賃	格	の	3%	
16	賃	賃	賃	格	の	3%	
17	賃	賃	賃	格	の	3%	
18	賃	賃	賃	格	の	3%	
19	賃	賃	賃	格	の	3%	
20	賃	賃	賃	格	の	3%	
21	賃	賃	賃	格	の	4%	
22	賃	賃	賃	格	の	4%	
23	賃	賃	賃	格	の	4%	
24	賃	賃	賃	格	の	4%	
25	昭和25年固定資産税となる						

出典：(1) 内閣記録局編 「法規分類大全」(複製版) 第38巻(明治24年刊、昭和16年復刻)
 (2) 大蔵省主税局 「内国税の税率及び納期に関する沿革摘要——昭和24年1月調」

表9 北海道水産税則の條文の変遷

(出典：法規分類大全 元老院會議筆記)

<p>北海道 水産税法 北海道より上申 明治二十年二月 一・二日上申</p>	<p>北海道 水産税則 大蔵省請議 明治二十年二月 一七日</p>	<p>北海道 水産税則 内閣及び元老院 (明治二十年三月 一八日)三月二四 日での修正</p>	<p>北海道 水産税則 法制局明治二十年 三月二十五日 公布明治二十年三 月二十八日</p>
<p>第一條 北海道水産税ハ水産物ノ價格百分ノ五ヲ以テ定率トシ水産物採取又ハ製造營業人ヨリ其税金ヲ徴取ス</p>	<p>第二條 北海道水産物營業人組合ノ區画ハ北海道廳長官之ヲ定ム 第一條 北海道水産税ハ水産物ノ價格百分ノ五ヲ以テ一年ノ定率トシ其營業人組合ニ賦課スルモノトス</p>	<p>第一條 北海道水産物營業人ハ此税則ニ據リ水産税ヲ納ムヘシ 第二條 北海道廳長官ハ水産税ヲ徴取スル為メ水産物營業人ノ組合ヲ定ムヘシ 第三條 水産税ハ水産物營業人各組合ニ於テ採取又ハ製造シタル水産物價格百分ノ五ヲ以テ其組合ノ定率ト為シ之ヲ組テ二年ノ定率ト為シ之ヲ賦課スルモノトス 合中ノ各營業人ニ配當シテ徴取スルモノトス</p>	<p>第一條 北海道水産物營業人ハ此税則ニ從ヒ水産税ヲ納ムヘシ 第二條 北海道廳長官ハ水産税ヲ徴取スル為メ水産物營業人ノ組合ヲ定ムヘシ 第三條 水産税ハ各組合水産物産出高價額百分ノ五ヲ以テ其組合一箇年ノ税額ト為シ之ヲ各營業人ニ賦課スルモノトス</p>
<p>第二條 北海道水産税ヲ徴取スヘキ水産物ハ左ノ種類トス</p>	<p>第三條 本税則ニ於テ水産物ト云フハ左ノ種類トス</p>	<p>第四條 此税則ニ於テ水産物ト云フハ左ノ種類トス</p>	<p>第四條 此税則ニ於テ水産物トハ左ノ種類ヲ云フ 第一類</p>

<p>北海道 水産税法 明治二十年二月 一、二日、上申</p> <p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 生鯨 塩鯨 生鮭 乾鱈 生鮓 塩鮓 乾鮓 乾鮓 昆布 乾河豚 煎海鼠 乾 牡蠣 細布 海馬 乾胴鯨 乾脊割鯨 乾外割 鯨 塩鮭 生鱈 塩鱈 塩 鮓 生鱈 塩鱈 生鮓 乾 鮓 塩鮓 鯨 海扇貝 乾 鮓 塩鮓 鯨 海扇 若布 銀杏 草</p>	<p>北海道 大蔵省請議 明治二十年二月 一七日</p>
<p>北海道 水産税則 明治二十年二月 一七日</p> <p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 塩鯨 生鮓 乾鱈 生鮓 乾鮓 乾鮓 乾河豚 煎海 鼠 乾牡蠣 昆布 細布 海馬 乾胴鯨 乾脊割鯨 乾外割 鯨 塩鮓 生鱈 塩鱈 塩 鮓 生鱈 塩鱈 乾鮓 生 鮓 塩鮓 鯨 海扇貝 乾 鮓 塩鮓 鯨 海扇 若布 銀杏 草</p>	<p>北海道 水産税則 明治二十年三月 一八日、三月二四 日、の修正</p>
<p>北海道 水産税則 内閣及び元老院 明治二十年三月 一八日、三月二四 日、の修正</p> <p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾胴 鯨 乾脊割鯨 乾外割鯨 乾 二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 塩 鮓 生鱈 塩鱈 生鮓 塩 鮓 生鮓 塩鮓 生鱈 塩鱈 乾 鮓 塩鮓 乾鮓 乾鮓 生鮓 乾 鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 鯨 乾鮓 乾鮓 乾鮓 煎海鼠 鯨 乾鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 海扇貝 乾海扇 乾牡蠣 昆布 細布 布海苔 若布 銀杏草 海馬</p>	<p>北海道 水産税則 明治二十年三月 一八日、三月二四 日、の修正</p>
<p>北海道 水産税則 法制局明治二十年 三月二五日 公布明治二十年三 月二八日</p> <p>魚粕 生鯨 乾身缺鯨 乾胴 鯨 乾脊割鯨 乾外割鯨 乾 二ツ割鯨 鯨筋粕 生鮭 塩 鮓 生鱈 塩鱈 生鮓 塩 鮓 生鮓 塩鮓 生鱈 塩鱈 乾 鮓 塩鮓 乾鮓 乾鮓 生鮓 乾 鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 鯨 乾鮓 乾鮓 乾鮓 煎海鼠 鯨 乾鮓 乾鮓 乾鮓 乾鮓 海扇貝 乾海扇 乾牡蠣 昆布 細布 布海苔 若布 銀杏草</p>	<p>北海道 水産税則 明治二十年三月 一八日、三月二四 日、の修正</p>

第四條 本税則ニ於テ水産物
營業人トハ水産物ノ採取人
又ハ水産物ヲ以テ製造品ト
為ス者ヲ云フ

第五條 此税則ニ於テ水産物營
業人トハ水産物ノ採取人又ハ
水産物ヲ以テ製造品ト為ス者
ヲ云フ

第五條 此税則ニ於テ水産物營
業人トハ第四條第一類ノ水産
物ヲ採取スル者又ハ原品ニ勞
力ヲ加ヘテ第四條第二類ノ水
産物ト為ス者ヲ云フ

第三條 水産税ハ明治十五年

ヨリ明治十七年迄三箇年間
水産物採取高又ハ製造高ヲ
平均シ其三箇年平均相庭ヲ
以テ税額ヲ定ム但明治二十
年ヨリ三箇年以上ヲ経過シ
其平均ノ採取高又ハ製造高
及平均相庭ノ不相当ト認ル
トキハ之ヲ改正スルコトア
ルヘシ

第五條 水産税ハ明治十五年

ヨリ同十七年迄三箇年間ニ
係ル水産物採取高又ハ製造
高ヲ平均シ其三箇年間北海
道ニ於テ該税品拂下ヲ為シ
タル代價ヲ平均シテ其組合
ノ税額ヲ定ム但明治二十年
以後三箇年以上ヲ経過シ大
蔵大臣ニ於テ全部又ハ其幾
分ニ就キ既定ノ税額不相当
ナリト認ムルトキハ更ニ既
往三箇年間ノ採取又ハ製造
高并其売買相場ヲ平均シテ
之ヲ改正スヘシ

第六條

〔一額〕〔注一〕

水産税ハ明治十五年リリ同十
七年マテ三箇年間ニ係ル水産
物採取高又ハ製造高ヲ平均シ
其三箇年間北海道ニ於テ該税
品拂下ヲ為シタル代價ヲ平均
シテ其組合ノ税額ヲ
算出スルモノトス
定ム但明治二十年以後三箇
年以上ヲ経過シ大蔵大臣ニ於
テ全部又ハ其幾分ニ就キ既
往三箇年間ノ採取又ハ製造
高并其売買相場ヲ平均シテ之
ヲ改正スヘシ

〔注二〕
北海道ノ
水産物
テ全部又ハ其幾分ニ就キ既

價。ナ。
定ノ税額不相当アリト認ムル
トキハ更ニ既往三箇年間ノ採
取高又ハ製造高并其売買相場
ヲ平均シテ之ヲ改正スヘシ

第六條 水産税ハ明治十五年ヨ

リ同十七年マテ三箇年間水産
物産出高ヲ平均シ其三箇年間
北海道ニ於テ該税品拂下ヲ為
シタル代價ヲ平均シテ價額ヲ
定メ其組合ノ税額ヲ算出スル
モノトス但明治二十年以後三
箇年以上ヲ経過シ大蔵大臣ニ
於テ北海道ノ全部又ハ其幾分
ニ就キ水産物既定ノ價額不相
當ナリト認ムルトキハ更ニ既
往三箇年間ノ産出高并其売買
相場ヲ平均シテ之ヲ改正スヘ
シ

<p>北海道 水産税法 北海道より上申 明治二十年二月 一、二日</p>	<p>第四條 水産物採取又ハ製造ノ營業ヲ為スモノハ水産物ノ營業組合ニ加入シ起業以前其組合収税委員ニ届出ヘシ但廢業モ亦本文ニ同シ</p>
<p>北海道 水産税則 大藏省閣議 明治二十年二月 一、七日</p>	<p>第九條 未製造ノ水産物ヲ製造品ト為ストキハ其製造品ニ就キ又無税品ニ製造スルトキハ其未製造品ニ就キテ課税スヘシ</p> <p>第六條 水産物ノ營業ヲ為サントスル者ハ水産物營業人ノ組合ニ加入スヘシ</p> <p>第七條 北海道廳長官ハ水産物營業人組合中ニ収税委員ヲ置キ其組合ニ係ル収税ノコトヲ擔理セシム</p> <p>第八條 収税委員ハ毎年水産物營業人ノ水産税賦課額ニ</p>
<p>北海道 水産税則 内閣及び元老院 (明治二十年三月 一、八日)三月二、四 日)での修正</p>	<p>〔注1 第二次修正で削除〕 〔注2 第二次修正で追加〕</p> <p>第七條 未製造ノ水産物ヲ製造品ト為ストキハ其製造品ニ就キ又無税品ニ製造スルトキハ其未製造品ニ就キ課税スヘシ</p> <p>第八條 水産物ノ營業ヲ為サントスル者ハ水産物營業人ノ組合ニ加入スヘシ</p> <p>第九條 北海道廳長官ハ水産物營業人組合中ニ収税委員ヲ置キ其組合ニ係ル収税ノ事ヲ擔理セシム但収税委員ニ関スル費用ハ其組合ノ負擔トス</p> <p>第十條 収税委員ハ水産物稅賦</p>
<p>北海道 水産税則 法制局明治二十年 三月二、五日 公布明治二十年三 月二、八日</p>	<p>第七條 第四條第一類ノ水産物ヲ以テ第二類ノ水産物ト為ストキハ第二類ノ水産物ニ就キ課税ス</p> <p>第八條 水産物營業人トナラントスル者ハ水産物營業人ノ組合ニ加入スヘシ</p> <p>第九條 北海道廳長官ハ水産物營業人各組合中ニ収税委員ヲ置キ其組合ニ係ル収税ノ事ヲ擔理セシム但収税委員ニ関スル費用ハ其組合ノ負擔トス</p> <p>第十條 収税委員ハ水産物營業人組合会ヲ開キ組合ノ稅額ニ</p>

對シ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡區長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム但營業人ノ組合會期其他本條ニ關スル手續キハ北海道廳長官之ヲ定ム

課額ニ對シ營業人ノ組合會組合ノ稅額ニ對シヲ開キ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡區長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム但營業人ノ組合會期其他本條ニ關スル手續キハ北海道廳長官之ヲ定ム

第五條 收稅委員ハ郡區長ノ徵稅令書ニ從ヒ其組合水産物採取又ハ製造營業人ヨリ水産稅ヲ徵收シ戶長役場ニ納付スヘシ

第六條 收稅委員ハ其組合水産物採取又ハ製造營業人ニ水産稅不納者アルトキハ戶長ヲ經由シテ郡區長ニ届出ヘシ

第十一條 水産稅ハ營業人各自其納期ニ從ヒ組合收稅委員ニ納ムヘシ
 收稅委員ハ營業人各自ノ税金ヲ徵收シ之ヲ郡區役所ニ納ムヘシ其怠納者アリタルトキハ之ヲ郡區長ニ届出ヘシ

對シ各自ノ負擔スヘキ税金ヲ評決セシメ郡廳長ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム但營業人ノ組合會期其他本條ニ關スル手續キハ北海道廳長官之ヲ定ム

第十一條 水産物營業人ハ納期ニ從ヒ其税金ヲ組合收稅委員ニ納ムヘシ
 收稅委員ハ各營業人ノ税金ヲ徵收シ之ヲ國庫金出納所ニ納ムヘシ
 怠納者アリタルトキハ之ヲ郡區長ニ届出ヘシ

<p>北海道 水産税法 明治二十年二月 一、二日上申</p>	<p>第七條 郡區長ハ前條ノ届出アルトキ其不納者ノ營業ヲ停止シ先ツ現在スル水産物ヲ公賣シ猶不足ナルトキハ營業ニ使用スル水産物採取并製造ノ器具船舶建物海産干場ヲ公賣シテ徴収スヘシ但公賣方ハ明治十年第七十九條公布ニ拠ル</p> <p>第九條 第四條本文ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ採取又ハ製造シタル水産物ハ之ヲ没収ス既ニ売却キタルモノハ其代價ヲ追徴ス</p> <p>第十條 此税法ヲ犯シ罰金ニ處スル者ハ刑法ノ不諭罪及ヒ減輕加重敬罪發免ノ例ヲ用ヒス</p>
<p>北海道 水産稅則 大藏省請議 明治二十年二月 一七日</p>	<p>第十一條 水産稅ヲ怠納スル者ハ其營業ヲ停止シ先ツ其現在スル水産物ヲ公賣シ仍ホ營業ニ使用スル器具船舶建物及海産乾場ヲ公賣スルコトヲ得但公賣ニ関シテハ明治十年第七十九号布告ヲ適用ス</p> <p>第十二條 第八條ノ組合ニ加入セスシテ水産物ノ營業ヲ為シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売却キタル者ハ其代價ヲ追徴ス</p> <p>第十三條 此稅則ヲ犯シタル者ハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス</p>
<p>北海道 水産稅則 内閣及び元老院 (明治二十年三月 一八日)三月二十四 日)での修正</p>	<p>第十二條 郡區長ハ前條ノ届出アルトキハ郡區長ハ其意納者ノ營業ヲ停止シ先ツ其水産物ヲ公賣シ仍ホ營業ニ使用スル器具、船舶、建物及海産乾場ヲ公賣スルコトヲ得但公賣ニ関シテハ明治十年第七十九号布告ヲ適用ス</p> <p>第十三條 第八條ノ組合ニ加入セスシテ水産物ノ營業ヲ為シタル者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売却キタルモノハ其代價ヲ追徴ス</p> <p>第十四條 此稅則ヲ犯シタル者ハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス</p>
<p>北海道 水産稅則 法制局明治二十年 三月二十五日 公布明治二十年三 月二十八日</p>	<p>第十二條 郡區長ハ前條ノ届出アルトキハ其意納者ノ營業ヲ停止シ先ツ其水産物ヲ公賣シ仍ホ營業ニ使用スル器具、船舶、建物及海産乾場ヲ公賣スルコトヲ得但公賣ニ関シテハ明治十年第七十九号布告ヲ適用ス</p> <p>第十三條 第八條ノ組合ニ加入セスシテ水産物ノ營業ヲ為シタル者ハ貳圓以上貳拾圓以下ノ罰金ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売却キタルモノハ其代價ヲ追徴ス</p> <p>第十四條 此稅則ヲ犯シタル者ハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重數罪俱發ノ例ヲ用ヒス</p>

第八條 水産税ノ納期及ヒ此
税法施行ニ関スル細則ハ大
藏大臣之ヲ定ム

附則

第十一條 水産物採取高又ハ
製造高分明ナラスシテ第三
條ニ據リ難キモノハ当分現
収獲高又ハ製造高ニ依リ明
治十五年ヨリ明治十七年迄
三箇年平均相庭ヲ以テ税額
ヲ定ム

第十條 水産物ノ納期及本税
則施行ニ関スル細則ハ大藏
大臣之ヲ定ム

附則

第十四條 従前現品定税ヲ徵
收シ又ハ現品税ヲ徵收セス
若クハ無税ニシテ明治十五
年ヨリ同十七年迄其採取高
又ハ製造高分明ナラス税額
ヲ組合ニ賦課シ難キモノハ
当分營業者各自ノ現採取又
ハ現製造高ニ依リ税金ヲ徵
收スヘシ但組合二十年以後
三箇年ヲ経過シタル上ハ大
藏大臣ニ於テ本税則ニ據リ
組合ニ賦課スルコトアルヘ
シ

第十五條 水産税ノ納期及此税
則施行ニ関スル細則ハ大藏大
臣之ヲ定ム

附則

第十六條 従前現品定税ヲ徵收
シ又ハ現品税ヲ徵收セス若ク
ハ無税ニシテ明治十五年ヨリ
三箇年間ノ
同十七年マテ其採取高又ハ
製造高詳カナラス税額ヲ組合
ニ賦課シ難キモノハ当分其
營業人各自ノ現採取又ハ現
就キ第六條ノ税品拂下
平均代價ヲ以テ價額ヲ
定メ其百分ノ五ヲ

製造高ニ

トシテ

依リ

税金ヲ徵收スヘシ但明治二
十年以後三箇年ヲ経過シタル

第十五條 水産税ノ納期及此税
則施行ニ関スル細則ハ大藏大
臣之ヲ定ム

附則

第十六條 従前現品定税ヲ徵收
シ又ハ現品税ヲ徵收セス若ク
ハ無税ニシテ明治十五年ヨリ
同十七年マテ三箇年間ノ産出
高詳カナラサルモノハ当分其
營業人各自ノ現産出高ニ就キ
第六條ノ税品拂下平均代價ヲ
以テ價額ヲ定メ其百分ノ五ヲ
税金トシテ徵收スヘシ但明治
二十年以後三箇年ヲ経過シタ
ル上ハ大藏大臣ニ於テ本税則
ニ據リ改正スヘシ

<p>北海道 水産税法</p> <p>北海道より上申 明治二十年二月 一二日上申</p>	
<p>北海道 水産税則</p> <p>大蔵省請議 明治二十年二月 一七日</p>	<p>第十五條 第十四條ノ營業者ニ関シ特ニ明文ヲ掲ケサルモノハ本税則第八條ノ税金ニ係ル事項ヲ除クノ外總テ此税則ニ從フヘシ</p> <p>第十六條 第十四條ノ營業者ニシテ其水産物ノ採取又ハ製造高ヲ偽リ脱税ヲ図リタル者ハ脱税高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處シ其現在スル水産物ヲ没ス既ニ売捌キタルモノハ其代價ヲ追徴ス</p>
<p>北海道 水産税則</p> <p>内閣及び元老院 (明治二十年三月 一八日)ノ三月二四 日)での修正</p>	<p>第十七條 第十六條ノ營業者ニ関シ特ニ明文ヲ掲ケサルモノハ本税則第十條ノ税金ニ係ル事項ヲ除クノ外總テ此税則ニ從フヘシ</p> <p>第十八條 第十六條營業人ニシテ其水産物ノ採取又ハ製造高ヲ偽リ脱税ヲ圖リタル者ハ脱税高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売捌キタルモノハ其代價ヲ追徴ス但自首スル者ハ其税金ヲ追徴シ其罪ヲ問ハス</p>
<p>北海道 水産税則</p> <p>法制局明治二十年 三月二五日 公布明治二十年三 月二八日</p>	<p>第十七條 前條ノ營業者ニ関シ特ニ明文ヲ掲ケサルモノ第十條ノ税金ニ係ル事項ヲ除クノ外總テ此税則ニ從フヘシ</p> <p>第十八條 第十六條ノ營業者ニシテ其水産物ノ産出高ヲ偽リ脱税シタル者ハ其脱税高三倍ノ罰金又ハ科料ニ處シ其水産物ヲ没収ス既ニ売捌キタルモノハ其代價ヲ追徴ス但自首スル者ハ其税金ヲ追徴シ其罪ヲ問ハス</p>

第十二條 北海道物産税ニ関
スル従前ノ命令規則ハ本法
施行ノ日ヨリ廢止ス
第十三條 本法ハ明治二十年
四月一日ヨリ施行ス

第十七條 北海道物産税ニ関
スル従前ノ命令規則ハ此税
則施行ノ日ヨリ廢止ス
第十八條 本税則ハ明治二十
年四月一日ヨリ施行ス

第十九條 明治十年八月
十五日 第五十六
号布告同十七年二月
二十日 第四号布告
同年五月
二十日 第十二号布告及従前北
海道物産税ニ関スル命令規則
ハ此税則施行ノ日ヨリ廢止ス
第二十條 此税則ハ明治二十年
四月一日ヨリ施行ス

第十九條 明治十年第五十六号
布告同十七年第四号布告同年
第十二号布告及従前北海道物
産税ニ関スル命令規則此税則
施行ノ日ヨリ廢止ス

表 10 当初の水産物営業者組合の状況 (明治23年2月)

(16-16) 後 志					(6-10) 渡 島					国名					
○古宇	○岩内※	○磯谷	○歌棄	○寿都※	○島牧	○瀬棚	○太櫓	○奥尻	○久遠	爾志	○松前※	○茅部	○上磯	函館※	組合名
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	委員数
二分29号離・4具取間を					に29号分割					二分23号離・5号離(道庁令三)					備考
(4-4) 北見			(6-7) 石 狩										国名		
○網走※	○宗谷※		○苫前	○留萌※	○増毛※	○浜益	○厚田	○石狩※	○小樽※	○忍路	○余市	○古平	○美国	○積丹	組合名
1	1		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	委員数
分25号離・11号離(道庁令四)			二分23号離・5号離(道庁令三)					分25号離・11号離(道庁令四)					備考		
釧路 (2-3)		十勝 (2-2)		日高 (3-5)		(4-4) 胆振								国名	
○厚岸	○釧路※	○十勝※	○広尾	○幌泉	○浦河※	○静内	○勇拂※	○室蘭※	○有珠	○山越※	○利尻	○札文			組合名
2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1			委員数
分離のち霧多布を									分29号離・4号離(道庁令一)					備考	

根室 (3-5)	国名	組合名	23年2月 収税 委員 数	備考
野付 標津 ○根室※			1 2 2	
津・4根室・標 道庁令(二二号)				
千島 (4-5)	国名	組合名	23年2月 収税 委員 数	備考
得撫 ○色丹 ○紗那※			1 1 2 1	
22・2新設 道庁令(一九号)				
計	国名	組合名	23年2月 収税 委員 数	備考
50組合			61人	
10組合増				

出典：「北海道水産税則」（明治三十年八月）（租税資料室蔵）

備考

(1) () は、組合数―収税委員数。

(2) ※は、税務署が設置されている地（かつて設置された地を含む）。

(3) 札文の分割は、明治二十九年北海道庁告示第一八五号より後であり、その他はそれ以前に分離統合された。

(4) ○印は、明治二十三年大蔵省令二十五号により、北海道水産税則附則十六条に該当する組合として指示されている（「法規分類大全」第二編巻十二、四五四頁）。すなわち、「従前現品定税ヲ徴取シ又ハ現品税ヲ徴取セス若クハ無税ニシテ明治十五年ヨリ同十七年マテ三箇年間ノ

産出高詳カナラサルモノ」がある組合である。

表11 北海道水産税の納期・納額割合（明治二十年大蔵省令第六号）

千根 釧 十 日 胆 島 室 路 勝 高 振					北 天 石 後 渡 見 塩 狩 志 島					国 名
第五期	第四期	第三期	第二期	第一期	第五期	第四期	第三期	第二期	第一期	納 期（原則）
翌年三月三十一日限リ	十二月二十八日限リ	十月三十一日限リ	八月三十一日限リ	六月三十日限リ	翌年三月三十一日限リ	十二月二十八日限リ	十月三十一日限リ	八月三十一日限リ	六月三十日限リ	
										納 期（特例）
										從前現品定税ヲ徵收シ又ハ現品税ヲ徵收セス若クハ無税ニシテ明治十五年ヨリ同十七年マテ三箇年ノ間ノ産出高詳カナラサルモノ（但明治二十年以後三箇年ヲ經過シタル場合を除ク。）
										納 額 割 合
百分ノ二十五	百分ノ二十五	百分ノ二十五	百分ノ二十	百分ノ五	百分ノ六	百分ノ七	百分ノ七	百分ノ四十	百分ノ四十	

表12 稅務管理局時代の租稅体制（明治三三年四月現在）

管理局长名	稅務署名	管轄区域
函館館 松前 檜山 寿都	函館稅務署 " " " " " "	函館區、龜田郡、上磯郡、山越郡、茅部郡 松前郡 檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡、太櫓郡 寿都郡、島牧郡、歌棄郡、磯谷郡
札幌稅務署 小樽 岩内 空知 上川 増毛 宗谷 室蘭 浦河	札幌稅務署 " " " " " " " " " " " " " " " "	札幌區、札幌郡、千歳郡、石狩郡、厚田郡、浜益郡 小樽區、小樽郡、高島郡、忍路郡、余市郡、古平郡、美国郡、積丹郡 岩内郡、古宇郡、虻田郡、内俱知安村 空知郡（富良野村ヲ除ク）、夕張郡、雨竜郡、樺戸郡 上川郡（天塩國）、空知郡、内富良野村、上川郡（石狩國） 増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、中川郡、上川郡（天塩國） 宗谷郡、枝幸郡、利尻郡、礼文郡 室蘭郡、有珠郡、虻田郡（俱知安村ヲ除ク）、幌別郡、勇払郡、白老郡 浦河郡、沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、様似郡、幌泉郡
根室稅務署 網走 釧路 河西 紗那	根室稅務署 " " " " " " " "	根室郡、花咲郡、野付郡、標津郡、目梨郡、国後郡、色丹郡、得撫郡、新知郡、占守郡 網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡 釧路郡、白糠郡、足寄郡、阿寒郡、川上郡、厚岸郡 河西郡、河東郡、上川郡、中川郡、十勝郡、当縁郡、広尾郡 紗那郡、振別郡、択捉郡、藥取郡

（備考）1、函館稅務支署 明治三四年十月一日開庁、明治三五年十月三十一日廃止
2、紗那 岩内及松前は、明治三七年四月四日廢庁し、他署に吸収される。

表13 北海道地方税の推移

[単位：円]

年 度	北海道 地方 歳入 総計	道 方 税										うち 国庫補助 ・補給 ・交付金					
		地租割	営業税	雑種税	営業税 附加税	所得税 附加税	戸数割	段別割	水産税	都 市 計 特別税	市 画 税		其 他	計			
(1901)																	
明治34	1,431,412	22,830	27,353	51,765	30,642	—	74,390	36,252	381,720	—	—	—	—	—	624,952	159,008	
35	1,518,515	23,634	30,591	131,479	37,191	—	113,180	30,728	320,942	—	—	—	—	—	687,745	567,832	
36	1,561,832	24,481	31,991	166,834	33,933	—	133,110	42,419	333,444	—	—	—	—	—	765,212	528,505	
37	1,848,374	25,635	31,244	160,284	48,906	—	132,298	52,551	326,707	—	—	—	—	—	777,625	799,624	
38	1,764,260	26,708	32,469	192,902	52,914	—	137,962	59,989	328,521	—	—	—	—	—	831,464	522,850	
39	1,855,577	27,334	38,479	212,678	64,656	—	202,741	80,120	327,778	—	—	—	—	—	970,755	514,522	
40	2,068,957	27,920	40,451	250,654	61,755	—	276,987	122,722	356,719	—	—	—	—	—	20,666	1,157,875	
41	2,351,148	27,042	44,107	207,145	85,040	70,090	383,077	126,820	349,019	—	—	—	—	—	20,917	1,313,258	
42	2,607,352	31,023	46,281	206,598	89,578	42,931	481,330	185,504	343,587	—	—	—	—	—	20,493	1,447,864	
(1910)																	
43	1,958,955	27,447	47,254	221,067	82,816	40,070	458,802	156,944	325,582	—	—	—	—	—	15,368	1,375,350	
44	2,332,184	61,625	61,193	296,351	86,106	43,038	639,859	224,727	310,847	—	—	—	—	—	18,001	1,741,747	
大正 1	2,276,966	31,495	61,725	306,926	98,929	55,121	526,911	213,249	314,919	—	—	—	—	—	19,549	1,628,824	
2	2,690,735	31,616	63,976	314,592	102,956	47,613	538,620	233,242	314,233	—	—	—	—	—	24,858	1,671,701	
3	3,332,784	31,507	66,012	342,631	103,280	49,630	460,578	248,987	315,726	—	—	—	—	—	26,158	1,644,509	
4	2,509,785	32,389	83,661	346,385	77,447	47,653	593,347	289,747	311,534	—	—	—	—	—	27,480	1,809,642	
5	2,807,792	35,468	87,474	382,635	88,092	64,782	623,491	310,066	323,975	—	—	—	—	—	34,015	1,949,998	
6	3,409,818	55,862	211,265	363,777	97,001	111,494	634,826	377,689	280,750	—	—	—	—	—	47,820	2,180,484	

年度	北海道 歳入總計	地方										国庫補助 交付金		
		地租割	營業稅	雜種稅	營業稅 附加稅	所得稅 附加稅	戶數割	段別割	水產稅	市 都 特別稅	其他		計	
大正 7	4,177,364	65,051	294,360	423,784	116,374	141,826	716,333	396,297	269,587	—	74,140	2,497,799	41,429	
8	5,749,580	128,297	368,996	602,913	204,222	274,014	844,159	682,299	308,259	—	104,642	3,417,801	44,738	
(1920) 9	8,442,960	220,391	579,917	1,071,529	379,871	182,204	1,154,112	815,958	360,601	—	99,510	4,864,093	965,212	
10	11,229,683	277,969	472,568	1,652,965	446,098	236,584	1,163,871	775,194	390,016	—	55,327	5,470,592	2,498,908	
11	12,719,568	463,133	456,594	3,265,560	615,017	166,548	1,553,583	—	—	—	57,083	6,577,518	2,266,670	
12	12,765,527	465,214	435,552	2,971,974	648,343	165,258	1,534,559	—	—	30,405	60,545	6,311,850	2,709,934	
13	10,639,030	569,998	418,867	2,948,401	744,090	201,964	1,958,727	—	—	40,813	59,487	6,952,347	1,081,954	
14	12,448,909	684,377	391,044	3,059,682	890,367	241,320	1,849,257	—	—	35,290	60,023	7,211,360	803,883	
昭和 1	13,396,375	694,694	383,191	3,009,431	953,086	211,935	1,835,368	—	—	29,143	64,840	7,181,688	1,375,977	
2	14,234,056	838,997	361,267	2,007,883	763,396	1,025,482	1,245,539	595,120	—	—	68,975	6,906,659	2,348,636	
3	14,862,264	893,938	346,019	2,085,612	937,286	1,415,259	1,261,046	568,858	—	—	71,545	7,579,563	1,972,785	
(1920) 4	13,500,312	931,937	335,243	2,117,532	1,014,689	1,464,214	1,289,934	543,446	—	—	28,203	67,468	7,772,366	1,758,347
5	12,503,030	927,213	300,599	1,731,456	969,157	1,421,491	1,248,034	521,985	—	—	31,989	59,268	7,211,192	1,747,166
6	13,129,490	845,468	253,518	1,530,866	967,047	1,322,328	1,252,460	460,572	—	—	34,267	47,305	6,714,831	1,464,689
7	16,356,316	883,371	204,720	1,443,407	655,380	839,407	1,196,143	309,186	—	—	41,138	45,982	5,619,094	5,863,852
8	18,855,317	1,040,895	197,843	1,543,935	730,728	981,763	1,237,788	482,130	—	—	54,063	57,402	6,326,547	4,716,594
9	14,263,562	1,053,439	203,185	1,652,992	777,581	1,112,761	1,197,057	431,063	—	—	57,251	72,990	6,558,319	3,530,798
10	15,715,299	1,101,275	215,875	1,732,939	790,206	1,294,175	1,282,524	407,720	—	—	70,306	77,362	6,972,382	3,489,995
11	18,251,997	1,251,646	213,923	1,793,767	1,067,361	1,800,944	1,506,655	452,302	—	—	79,320	94,636	8,260,554	2,501,075

年度	北海道 地方総計	ち ち 地 方 税							ちち 国庫補助 ・補給 ・交付金				
		地租割	営業税	雑種税	営業税 附加税	所得税 附加税	戸数割	段別割		水産税	都 市 計 特別税	市 面 計	其 他
昭和12	19,064,885	1,146,400	189,795	1,808,971	1,306,039	2,243,937	1,369,740	909,864	—	84,743	123,470	8,582,959	3,994,336
13	21,407,312	940,839	197,359	1,745,060	1,434,995	2,732,506	1,423,405	237,521	—	92,199	177,926	8,981,810	5,369,076
(199)14	23,508,591	941,139	226,555	1,707,839	1,785,229	3,337,621	1,483,128	233,342	—	100,813	193,559	10,009,225	5,560,008

出典：「新北海道史」第9巻資料3

表14 「開拓使収支統計」にみる北海道の租税収入の変遷

【単位：円，%】

期 年度	北海道 物産税 (D)	船税 (Y)	港 灣 渡 海 開 税 (P)	雑税 (V)	その他 (W)	租税計 (A)	出港税 損失引 等差引 前 (B)	地方税 (C)	合 計 (A + B + C)	備		考 考 考 (注3) D+B+C
										沖ノ口 銭 興 益 の 用 に 充 て る も の (E+F)	充て る も の (E+F)	
明治 2年10月 ～3年9月	(注1)(%) (51.8)											
3年10月 ～4年9月	155,347 (47.1)					12,706	7,285	124,489	299,827	12,706	7,285	56.0
4年10月 ～5年12月	111,407 (80.4)					11,690	5,015	108,412	236,524	11,690	5,015	52.0
6年	305,283 (80.8)					15,569	11,140	47,305	379,297	15,569	11,140	84.5
7年	381,558 (88.9)					19,196	15,761	471,851	471,851	19,196	55,336	84.9
	318,057					17,998	21,094	378,875	378,875	17,998	21,726	88.6

明治 8年1月 ～6月	(80.8) 165,011		1,157	5,185	909	4,846	177,108	8年4月 ～6月 (13.2%) 27,089	204,197	33,431	27,998	%
8年度	(64.8) 342,526	1,224	1,107	956		29,965	375,778	(27.3) 144,382	527,804	147,669	152,026	92.8
9年度	(71.0) 384,583	2,236				26,185	413,004	(22.8) 123,484	541,222	125,720	128,218	94.2
10年度	(69.3) 361,120	3,985				25,868	390,973	(23.8) 124,207	520,355	128,192	129,382	94.0
11年度	(66.9) 509,595	3,345				36,442	549,382	(27.0) 205,938	761,179	209,283	211,797	94.4
12年度	(68.6) 813,416	3,403				48,783	865,602	(25.5) 294,859	1,185,087	298,262	319,485	93.8
13年度	(66.8) 899,086	3,466				52,407	954,959	(25.5) 344,151	1,345,648	347,617	390,689	92.6
14年7月 ～15年1月	(67.9) 817,836	3,313				52,402	873,551	(23.9) 288,844	1,204,194	292,157	330,643	92.1

【備考】 単位：(円未満を切り捨て),

(注) 1 北海道産物の()の数字は、合計中の構成比(%)

2 出港税の()のなかの数字は、合計中の構成比(%)

3 「北海道産物産物及び沖ノロ口銭系」の合計中の構成比(%)

表15 北海道の租税収入調

〔単位：円，％〕

明治	地税・地租	構成比	北海道物産税 北海道水産税		酒税等	所得税	その他	計 (100%)	海關税 (関税)	出港税	合計	北海道 地方税 (除く)
			構成比	構成比								
3年(注1)	4,921	1.7	155,347	54.1	—	—	126,853	287,121	12,706	—	299,827	—
4(注2)	8,346	3.7	111,407	49.5	—	—	105,080	234,839	11,691	—	286,524	—
5	2,990	0.8	305,283	89.9	—	—	55,454	363,727	15,570	—	379,297	—
6	13,563	2.9	381,558	84.2	—	—	57,534	452,655	19,196	—	471,851	—
7	8,449	2.3	318,057	88.1	—	—	34,871	360,877	17,998	—	378,875	—
8(注3)	53	0.0	165,011	95.9	515	—	6,344	171,923	5,185	27,089	204,197	—
8年度	7,828	2.0	342,526	91.3	5,959	—	18,509	374,822	不明	144,382	(520,160)	7,644
9	8,676	2.1	384,583	93.1	5,518	—	14,227	413,004	不明	123,484	(536,488)	4,734
10	9,629	2.6	361,120	92.3	7,925	—	12,299	390,973	不明	124,207	(520,298)	5,175
11	13,624	2.4	509,595	92.7	10,724	—	15,439	549,382	25,592	205,938	780,912	5,859
12	18,754	2.1	813,416	93.9	13,430	—	20,002	865,602	30,210	294,859	1,190,671	24,626
13	22,809	2.3	899,086	94.1	4,812	—	28,252	954,959	35,003	344,151	1,334,113	46,538
14	28,207	3.2	817,836	93.6	5,379	—	22,129	873,551	28,853	311,921	1,214,325	—
15	28,865	3.0	864,711	92.2	10,967	—	33,281	937,324	24,922	246,878	1,208,624	—
16	29,086	4.6	559,194	89.8	20,716	—	13,130	622,126	21,826	185,599	829,551	—
17	30,436	5.1	501,442	85.0	30,387	—	27,644	589,909	18,132	137,919	745,960	58,574
18	29,130	4.5	554,777	87.2	3,479	—	48,708	636,094	25,900	126,027	788,021	58,305
19	33,598	4.7	611,400	87.1	28,703	—	28,240	701,941	33,225	190,284	925,450	55,630
20	34,610	10.7	220,273	68.5	36,793	2,613	27,087	321,376	37,193	—	388,569	56,955
21	19,776	5.6	213,775	62.5	50,312	2,531	58,609	350,003	32,118	—	382,121	65,136
22	35,849	10.6	215,101	63.6	62,540	2,719	21,624	337,833	36,892	—	374,725	49,671
23	25,256	6.5	219,344	57.1	100,292	3,148	35,590	383,630	65,571	—	449,201	不明

24	30,696	7.7	219,086	55.5	109,019	2,870	32,436	394,107	27,874	—	421,981	不明
25	28,064	5.5	303,655	60.5	123,371	2,845	43,484	501,419	24,849	—	526,268	不明
26	28,497	5.7	303,769	61.2	116,104	2,895	44,692	495,957	22,995	—	518,952	76,072
27	28,664	5.2	301,924	55.1	130,850	2,871	82,724	547,033	39,158	—	586,191	79,512
28	29,835	5.5	301,343	56.4	137,894	2,646	61,759	533,477	42,016	—	575,493	82,482
29	29,376	3.5	301,521	36.8	177,045	3,298	307,965	819,205	41,417	—	860,622	82,558
30	29,261	3.2	359,288	39.5	386,488	3,966	129,571	908,574	57,426	—	966,000	74,636
31	29,632	2.9	353,188	34.8	387,125	4,502	238,056	1,012,503	71,499	—	1,084,002	74,395
32	36,954	2.4	357,610	23.8	597,325	160,327	346,323	1,498,539	180,305	—	1,678,844	87,672
33	44,364	2.5	367,962	20.9	776,589	197,109	372,505	1,758,529	319,822	—	2,077,351	94,921
34	46,283	3.0	—	—	919,379	220,230	311,290	1,497,200	224,234	—	1,721,434	624,952

(注1) 3年10月～3年9月、(注2) 3年10月～4年12月、(注3) 8年1月～同年6月

※大蔵省編の資料及び「開拓使収支統計」を優先して使用する。

明治20年度以降の北海道地租は、「明治財政史」第5巻附録「本邦地租収納表」による。

明治15年度～33年度の北海道物産税及び北海道水産税の計数は、「明治財政史」の第6巻773～774頁による。

明治11年以降の漁獲税は、函館税関の収税額(雑収入を含む。)出典：「大蔵省百年史別巻」(昭和44年)

大蔵省「明治大正昭和 国の歳入一覽」

森田右一「わが国における財政制度の近代化(その4)」関東学園大学大学院紀要第6号

「明治財政史」第5・6巻「開拓使事業報告」、「開拓使収支統計」(法規分類大全)、「北海道庁統計年鑑」、「日本帝國統計年鑑」、「新撰北海道史」第9巻

表16 全国の租税収入

〔単位：千円、%〕

	地税・地租	北海道物産税 北海道水産税		酒類税・酒造税 酒税・酒類		所得税	その他	(注3) 海關税 電税・関税		合計 (100%)	備考	
		千円	%	千円	%			千円	%			千円
第1期												
(慶応3.12~明治元.12)	2,009	63.7	[不明]	—	—	—	427	721	22.8	3,157		
(明治2.1~2.9)	3,356	76.3	[不明]	—	—	—	540	503	11.4	4,399		
(2.10~3.9)	8,219	88.1	[155]	—	—	—	457	648	7.3	9,324		
(3.10~4.9)	11,341	88.2	[354]	—	—	—	439	1,072	8.3	12,852		
(4.10~5.12)	20,052	91.8	[62]	16	0.0	—	445	1,332	6.1	21,845		
(5.10~6.12)	60,604	93.2	[381]	961	1.5	—	1,764	1,686	2.6	65,015		
(6.1~7.12)	59,412	91.0	[318]	1,684	2.6	—	2,709	1,498	2.3	65,303		
(7.1~7.12)	67,718	88.5	[165]	1,310	1.7	—	6,463	1,038	1.4	76,529		
(8.1~8.6)												
8年度	50,345	85.0	343	2,556	4.3	—	4,231	1,719	3.0	59,194		
(8.7~9.6)	43,023	83.2	385	1,912	3.7	—	4,422	1,989	3.9	51,731		
9	39,451	82.3	361	3,050	6.4	—	2,702	2,359	4.9	47,923		
10	40,455	78.6	510	5,100	9.9	—	3,069	2,352	4.6	51,486		
11	42,113	75.8	813	6,464	11.6	—	3,499	2,691	4.9	55,580		
12	42,346	76.7	899	5,578	10.1	—	3,815	2,624	4.7	55,262		

明治14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32	地税・地租 千円	北海道財産税・酒類税・酒造税 北海道水産税		酒類税・酒造税 酒税・醬油税		所得税 千円	税 %	その他 千円	〔注3〕消費税 電税・契税		合計 (100%) 千円	備考 北海道水産税則 法
		構成比 (注1)	千円	%	千円				%	千円		
	43,274	70.2	818	1.3	10,703	17.3	—	4,311	2,570	4.2	61,676	
	43,342	64.0	865	1.3	16,377	24.2	—	4,542	2,613	3.9	67,739	
	43,538	64.4	559	0.8	13,813	20.4	—	7,069	2,631	4.0	67,660	
	43,426	64.7	501	0.8	14,097	21.0	—	6,430	2,750	4.1	67,204	
(18.7~19.3)	43,034	81.9	555	1.1	1,080	2.0	—	5,827	2,085	4.0	52,581	
19	43,282	67.2	611	1.0	11,769	18.3	—	5,741	2,990	4.6	64,393	
20	42,152	63.6	220	0.3	13,096	19.8	528	6,153	4,136	6.2	66,285	
21	34,651	53.6	219	0.4	17,091	26.4	1,067	7,131	4,615	7.1	64,774	
22	42,161	59.2	215	0.3	16,468	23.1	1,053	6,669	4,728	6.6	71,294	
23	40,084	60.6	223	0.3	13,942	21.1	1,092	6,381	4,393	6.6	66,115	
24	37,457	58.2	219	0.3	14,719	22.8	1,111	6,377	4,540	7.0	64,423	
25	37,925	56.5	304	0.5	15,846	23.6	1,132	6,969	4,992	7.4	67,168	
26	38,809	55.4	304	0.4	16,671	23.8	1,239	7,857	5,125	7.3	70,005	
27	39,291	55.2	302	0.4	16,169	22.6	1,354	8,416	5,755	8.1	71,287	
28	38,693	51.8	301	0.4	17,790	23.8	1,497	9,631	6,786	9.1	74,698	
29	37,640	49.2	302	0.4	19,486	25.5	1,810	15,799	6,728	8.8	76,388	
30	37,965	39.9	359	0.4	31,120	32.7	2,095	21,324	8,021	8.4	94,913	
31	38,441	39.3	353	0.4	32,980	33.7	2,351	20,645	9,023	9.2	97,629	
32	48,861	38.7	358	0.3	48,927	38.8	4,837	18,827	16,177	12.8	126,035	

	地稅・地租		北海道物產稅		酒類稅・酒造稅		所得稅	其他	(注3) 海關稅		合計 (100%)	備考	
	千円	%	千円	%	千円	%			千円	%			千円
明治33	46,718	34.9	368	0.2	50,294	37.5	6,368	4.7	25,121	17,346	12.9	133,926	
34	46,666	33.4	—	—	58,017	41.5	6,837	4.8	26,338	13,992	10.0	139,575	
35	46,505	30.7	—	—	63,738	42.2	7,461	4.9	31,341	15,888	10.5	151,085	

出典：「大藏省百年史別巻」(昭和44年)

大藏省「明治大正昭和 國の歳入一覽」

森田右一「わが國における財政制度の近代化(その4)」關東学園大学大学院紀要第6号

「明治財政史」第5巻・第6巻

注 (1) 第3期～第8期の物產稅は「開拓使事業統計」「開拓使事業報告」による。期間が一部異なる。

(2) 沖繩県酒類出港稅を除く。

(3) 決算上「海關稅」は明治34年度までであり、その後は「關稅」となる。

表17 北海道関係予算対比（明治33年度，34年度）〔単位：円〕

当 初 予 算		明治33年度 (当 初)	明 治 34 年 度 (当初及び第1回追加)
一	北海道水産税	366,022	—
	北海道地方税	721,086	—
	計	1,087,108	—
般	北海道本庁	1,845,090	602,786
	北海道地方費補給	—	(追) 520,000
	北海道拓殖費	—	(追) 1,253,570
	北海道起業費	500,000	(追) <北海道拓殖費に含む>
	小樽築港費	215,500	(追) <北海道拓殖費に含む>
	北海道航海補助	15,000	(追) <北海道拓殖費に含む>
	北海道庁蚕種検査費	11,524	11,703
	計	2,576,744	2,388,059
	(a - b) = A	△1,489,636	△2,388,059
鉄 道 関 係	北海道鉄道収入 (C)	4,635,468	810,472
	北海道官設鉄道事業費	719,176	955,736
	北海道鉄道施設費	1,000,000	1,000,000
	北海道官設鉄道用品資金	—	50,000
	計 (d)	1,719,176	2,005,736
	(c - d) = B	△1,255,636	△1,195,264
	A + B	△2,745,272	△3,583,323

(注) 1 (追) は第1回追加分

2 「治水予備調査費」「砂金採取取締費」を除く

出典：「法令全書」明治三十三年の二，明治三十四年の二

「明治大正財政史」第19巻

「昭和財政史」第16巻

表18 北海道関係予算（明治43年度，昭和2年度）

その1 明治43年度（明治43年3月25日付官報号外）

歳 出	北 海 道 庁	563,819円
継 続 費 (既定額を含む)	北 海 道 港 湾 費	17,659,836
	北 海 道 道 路 橋 梁 費	9,939,862
	計	27,599,698

その2 昭和2年度（昭和2年3月29日付官報号外）

歳 出	北 海 道 土 人 保 護 救 済 費	43,609円
	北 海 道 拓 殖 費	25,152,900
	北海道十勝岳爆発被害復旧諸費	219,075
	計	25,415,584
継 続 費 (既定額を含む)	北 海 道 土 壤 改 良 費	46,898,276
	北 海 道 治 水 費	76,096,454
	北 海 道 港 湾 費	63,229,120
	計	186,223,850

(注) その他の項目の中にも含まれているかもしれない。

表19 明治34年の水産税の概要

(1) 課税物品・税率 (道庁令四十四号)

第一類	第二類	課税物品	税率
生鰯 生鮭 生鱈 生鰺 生鮪 生鱈 生鮭 生鮪 海馬	魚粕 乾身缺鰯 乾胴鰯 乾脊割鰯 乾外割鰯 練二ツ割鰯 練鰯粕 塩鮭 塩鱈 塩鰯 塩鱈 塩鮪		5.5%
	塩鱈 乾鱈 乾鮎 乾鮓 塩鮓 乾鮓 煎海風 鰯 海扇殻 乾海扇 乾牡蠣 昆布 細布 布海苔 若布 銀杏草		

(備考) 明治三五年道庁令一五号では、課税物品は変りがないが、税率は個々の水産税区・水産税区会に委ねられた。

(2) 納期別・納額割合 (道庁令百十五号)

区域	納額割合	納期				
		一期	二期	三期	四期	五期
渡島国(函館区・亀田郡を除く) 石狩国(石狩郡・札幌郡を除く) 後志国・天塩国・北見国	40%	(7/1~7/31)	(9/1~9/30)	(11/1~11/30)	(翌年1/1~1/31)	(同3/1~3/31)
その他	5%	20%	25%	25%	25%	

表20 大正11年の水産税の概要

種		類											税率適用区分				税率・税額
		免許漁業割 (注一)			漁船割 (注二)			其他ノ免許漁業 鯨、鯨定置漁業 鯨特別漁業 鯨定置漁業 鯨特別漁業 鯨定置漁業 鯨特別漁業					平均年税		一統		長さのより 船に (五段階)
第一種 免許漁業及び旋網漁業 (但シ地先水面専用 漁業ヲ除ク)	第二種 許可漁業、自由漁業 (但シ施網漁業ヲ除ク)	鯨定置漁業			平均年税			一統		一〜九等地		二百四十三円〜十二円		税率・税額			
		鯨特別漁業			平均年税			一統		一〜三等地		三十三円〜五円		税率・税額			
		鯨定置漁業			平均年税			一統		一〜三等地		九十円〜七円五十銭		税率・税額			
		鯨特別漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		六十円〜五円		税率・税額			
		鯨定置漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		四十一円〜五円		税率・税額			
		鯨特別漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜二等地		十一円〜五円		税率・税額			
		鯨定置漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		六十六円〜五円		税率・税額			
		鯨特別漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		四十三円〜二円五十銭		税率・税額			
		鯨定置漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		二百十八円〜七円五十銭		税率・税額			
		鯨特別漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		七円五十銭		税率・税額			
		鯨定置漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		四十三円〜七円		税率・税額			
鯨特別漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		二十一円		税率・税額					
鯨定置漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		十八円五十銭〜二円七十銭		税率・税額					
鯨特別漁業			平均年税			一統又は 漁場		一〜四等地		十二円〜一元五十銭		税率・税額					

第二種
許可漁業、自由漁業
及地先水面専用漁業
(但シ旋網漁業ヲ除ク)

漁具割											漁船割 (注二)			
鮪刺網	機船底曳網	汽船トロール漁	鮪取	昆布採取	海扇取	鳥賊釣	雜刺網	石花菜若布採取	雜漁(注三)	北寄桁網	海鼠取	延繩	流網	空釣縄
年税														
一放	一艘	漁船一艘	一艘											
一〜五等地		船の長さ及 一〜五等地				船の長さにより								
			(五段階)	(五段階)	(五段階)	(二段階)	(三段階)	(三段階)	(三段階)	(五段階)	(五段階)	(三段階)		
十六円〜四銭	五十円	百七十六円	一円	十三円五十銭〜五十銭	十二円〜一円	十八円五十銭〜一円	六円七十銭〜一円三十銭	一円九十銭〜一円	三円二十銭〜一円十銭	二円八十銭〜一円	二円七十銭〜一円	十五円〜一円五十銭	十五円〜一円	三円七十銭〜一円九十銭

第三種 (他人ノ採取シタル原料ヲ買入レ水産物ヲ製造スルモノ)	第二種 許可漁業、自由漁業 及地先水面専用漁業 (但シ旋網漁業ヲ除ク)												
	製品割	漁獲割			漁具割								
		捕	鯨		潜水器漁	雑網	鯨四ツ手網	地曳網 (一定ノ曳上 場ヲ有セザルモノ)	底建網	鮪漕曳網	氷下待網	打瀬網	鯨長刺網
	其ノ他	座長真 頭頭鬚鯨鯨	脊美鯨										
						年税						年税	
	製造価格		一頭ニ付	一台		一統						一放	一統
												一〇五等地	
	千分ノ六	十六円	三十二円	百二十五円	五十五円	一円	十一円	一円九十銭	三円七十銭	三円七十銭	一円	三十六円	十銭
													税率・税額

(注一) 定期課税ニ属スル各個ノ価額ハ区町村会総代人会ニ於テ之ヲ定ム
 (注二) 機船ヲ使用スルモノハ各其ノ本税ノ倍額ヲ賦課ス但シ機船底曳網船ノ長ハ敷ノ内法ヲ計リ六尺ヲ以テ一間トス
 (注三) 雑釣、北寄突、章魚取、蟹取、鯛取、牡蠣取、淡菜取、雲丹取、桜貝取ノ類
 出典：「北海道庁公報」大正十一年四月

表21 昭和2年の漁業税の概要

漁場割	課税標準	課される者	納税地	賦課期日		納期	税率
				鮭定置漁業及鮭特別漁業	その他の免許漁業		
漁船及漁具割	(資料入手できず)	漁業をなす者	漁業根拠地の市町村	許可漁業 四月一日	その他の免許漁業 四月一日	六月五日 六月二五日	(資料入手できず)
漁獲割	(資料入手できず)	漁業をなす者	漁業根拠地の市町村	専用漁業及自由漁業 著業の日 捕獲の日	著業の日	六月五日 六月二五日	(資料入手できず)
従業者割	(資料入手できず) 従業者(直接漁撈又は海藻採取に従事する者)は六十五歳以上の者を控除する。	漁業をなす者	漁業根拠地の市町村	著業の日	著業の日	六月五日 六月二五日	(資料入手できず)
(資料入手できず)							税率

表22 昭和7年の漁業税の概要

漁船割 (漁場割の賦課を受けざる漁業中一鳥賊釣漁業を除く。動力附漁船を用いるもの)										漁場割			種 類
そ の 他	タ ラ バ 蟹 刺 網	旋 網	延 縄	鯷 流 網	鱒 流 網	鮭 流 網	鯖 流 網	機 船 底 曳 網	特 別 漁 業	区 画 漁 業	定 置 漁 業	税 率 適 用 区 分	
季税										季税			税 率 適 用 区 分
一 艘 一〇円	一 艘 四〇円	二 艘 以 上 を 使 用 す る も の 一 艘 毎 二 五 円	一 艘 を 使 用 す る も の 四 〇 円	総トン数より				一 艘	漁場賃貸価格			税 率 ・ 税 額	
				一 種 〜 四 種	一 〜 五 種	一 〜 三 種	一 〜 七 種		賃貸価格三百円以上に着業のとき一〇%				
一〇円〜三〇円										四五円〜一五〇円			七% (最低四円)
一五円〜一〇〇円										一五円〜五〇円			賃貸価格三百円以上に着業のとき一〇%
〇未著業の許可漁業は5割減										特 例			
〇同一人の同一船で2以上の漁業を営む場合、各漁 毎に2割減													

漁具割 (漁場割の賦課を受けざる漁業中——動力附漁船を用いぬもの)						従業者割 (漁業割, 漁船割, 漁具割, 漁獲割の賦課を受けざる者)											
水 下 待 網	打 瀬 網	練 以 外 の 旋 網	練 旋 網	練 刺 網	底 引 網	地 曳 網	そ の 他	鼠 桁 網	海 流 網	空 釣 網	タ ラ バ 蟹 刺 網 、 手 線 網 、 及 藤	昆 布 採 取	海 扇 桁 網	延 縄	鳥 賊 釣		
季税						季税											
/		一〜四等地		一〜四等地		長さにより 一〜三種	/		一〜四等地		一〜三等地		一〜二等地		一〜三等地		
		一 統		一放					従業者一人毎								
一円五〇銭		三六円		一五円		五円〜三〇円		十三銭〜四銭		二円五〇銭〜六円五〇銭		一円八十銭		二円二五銭〜九〇銭 (取付時漁船乗組は2割増)		二円三五銭〜九〇銭	
○未着業の許可漁業—5割減						○15歳未満および六十歳以上は控除する ○女子従業者—5割減 ○同一市町村において2以上の漁業に従事する場合—税率の高いもの1個を賦課											

種	類				税率適用区分		税率・税額		特例			
	鮪	潜底	八割	漁具	一頭	一箇	一	一				
漁獲割	捕鯨	潜水器	底建網	割る動力も 漁場を動かぬ 漁業に用い 具課中を 漁業船	鮪	鮪種により一〜四種	一頭	一箇	一	統	三円五〇銭 五円 七十円 八銭	〇未着業の許可 漁業一割減
備考	<p>〇納期……………漁期の初日。ただし、漁期の定なきものは著業の日</p> <p>〇課税単位……………定置漁業・区画漁業・特別漁業——一漁業権毎</p> <p>許可漁業……………一許可毎</p> <p>その他漁業……………一種類毎</p>											
備	<p>〇漁業税は、定置漁業、区画漁業及特別漁業権者に、その他の漁業については、営利の目的を以て漁業をなす者も賦課される</p>											

表23 昭和十五年の漁業権の概要

課税標準及税率	賦課期日	納期
<p>第一種 漁業権ニ対スルモノ 漁場賃貸価格 百分ノ六</p>	<p>四月一日 ただし一五年分は十月一日 (罾定置ならびに特別漁業を除く)</p>	<p>五月十五日より三十一日限り ただし一五年分は 罾定置ならびに特別漁業以外の 免許漁業 十一月一五日より三十日限り</p>
<p>第二種 漁業権ノ取得ニ対スルモノ 漁場価格 千分ノ十二</p>	<p>申告</p>	

(備考) 漁業権の賃貸価格は、原則として三年に一回改定の予定

表24 沖ノ口口銭の変遷

輸出税	二分口銭, 三分口銭 筒物二分口銭 筒物代価 十勝場所三分口銭	海産物(揚名)・鹿皮・鹿角・鹿爪・蚕種紙・敷さなぎ(くずを含む)…3カ年平均元代相場6% その他産物…時価の66%	船積高の4割を用捨し残余の分の相場代金…4% 米楯以外を再輸出…1%	明治5年2月以降 「海關所規則」	明治8年2月 「北海道諸産物出港税則」	備考
輸入税	出油役, 酒役	その時の元代高(入港時の原価)の1.5%	4割を用捨して残余の分…その時の相場代価の1.5%		明治10年8月から陸海軍用品・酒税も免税	
材木津出役	材木役・流木新役	雑木角・丸太・樫木……1本毎定額		廃止		
合船並びに修葺船役	合船役・作業役	それぞれ船の種類毎に定額 (函館支庁明治3年閏10月合船役を廃止)		廃止		
艀取船役	艀役	船の種類毎に定額		廃止		

<p>税目規則 の税区分</p>	<p>文政元年九月(1818) 沖ノ口番所の役金等</p>	<p>明治2年12月(1869) 税員規則</p>	<p>明治3年12月 海關所規則</p>	<p>明治5年2月以降 「海關所規則」</p>	<p>明治8年2月 北海道諸産物 出港税則</p>	<p>備考</p>
<p>職人役</p>	<p>諸職人役錢・銀治 役錢</p>	<p>諸職人 1人 125文 (小頭は免税。弟子 付の者は3カ年 免税)</p>	<p>廢 止 (函館市中の職人役は明治5年1月より廢止)</p>			
<p>滞在役</p>	<p>旅人入役・旅人越 年役、場所稼方役</p>	<p>男女及び15歳超、 未滿の区分毎…定 額</p>	<p>廢 止</p>			
<p>石役</p>	<p>諸船乗石敷</p>	<p>船幅の段階別に定 額</p>	<p>港役 積高百石に付1貫 文の割合で50石積 以上出港の節取立 てる(原則)。特例 あり</p>	<p>明治7年6月開拓使本庁達・函館支庁 布達 〔碇泊税〕 船の石数により 1艘 1錢~5厘</p>	<p>○港灣碇泊税 ＜内地＞ 明治6年1 月達8号 ○港灣碇泊税 ・常燈料… 明治8年11 月布告 168 号で廢止</p>	
<p>帆形役</p>	<p>帆形役(風待のた めの入港帶船。風 候を待つ諸船)</p>	<p>帆布の段数毎に定 額</p>				
<p>面役</p>		<p>船員数の段階毎に 定額</p>				
<p>常燈料</p>	<p>判錢、常燈錢(樺 抗料)</p>	<p>船一艘につき50文</p>		<p>明治7年6月開拓使本庁達 …… 1艘5錢</p>		
<p>船税</p>	<p>諸船敷役 船役</p>	<p>(不明)</p>	<p>明治3年閏10月 西洋形を除き、百 石につき1両、百</p>	<p>明治5年2月以降百石につき金1両 (年)8年10月以降50石以上の商船税を 取り立てる。</p>	<p>○船税に關する規則＜内地＞ 明治2年12</p>	

船税	諸船徴役 船役	(不明)	石濱以上は横石に 応じる	明治9年7月以降解漁船ならびに海川 小廻船にも課税	月布運船税 率制定の年8 月「船税規 則」 ・明治7年2 月布告
問屋口銭	問屋口銭……代金 高の2分	廃止。ただし、相 手をもって受用は 勝手	相対をもつて受用 致すべし 輸出品……売付相 場の1.5% 輸入品……売付相 場の1% 歩金……相場元代 高の0.5%	廃止	○船税一明治 29年廃止 地域により若 干差がある。

表25 樺太の租税収入(その1) (単位：千円, %, 単位以下四捨五入)

年	度	明治	41	42	43	44	大正	大正	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		40	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
租	戸数	4	5	5	6	16	16	19	20	21	20	25	35	48	73	98	0	0	0	—
税	営業種	24	22	12	15	30	31	34	36	36	66	204	271	302	401	288	271	279	339	370
所	雑種地宅	—	—	4	7	—	—	—	—	—	—	60	94	114	164	263	4	0	—	0
得	地宅地稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	7	7	8	8
稅	所得稅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105	403	173	255	324	356	399	

年 度	明治	40	41	42	43	44	大正 元	大正 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	營業收益税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	258	351	485	525
酒 造 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	56	0	34	72	74	93	188
港 業 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	185	167	133
物 品 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96	69	82	81
計	28	27	21	28	68	65	73	82	78	128	290	400	625	1,041	1,121	1,056	1,423	1,570	1,799	
漁 業 料	652	458	780	738	733	657	683	633	636	561	408	291	276	251	308	302	5	3	—	—
租 税 + 漁 業 料	680	485	801	766	801	722	756	715	714	689	698	691	901	1,292	1,429	1,358	1,428	1,573	1,799	
森 林 収 入 (盛入総額に対する 比率%)	48 (3)	31 (2)	28 (2)	65 (3)	97 (5)	100 (4)	101 (4)	117 (5)	152 (8)	563 (21)	839 (23)	992 (17)	1,013 (13)	1,267 (11)	2,948 (19)	2,264 (11)	2,951 (14)	4,260 (23)	3,973 (18)	

表25 樺太の租税収入(その2)

(単位：千円，%，単位以下四捨五入)

年 度	昭和																				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
租 税	戸数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	營業種別	407	442	4	1	0	0	2	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
租 税	雑種地	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	宅地	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11	12	12	26	
租 税	所得	537	826	379	597	692	396	275	197	240	317	418	944	1,392	2,048	1,875	4,052	4,015	5,898	7,421	
	營業	—	—	242	353	576	308	178	175	392	392	454	924	865	1,408	1,294	1,608	1,822	1,843	1,362	2,463
租 税	酒	630	857	872	979	849	579	549	618	889	1,036	1,093	1,213	1,473	1,746	1,647	2,024	2,283	2,876	12,120	22,944
	出港	146	118	1	0	0	1	0	0	0	1	9	1	58	231	255	563	1,454	48	4	388
租 税	物品	158	177	202	160	115	129	109	79	124	110	124	117	114	137	257	381	436	403	370	388
	その他	73	96	108	161	147	147	118	118	154	175	258	965	2,954	3,815	3,643	4,077	8,619	12,534	15,821	13,609
計	1,965	2,530	1,811	2,260	2,388	1,569	1,241	1,197	1,809	1,980	2,257	3,656	6,512	8,945	9,875	11,726	12,055	39,405	51,992	56,793	
漁業料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
租税+漁業料	1,965	2,530	1,811	2,260	2,388	1,569	1,241	1,197	1,809	1,980	2,257	3,656	6,512	8,945	9,875	11,726	12,055	39,405	51,992	56,793	
森林収入 (輸入総額に対する比率%)	10,943 (49)	9,530 (35)	11,929 (37)	10,422 (32)	9,591 (36)	8,465 (36)	8,005 (35)	11,602 (42)	21,661 (54)	15,210 (35)	19,068 (39)	25,569 (45)	22,874 (35)	61,236 (37)	43,497 (38)	53,371 (36)	49,602 (33)	33,345 (28)	29,083 (16)	39,456 (25)	

参考：(1) 「その他」に含まれる主な税

〔単位：千円〕

年 度	昭 和 13	14	15	16	17	18	19	20
消 費 税	779	524	428	281	223	490	466	658
臨 時 行 為 税	1,425	2,263	1,582	1,307	2,602	2,035	2,672	2,432
入 場 税	11	21	46	106	384	509	1,075	1,219
遊 興 飲 食 税	—	241	799	1,484	4,072	7,643	9,274	6,340
計	2,215	3,049	2,855	3,178	7,281	10,677	13,487	10,649

(2) それ以外にも、各種の収入がある。

北海道関係略年表

年 号	西 曆	事 項	地：地租関係 出：出港税関係
嘉吉 三	一四四三	武田信広、北海道に渡る。	
長祿 元	一四五七	武田信広、蠣崎季繁の養子となり、上之国守護職となる。	
永正 一	一五一四	蠣崎光広、松前之守護職となり、大館を本拠とす。以後、大館で関税を徴収し、その過半を安東尋季に、年々送ることとする。	
天文 一	一五五〇	蠣崎季広、蝦夷地の首長と講和し、夷役を年々送ることとする。原和人地成立。	
天文 一八	一五九一	蠣崎慶広、豊臣秀吉と会見し、「狄之嶋主」の待遇を受ける。	
文祿 二	一五九三	蠣崎慶広及び盛広、豊臣秀吉より朱印状を得る。	
慶長 四	一五九九	蠣崎慶広、徳川家康に臣従し、姓を松前に改める。	
九	一六〇四	松前慶広、徳川家康より対アイヌ交易独占権を公認する黒印状を与えられる。	

元和	三	一六一七	このころ北海道はゴールド・ラッシュ。
寛永	七	一六三〇	沖ノ口番所がおかれる（「開拓使事業報告」による）。
	一〇	一六三三	このころ東在が確定される。
	一二	一六三五	鎖国令
	一六	一六三九	このころ商場知行制の原型ができあがる。
元禄	二〇	一六四三	このころより鷹場所設置。
	二	一六八九	このころ西在が確定される。
	四	一六九一	露清両国ネルチンスク条約を締結。
			松前藩、亀田奉行・松山奉行を設置。
	一〇	一六〇七	この頃商場知行制確立。
享保	一一	一六九八	ロシア、カムチャッカ半島を征服。コリヤーク族にヤサーク（毛皮税）を課す。以後千島列島を南下。
	二	一七一七	露多布に場所開かれる。
	四	一七一九	この頃、場所請負制発生。蝦夷地産魚肥が関西市場に進出を始める。
	一六	一七三一	松前藩和入地の鯨増税。このころ和入地の諸役が大幅に設置されている。
	二〇	一七三五	国後、択捉のアイヌ人、始めて松前に来る。
元文	二	一七三八	松前港に入る本州からの輸入品全部に「人御役」を課することを発令（それまでは入国人員への課税が主）したが、撤回される。
	四	一七三九	この頃までに請負場所制確立。
	五	一七四〇	この頃、魚肥生産が本格化する。
宝暦	四	一七五〇	幕府、長崎俵物に蝦夷地の海産物を加え、幕命により中国輸向け昆布等を長崎に送りはじめる。
	五	一七五四	国後島に場所が開設される。
		一七六八	ロシア、択捉島のアイヌにヤサークを課す。

年号	西暦	事項
明和 安永	八 三	<p>一七七一 択捉島のアイヌ、ロシア人を追い払う。</p> <p>一七七四 飛騨屋、厚岸・霧多布・国後場所の請負権を得る。</p> <p>一七七五 飛騨屋の商船、アイヌに襲われる。</p> <p>一七七八 ヤクソック商人、納沙布に来、通商を求めたが翌年拒否される。</p> <p>一七七九 茅部漁民、蝦夷地出稼料免除などを願う。亀田奉行に強訴。</p>
天明	三 四 五 六 七	<p>一七八三 「赤蝦夷風説考」(工藤新平)</p> <p>一七八四 松平伊豆守、蝦夷地探検を計画、田沼老中に具申。</p> <p>一七八五 東西蝦夷地に、幕府として始めての調査隊を派遣。</p> <p>一七八六 幕府、御試交易を行う。後、蝦夷地探検中止命令。</p>
寛政	元	<p>一七八七 「蝦夷拾遺」(佐藤玄六郎行信)</p> <p>一七八八 弘人ベルーズ、オホーツク海に入る。</p> <p>一七八九 沖ノロ口銭が制度化される。(売買された荷の二分を徴収)</p> <p>一七九〇 松平定信老中首座。</p> <p>一七九一 追鯨(西在小漁民の西蝦夷地出漁)が盛んになる。出漁には江差奉行の許可と役金納入が必要。場所請負人は、出漁者に自己の場所海面での鯨漁承認の代償として漁獲の二割の役鯨を徴収する(二八取り)</p>

国後・目梨でアイヌ人蜂起。松前藩、西在漁民の願いにより大網使用を禁止する。

八月 松前藩は飛騨屋の全場所を没収。

樺太に場所が及ぶ。

幕府は厚岸以東と宗谷に最上徳内らを遣し御救交易を翌年にかけて行う。

寛政	八	一七九二 一七九六	ロシア使節ラクスマン、対日通商を求め根室に来航。翌年拒否される。 夏、高田屋嘉兵衛の持船、箱館に入港。
享和	二	一八〇〇	幕府、蝦夷地に一八〇人へのぼる調査隊を派遣する。蝦夷取締御用掛が置かれる。 幕府は、東蝦夷地と東在を仮直轄し、箱館を拠点とする。津軽、南部両藩にその警備を命じる。直 捌制をしく(東蝦夷地との交流は箱館奉行、西蝦夷地との流通は松前藩により、総括)
文化	元	一八〇四	二月 御用掛を蝦夷奉行(五月に箱館奉行)と改称。
	三	一八〇六	ロシア使節レザノフ、通商を求め長崎に来航。翌年拒否される。
	四	一八〇七	九月 ロシア兵、カラフトを襲撃する。 一二月 「オロシア船と見請候はば、嚴重に打払うべき」旨、全大名に達する。 三月 西蝦夷地、西在を収公。これにより幕府は全道及び樺太を直轄。松前藩を陸奥国梁川に転封 (九千石)
	五	一八〇八	三月 高田屋は蝦夷地回米の任につき、択捉場所はそのまま嘉兵衛に任ず。
	八	一八一二	四月 ロシア兵択捉島を襲う。
	九	一八一三	一〇月 箱館奉行(松前奉行)、福山に移る。
	〇	一八一三	会津藩に樺太、仙台藩に国後、択捉などの警備を命じる。
	一	一八一四	ロシア軍艦艦長ゴローニン、国後島で警備兵に捕らえられ、松前で拘禁。 高田屋嘉兵衛、ロシアの捕虜となる。
	二	一八一三	高田屋嘉兵衛・ゴローニン釈放、幕府直捌制を中止。

年号	西曆	事項
文政元	一八一八	<p>最初の沖ノロ口銭の条文あり。</p> <p>一二月 松前藩に復領</p> <p>「其方儀彼地草創之家柄、數百年之所領ニ候得、ハ、如前之可被返下」 …… 違書は「松前蝦夷地一円」が松前藩領と明記する。</p> <p>松前藩は一〇〇石_二二〇兩の換算で、半分は米、半分は貨幣で支給する擬制的石高制を導入。 このころ場所請負制を入札制とする。</p> <p>高田屋、ロシアとの密貿易の嫌疑で家財没収所払となる。</p> <p>追鯨、増毛に及ぶ。</p> <p>幕府、松前藩に新城建設を命じる。</p> <p>七月 プチャーチン、通商と国境画定を求めて長崎に来る。</p> <p>一二月 日米和親条約——箱館、下田を補給港とする。</p> <p>一二月 箱館奉行を再置し、箱館地方を直轄。</p> <p>一二月 松前城竣工。</p> <p>二月 幕府、松前藩領を除き東在木古内以東、西在乙部以北の地を収公、箱館奉行に支配を命じる。 松前藩には梁川、東根の三万石を与える。</p> <p>三月 仙台、津軽、南部、秋田四藩に蝦夷地警備を命じる。</p> <p>春 乙部から熊石までの漁民が島小牧場所から古平場所までの大網を切断したので、藩は改めて大網を禁止する。(大網騒動)</p> <p>瀬田内場所から厚田場所までの請負人一同からの大網使用公認の申出に対し、箱館奉行は、西在漁民救済のため、大網一統宛三兩の冥加金徴収を条件に許可。</p> <p>出稼和人をより多く蝦夷地に招来するため旅人役を廃止する。</p>
四	一八二一	
三	一八五六	
二	一八五五	
天保二	一八三一	
一	一八四〇	
嘉永二	一八四九	
六	一八五三	
安政元	一八五四	
四	一八五七	

安政	五	一八五八	出稼和人を耕作者として、蝦夷地へ定住させるため、越年役を免除しその地で人別帳を作成。 アメリカなどと通商条約を結ぶ。箱館など外国貿易港となることが決定（翌年開港）。
	六	一八五九	仙台、津軽、南部、秋田及び庄内、会津の六藩に蝦夷地を分知し、周辺の幕領をあわせて警備させた（幕府直轄地縮小） ↓ 「沖ノ口役」を納めぬ直胤が、各藩の分領と本領との間で発生。 桜田門外の変。
万延	元	一八六〇	箱館奉行蝦夷地と和人との関所を廃止し、往来を自由にする。
文久	元	一八六一	準和人地を意味する「村並」（これとともに場所請負廃止）は長万部まで北上。
元治	元	一八六四	六月 山越内関所和人勝手次第通行となる。
慶応	元	一八六五	「村並」小樽内まで進む。
	三	一八六七	五月 幕府の長州再征。 東在一帯に「検地並びに地引網取調」を触れる。
	四	一八六八	一〇月 幕府大政奉還 一二月 王政復古の大号令 戊辰戦争の過程で奥羽諸藩は蝦夷地より撤退
明治	二	一八六九	三月 五箇条の御誓文発布 四月 箱館裁判所設置を決定 閏四月二四日 箱館裁判所を箱館府と改称 五月一日 箱館裁判所五稜郭に開庁 七月一七日 箱館府開設を一般に公示 八月六日 税法、一两年は旧慣による旨布告〔地〕 一〇月 松前藩、館藩に改称 一〇月 幕府脱走軍、五稜郭占領。 九月 〔函館外三箇所に於て船運上ヲ取り立ツ〕。松前藩における西蝦夷地船運上の取立が禁止さ

年号	西暦	事項
明治二	一八六九	<p>れる。</p> <p>一二月 「船税税率制定ノ件」</p> <p>「函館、幌泉、寿都、手宮、海関所規則」</p> <p>一月 松前港にも海関所を開く。</p> <p>「漁獵税の件」——当分の内、漁獵税五分一現品にて相納むべし。</p> <p>二月 函館支庁達「開拓使函館支庁海産物收税方」</p> <p>二月 開拓使より樺太開拓使を分離。</p> <p>四月 「開拓使歩役規則」</p> <p>根室支庁管下従来収むる運上金を廢し歩役を収納する。</p> <p>四月一日 「開拓使諸税収入方」布達「従前ノ通諸税御取立相成候」</p> <p>六月 神田孝平「田租改革建議」〔地〕</p> <p>七月 根室国では、海産税は諸費一二・五%を控除し一〇月限り徴収する。</p> <p>閏一〇月 「開拓使船税徴収方」</p> <p>一二月 「東地御親料規則」布達</p> <p>……移住民取獲産物税則ヲ定メ現品ヲ以テ收税ス。</p> <p>……移住者が新たに開墾する場合、資金を下賜するとともに七年間免租（但、漁業のみを目的として開拓する場合を除く）</p> <p>一二月 「福山・江差両港輸出入処諸品並諸品税ヲ館藩ニ徴シ本使管徴ヲ止ム」</p> <p>海関所規則を改正〔出〕</p> <p>一二月 滞在役↓廢止、石役・面役・帆形役↓港役</p>
三	一八七〇	

明治三	一八七〇	<p>輸入……代価の六割につき一・五%〇・九%を徴取 輸出……代価の六割につき〇・六%〇・二四%を徴取</p> <p>二月 石狩国札幌郡に限り、鮭鱒等漁業税を免じ郡外に輸出を禁ず。</p> <p>三月 「松前、江差港輸出入の物品その管轄に関わらず及び寿部手宮等の点検を経ずして両港に入る者は両港査し、その税金は開拓使に通納せしむ。館藩は徴取のための出先機関となる。</p> <p>三月 (根室国) 野付郡の税則を定め函館場所立相場を以て一〇月限り全納とする。</p> <p>五月 開拓使本庁札幌に移る。</p> <p>七月一四日 廃藩置県——館藩は館県となる。</p> <p>七月二四日 廃藩置県により租税一般の法則にすべきも当年は旧慣による旨の布告〔地〕</p> <p>八月 分類支配廃止——開拓使による北海道の統一支配。樺太開拓使を吸収。</p> <p>八月 「船税規則」公布。</p> <p>八月二八日 穢多非人の称廃止につきこれらの所有地にも地租賦課の布告〔地〕</p> <p>九月九日 館県、弘前県に併合される。</p> <p>九月二七日 弘前県は青森に県庁を移し青森県となり、出張所を福山におく。</p> <p>一〇月八日 旧来由緒による郷土百姓町人の地子免除廃止〔地〕</p> <p>四年末〜五年始 新規漁場持の任命あり。</p> <p>一二月 壬申より三年間外国貿易を除くのほか、海關輸出・輸入の税を免じ港役及び船税のみを徴収する。</p> <p>一月 増毛・留萌・苫前・天塩・枝幸・宗谷・礼尻・礼文及び天売・焼尻に海産税則を定む。 増毛・留萌・苫前及び属島新開漁場……三年間五% 天塩・枝幸……三年間免税</p> <p>一月 釧路国、千島国、根室国標津・目梨郡、北見国斜里・網走・常呂・紋別郡、税則を設ける。 標津・目梨郡・釧路国・千島国……函館港場所立相場で金納</p>
四	一八七二	
五	一八七二	

年号	西暦	事項
明治五	一八七二	<p>斜里・常呂・網走・紋別……松前港場所立相場場で金納 北見国・千島国の新開漁場は本年より三年間免税 大蔵省より東京府に対し地券発行地租納規則を達〔地〕</p> <p>一月 海関所規則改正〔出〕 二月 開拓地収税規則 四月 ……地税（三段階の比例税率）以外に課税せず。物納可 他に税則が定まっている場合は除く。免租の例多し〔地〕</p> <p>七月 根室国花咲・野付郡の海産税につき一二・五%の控除をすることをやめる。 七月四日 地券を全国一般に発行する旨大蔵省達〔地〕 九月二〇日 旧館県管地が開拓使に管轄替えとなる。 海産税一割の徴収を布令</p> <p>九月 布告「地所規則」布達〔地〕 ……居者は七年間、漁浜昆布場五年間免税 従来の貸下地は私有地とする。</p> <p>九月 各郡に出張所を置く。 一〇月 太政官布告三〇四号「北海道土地売貸規則」公布〔地〕 ……低価格売下除租等の方法を定める。 十一月二八日 徴兵告諭〔地〕</p> <p>一月 「港内取締規則」（太政官布告八号） ……碇泊税を徴収し港役を廢止す〔出〕 一月一〇日 徴兵令〔地〕</p>
明治六	一八七三	

明治	六	<p>三月 松山・福島・津軽・爾志四郡の漁税を十分の一とする。</p> <p>四月六月 「松山騒動」</p> <p>五月 松山・福島・津軽・爾志四郡の漁税を三分金納とする。</p> <p>五月 各郡において収税するのを止め、天塩国は留萌支庁で、北見国は宗谷出張所で各々収税。</p> <p>七月二八日 太政官布告二七二号「地租改正條例」北海道には適用なし。</p> <p>七月 北見国四郡海産物一割のところ、七年より三年間見通石数を定め松前立相場により納税</p> <p>七月 函館支庁達「函館支庁海産税額ヲ改ム」一割に戻す。</p> <p>一二月 開拓使に直屬軍創設Ⅱ屯田兵設置Ⅱを太政官決定（実施は七年一〇月）</p> <p>三月 根室支庁布達</p> <p>……漁場並昆布場自費新開の分はその年より二年間現品税を免除する。</p> <p>六月 開拓使本庁達「港内取締規則」</p> <p>一〇月 根室支庁達 根室・花咲の二郡 出産物現品上納を許す。</p> <p>一〇月 開拓使根室支庁漁業税延納者処分方</p> <p>十一月 「国内回漕規則」——函館本庁は八年四月実施</p> <p>二月 開拓使布達四号 漁場ならびに昆布場自費新開の分はその年より五カ年間免税</p> <p>二月 「北海道諸産物出港税則並各港船改所規則」公布〔出〕</p> <p>……諸産物鈹属及穀物麻卵紙生糸器具を除くのほか、各府県下に向い出港するとき出港税として原価の四%を徴す（四月施行）</p> <p>二月 「北海道諸産物出港税収入取締方」</p> <p>二月 開拓使達〔出〕「北海道産物出港税ノ儀ハ管下道路堤防ノ修架又ハ賑貸給與等専ラ人民興益ノ用ニ充ツベシ」</p> <p>二月 「外国形日本船輸出入税未納内外貨物回漕規則」〔出〕</p> <p>二月 「回漕貨物取扱條例」</p>
八	一八七五	
七	一八七四	

年号	西暦	事項
明治八	一八七五	<p>三月 地租改正事務局設置</p> <p>五月 開拓使布達三号「山林荒蕪地払下規則」</p> <p>……家禄奉還資金受取者にして家産営業のため地所の払下を出願せし場合の取扱い</p> <p>五月 日高国海産税につき定税を改め、出産高に応じ現品収税申付かつ昆布税の儀は本年より二割税とす。</p> <p>五月 第四号達</p> <p>……北海道諸税科目八年分ヨリ別記ノ通相定ム但出港税処へ従前ノ通</p> <p>……国税科目に「海産税」あり。ただし、出港税は国税とは別科目</p> <p>五月 樺太千島交換条約</p> <p>八月 開拓使本庁会計局達「開拓使租税勘定帳様式」</p> <p>十一月 郡出張所、郡分所と改称</p> <p>一二月 港湾碇泊税、当分停止（布告は十一月）</p> <p>三月 海産税は一部を廃止すれば他の漁税にも影響するとして従前により収納することを認めらる。</p> <p>九月 「開拓使海産別検査並収税規則」（案）</p> <p>九月 大蔵省出納条例</p> <p>九月 漁場持廃止「地」</p> <p>一二月二八日 太政官布告一六一号「地」</p> <p>……北海道地租は当分「地価百分の一」とし一〇年分より適用。</p> <p>一月四日 地租軽減・歳出節減の詔、減租の布告</p> <p>二月～九月 西南戦争</p>
明治一〇	一八七七	<p>九月 一八七六</p>

四月 開拓使本庁布達「開拓使開産物売買輸出方」

五月 北見国税則を改め、一般現品を課税し且收穫品を検査し税品徴収を了らざれば輸出を許さず。

五月 開拓使「北海道諸税科目八年分ヨリ別記ノ通相定 但出港税処分ハ従前ノ通」

八月 開拓使根室支庁達

「千島国国後郡昆布税額」

「花咲郡収穫昆布検査心得規則」

八月 「北海道諸産物出港税則」改正（九月より施行）〔出〕酒も非課税

九月 開拓使達「開拓使出港税則等取締手続」〔出〕

九月 「十勝国海産税規則」

一二月 開拓使達一五号「北海道地券発行条例」〔地〕

……人民をして土地を所有せしめ地券を發し地租を課すべきものとす。「漁浜昆布場」を

「海産干場」と改称。

一二月 開拓使布達乙二五号「地所ノ区分制限及地券申請証印税收納等ニ關スル条項」……地所を

宅地・耕地・海産干場・山林・牧場と区分

一月 開拓使根室支庁拾昆布煎海風布海苔に税を課す。

三月 「西洋形汽船出港税徴収方」汽船をもつて回漕する場合予め船改所に掲示する原価に従い受

け取るべき地で税を納付することを認める。〔出〕

三月 「開拓使函館支庁管内海産物収税方改正」

四月 「開拓使函館支庁海産物税則改正」

函館管内の海産物の内無税並びに定税金納があつたところ、税則を定め現品課税とする。

四月 「開拓使管内海産物税則」

五月開拓使 布達甲四号 漁場昆布場自費新開の分実地精査の上除税年限を二〜五年さらに延長

六月 開拓使本庁達丙一六号「海産物検査例」

年号	西曆	事項
明治一一	一八七八	<p>七月 開拓使布達乙二二号「開拓使海産物通脱者処分方」</p> <p>一〇月 函館管内で諸海産物無税の各郡にも本庁より課税</p> <p>一〇月 郡区町村編成法（一七号布告）区長、戸長をおく。</p> <p>一二月 「国税金額領収順序」……北海道には収税委員出張所を置かず。</p> <p>二月 開拓使本庁布達甲九号</p> <p>……海産物の内、現品定税あるいは金納税の場合、免許鑑札を受けずに捕獲するものは処罰する。</p> <p>四月 開拓使根室支庁達丙二〇号「海産物検査収税順序」</p> <p>五月 （根室支庁管内）拾い漁業より製出する有税海産物にも同一の税を課す。</p> <p>五月 函館支庁布達「開拓使函館支庁管内鮮ニ税ヲ課ス」</p> <p>五月 開拓使布達乙二二号人民に貸付けてきた海産干場を無償付与。</p> <p>七月 郡区町村編成法</p> <p>九月 「開拓使札幌外四郡内生鮭売買検査手続」</p> <p>一一月 開拓使本庁布達四九号</p> <p>……鮭鱒等河川において漁獲するもの海産税の対象となる。</p> <p>一月 太政官、北海道地租の「徴収期限は收穫の期節に応じ全道一般地租は翌年五月三十一日を以て納期としその間において適宜に収入せん」旨認む。</p> <p>一月 大蔵省達乙七号</p> <p>……予算表式に「北海道物産税」計上</p> <p>三月 開拓使本庁布達甲二六号「生鮭輸出版売者、税金収納方」</p> <p>……納税以前売買輸出のものは、その時々租税課派員へ届出て検査を受くべし。</p>
一一三	一八八〇	

明治一三	一八八〇	五月 開拓使札幌本庁布達「小樽外十一郡海産物検査例」 九月 (根室支庁管内) 海産物の産地において生魚をもって販売する者は現品税割をもってその販売代価の一・一・五%を徴収する。 一月 開拓使根室支庁生鮮税則 二月 開拓使札幌本庁達「生鮮輸送販売者ノ税金収納方」 四月 函館支庁二九号布達「水産物検査并収税例則」 四月 開拓使根室支庁達丙一九号 海産物検査収税順序一部改正 六月三〇日 地租改正事務局閉鎖(地) 二月八日 開拓使が廃止され、函館・札幌・根室の三県が置かれる。これに伴い、屯田兵は陸軍省の管下となる。
一四	一八八一	六月 大蔵省庶四〇九号達「北海道物産税納付順序」 六月 「北海道三県地方税目」 六月 根室県達乙三一・三二号「海産物検査及収税順序」 一月二九日 農商務省内に北海道事業管理局が置かれる(三県一局制) 二月 函館に租税局出張所を置く(一七年五月) 三月 根室県達乙三一号「海産物検査収税順序」 四月 「船税規則」布告一三号 五月 大蔵省乾二〇三号 ……「北海道物産税納付順序」
一五	一八八二	五月 札幌県達「物産税徴収並送納事務取扱例規」 九月 函館県布達「物産税検査徴収例規」 二月 布告「北海道拾昆布帆立身税を徴す」
一六	一八八三	
一七	一八八四	

年 号	西 曆	事 項
明治一七	一八八四	<p>三月一五日 「地租條例」公布</p> <p>四月 根室県甲二一號「物産税徴収規則」</p> <p>四月 根室県丁一九號「物産税検査徴収順序」</p> <p>五月 太政官布告一二號</p> <p>……自今北海道に於いて有税水産物を収獲せんとするものは管轄官庁の許可を受くべく、違 うものは蔽罰</p> <p>五月 根室県達甲三六號「物産税徴収規則一部改正」</p> <p>七月 根室県達三一號「物産税品売捌手続」</p> <p>一月 太政官布告三三號 有税水産物を収獲するものの外水産品を有税品に製造するものは亦出願許 可を受くべし</p> <p>三月 「開拓使収支統計」租税科目に「北海道物産税」計上。別途「出港税」が「地方税」と別に 計上されている。</p> <p>八月 函館県達 函館県物産徴収上入目砂引等の呼称を廢す。</p> <p>一月 北海道庁成立</p> <p>一月 根室県布達甲四號 物産税徴収規則一部改正</p> <p>三月 大蔵省「北海道物産税徴収手続」</p> <p>六月 閣令「北海道土地払下規則」北海道辻地売賃規則廢止及び官有土地の払下に関する規定を整 備〔地〕</p> <p>七月 北海道庁達巳七二號「北海道物産税収納順序」全道統一の規定</p> <p>八月 登記法公布（法律一號）</p> <p>三月 「所得税法」</p>
二〇	一八八七	

明治二〇	一八八七	三月 「北海道諸産物出港税則並各港船改所規則」が廃止（勅令六号）〔出〕。「北海道水産税則」制定
二二	一八八八	四月 大蔵省令六号「北海道水産税則施行細則」納期及納税割合を二に区分。 ……水産物産出価格の五%を税とする。
二二	一八八九	五月 大蔵省令四号 北海道水産税則施行細則改正 六月 法律一八号 有租地及年租地につき免租期間を改正 北海道開墾地として明治二年以降有租地となつた田畑・郡村宅地について二年より三年まで地租及地方税を免除する。現に開墾年期中のものは満期より一〇年免除
二三	一八九〇	六月 閣令二〇号 払下地の免租期間を改正〔地〕 一〇月 北海道地租の納期全道統一となる。 二月 法律一号「北海道水産税則」一部改正 九月 「屯田兵土地給与規則」（法律七九号）屯田兵に一定の土地を給与し服務中及び満期の年より一〇年間免税
二四	一八九一	一〇月 大蔵省令二五号 北海道水産税則施行細則改正〔地〕 一〇月 大蔵省令一二号
二五	一八九二	三月 大蔵省令四号 北海道水産税則施行細則改正 六月 北海道庁訓令四六号 地租の増減土地の交換開墾及荒地その他制裁に関するものの外、地租條例に準拠して土地を整理すべし。〔地〕
二九	一八九六	六月 大蔵省令六号「北海道水産税則施行細則」大改正 一月 大蔵省令一号 奥尻組合に関する特例 三月 法律三三号 船税を廃止し、地方税とする。〔出〕 九月 大蔵省令一一号 奥尻水産営業人組合に関する特例を全道の組合に拡大 一〇月 「税務管理局官制」

年号	西暦	事項
明治三〇	一八九七	四月 北海道にも税務署設置
三一	一八九八	五月 北海道区制・一級町村制・二級町村制公布（勅令一五八〜一六〇号） 三月 「北海道国有未開地處分法」〔地〕 ……本法により売払付与交換したる土地は民有となった年の翌年より二〇年間免税 屯田兵村設置をやめる。〔地〕
三二	一八九九	三月 法律二七号「北海道旧土人保護法」 ……一定の土地を給与し開墾地地租をその間課さない。
三三	一九〇〇	一〇月 北海道区制実施
三四	一九〇一	七月 北海道一級町村制実施 三月 法律三号「北海道地方費法」四月より北海道水産税を廃止、地方税移管。
三五	一九〇二	四月 北海道二級町村制実施 一〇月 税務監督局設置
三七	一九〇四	四月 非常特別税法による増税〔地〕 九月 勅令二〇二号 屯田兵の制度を廃止〔地〕
三八	一九〇五	八月 樺太に民政署開庁
三九	一九〇六	四月 法律四一号 屯田兵土地給与規則を廃止〔地〕
四〇	一九〇七	四月 法律三三号 地租法、北海道にも全部施行される。〔地〕 三月 「樺太庁官制」
四三	一九一〇	三月 法律二号 北海道の宅地二・五％（四四年から）、田畑三・四％その他四％。北海道の宅地、内地並の税率となる。
四四	一九一一	四月 勅令九二号 北海道・沖繩県・鹿児島県大島郡に特別の納期を定める。〔地〕

大正	四	一九一六	全道の地価整齊事業を行う。〔地〕
	五	一九一七	
	七	一九一八	六月 樺太長官陸軍将官併任を解く。
	八	一九一九	八月 「樺太酒類出港税法」
	一	一九二二	北海道庁令三〇号 水産税は外形基準による課税となる。
昭和	六	一九三一	北海道の地租の税率すべて内地並となる。〔地〕
	一五	一九四〇	漁業税が廃止され、漁業権税にかわる。(昭和二十七年まで存続)
	一六	一九四一	税務監督局は財務局となる。〔地〕
	一八	一九四三	樺太を内地に編入する。
	二〇	一九四五	樺太及び南千島、ソ連に占領さる。
	二二	一九四七	地租が地方税となる。〔地〕
	二四	一九四九	財務局より国税局独立。
	二五	一九五〇	地租が固定資産税にかわる。〔地〕

出典：「法規分類大全」(複製版) 第三八巻 「明治財政史」第五巻・第六巻、「明治大正財政史」第六巻、菊地勇夫「幕藩体制と蝦夷地」(雄山閣) 海保領夫「近世の北海道」(教育社) 南鉄藏「改訂北海道総合経済史」(国書刊行会)
 「国税北海道七〇年の歩み」(札幌国税局) 条約局第三課「外地法令制度の概要」

〔補遺〕 樺太の租税制度

(一) 総説

(1) 樺太は、松前藩時代には蝦夷地の一部（北蝦夷地）であり、松前藩により樺太との交易が占有されている。そして、寛政二年（一七九〇）には場所が開かれ、藩主直支配の場所として重要視されていた。⁽¹⁾ 北蝦夷地の請負場所からの運上金は、文政年間には千六十両に達している。

文化四年から文政四年の間及び安政二年以後のカラフトは、幕府の直轄であった。慶応四年には箱館裁判所（まもなく箱館府と改称された後、明治二年七月には開拓使に吸収される。）の官吏が、樺太の楠樵に駐在するようになる。明治二年八月、蝦夷地を北海道とあらため一カ国八六郡を置いたが、北蝦夷地と呼ばれていたカラフトは、別に樺太と公称されることとなった。樺太は原則として開拓使の管轄であるが、明治三年二月から四年八月までは樺太開拓使が別に置かれている。したがって、この時期の租税制度は、北海道のそれと類似している面がある。

ロシアのシベリア進出以来、樺太における日露両国民雑居の状態は長く続いてきた。ようやく、明治八年五月に樺太千島交換条約が締結され日露国境が確定した。これに伴い、樺太は、いったん、日本の領土でなくなったのである。⁽²⁾ 南樺太が、ポーツマス条約によって日本領に復帰したのに伴ない、明治四十年に樺太庁が開設された。樺太は、七支庁二出張所、ついで一市八支庁にわけられ、北海道に準じた町村制度が施行されたが、その自主度は弱かった。⁽³⁾ 昭和一八年四月樺太は内地に編入され内地と一体化されたが、第二次世界大戦後にソ連に占領されている。

明治三八年七月樺太再進出当初、樺太における諸般の経費は、日露戦役に関する臨時軍事特別会計により支出された。日露戦役終結後の明治四十年三月二十日法律第十八号をもって樺太庁特別会計法が公布され、以後、樺太庁の会計は、その歳入及一般会計よりの補充金を以てその歳出に充つることとなった。⁽⁴⁾

それは、北海道が国の会計の一部でありながら、地方税とまかなう部分と一体となつて運用されるのと異なり、独立性が明確であつた。また、北海道以上に、管下の市町村の財政基盤が脆弱で、自治体としての固有任務を遂行するうえに必要な経費をまかなう能力が備わっていないばかりか、自治体業務の主要部分を樺太庁が代行していた。⁽⁵⁾

樺太には一般会計からの補充金が明治四十年から昭和九年まで支出されているが、補充金に対する依存度は低かつた。補充金が三百十万円と最高額を受け入れた昭和四年度でも、それ以上の歳入余剰金があつた。⁽⁶⁾ 樺太の財政が森林収入を主軸としていたためであるが、北海道が長期間にわたり中央からの資金導入及び税制整備に心がけると正反対である。大正初期まで、漁業料及漁業税が樺太の最大財源であつた。

(3) 新領土となつた地域、すなわち、いわゆる外地に対する統治の基礎法について、大日本帝国憲法下では何ら成文法が設けられなかつた。そこで、大日本帝国憲法の定める通常の立法手続で定立される法域とは別に、新領域の特殊事情によく適合するような法律を施行しうる体制が定められることとなつた。⁽⁷⁾ ここでは、外地には内地の法律は原則として施行されず、法律中のあるものある外地への施行を必要とするときは、法律上一定の方式に従つてその法律に従つて特定の外地に施行されるものであることを明らかにするものとされていた。租税制度についても当然同じ原理が適用された。

樺太は当然外地であり、明治四十年四月一日法律第二五号が、樺太に関する法律制度の基本となつた。樺太におい

て、法律を要する事項で施行すべき法律がないか又は勅令をもって法律を施行することが困難である場合、樺太庁長官には法律にかわるべき命令を制定する権限がなく、必らず新たな法律の制定が必要である。⁽⁸⁾

租税についても、同一税種が内地にない場合、また同一税種がある場合でも課税標準や税率等が内地法と異なる場合には、その法律を施行することはできない。それゆえに、樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律（明治四〇年法律第二一号）や樺太酒類出港税法（大正元年法律第一号）等が制定された。このほか、樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律の委任に基き勅令で樺太所得税等の諸法令が、また閣令（のち拓務省令）として「樺太ニ於ケル租税ノ種類及課率」が制定されている。

(4) 「樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律」（明治四十年法律第二一号）により、樺太において次の租税が賦課徴収されている。

市街地宅地税、所得税、営業収益税、酒造税、漁業税、臨時利得税、相続税、資本利子税、外貨債特別税、法人資本税、北支事件特別税、利益配当税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税、物品税、建築税、遊興飲食税、特別法人税、馬券税、広告税、特別行為税

明治四十年当時の税は、戸数割・営業税・雑種税のみで、その後、創設ないし廃止されたものが多い。⁽⁹⁾

樺太の租税収入の推移は表25のとおりであり、当初は漁業税（漁業権）がトップを占め、その後は、長期にわたって営業税がトップを占めている。所得税がトップを占めた期間は短かった。

内地にあり樺太に設けられなかったものとしては、有価証券移転税がある。狩猟免許税に代わるものとして、狩猟免許料が徴収されている。⁽¹⁰⁾

反対に、樺太には地租が施行されていなかったが、市街地宅地のみ課税される市街地宅地税があった。市街地宅地税は、大正十年法律七号を以て同年四月以降創設されたものであるが（大正十年樺太庁令三十号参照）、地価（官有地の払下価格）を課税標準とし、一級及二級の二本立の税率から成っている。市街地宅地税は、町村をして徴収せしめたが、⁽¹¹⁾ 税収は少なかった。

(5) 昭和十七年十一月拓務省の廃止と同時に樺太は内務省の所管に移り、昭和一八年四月一日に内地行政に編入された。

その際、「税制については急激な負担を来さないよう漸進的に内地行政との統合を図ること」（「樺太内地編入に伴ふ行財政措置要綱」措置5）とされたが、⁽¹²⁾ 所得税にとって影響は大きかった。樺太の所得税は、大正九年七月三十一日公布の所得税法が原型であり、最後まで昭和十五年の所得税大改正が導入されなかった（樺太だけでなく、各外地とも同様である）。すなわち、三種所得税からなる構成が維持され、法人税が独立せず、分類及総合所得税から成る構成が採用されなかった。⁽¹³⁾

本州に存在しない漁業税及樺太酒類出港税については、項を改める。

(二) 漁業税

漁業税は、明治四十年三月勅令九六号「樺太漁業令」が制定されたとき、免許料として漁業料を徴収したのに始まる。漁業料は、大正四～五年頃までは樺太の最大財源であり、明治四二年度には全歳入の四二%を占めていた。そして、大正元年度でも全歳入の二八%を占めていた。⁽¹⁴⁾

大正十二年法律第二一号をもって、漁業料は漁業税として樺太における租税の種目に追加されることになる。大正十二年閣令二号は、免許漁業の定置漁業権者に対し、一漁業権につき百円ならびに生産価格（二年平均）の五％を課している。⁽¹⁵⁾ 大正十四年閣令四号は、漁業権に対する漁業税を、一漁業権につき五十円とする。⁽¹⁶⁾ 昭和二年分からは、免許漁業中の区画漁業及専用漁業が次表の区分で課税され、しかも課税標準の生産価格を二年平均の漁獲価額とした。

漁業区分	一漁業権につき	
専用漁業	組合員の漁獲総価額につき	
定置漁業	二・五%	
区画漁業	三〇円	五・〇%

この漁業税は、大正十一年及昭和二年の北海道庁令による水産税に類似し、さらに簡単にしたように思われる。他方漁業税となつてからは逆に、歳入に占める地位は低下した。

(三) 樺太酒類出港税

樺太では、明治四十年内務省令十二号により、営業税の一種として酒類醸造業者に対する課税が行われていた。単独の酒造税が課されるようになったのは、大正十年法律七号により、樺太における租税の種目として酒造税が追加されてからである。このときは、清酒・濁酒・白酒・味噌・焼酎・麦酒・酒精及酒精含有飲料の製造者に酒造税が課せられている。

したがって、大正十年前には酒造税がかからないことになるが、当時主要農産物である酒類の製造が増加してきた

のに、対処の方法がなく、また、内地産の酒類とも不公平であった。そこで大正元年法律一号でもって、樺太酒類出港税法が制定された。この法律では、焼酎（酒造税法上の焼酎に同じ。）及酒精・酒精含有飲料（酒精及酒精含有飲料税法が適用されるもの。）を、帝国内の他の地に移出するときに、内地の造石税も同一の税率により出港税を課した。後に酒造税法等が樺太に適用されるが、樺太酒類出港税法は残された（課税要件に微妙な差がある。）ものの税収は少なかった。

この税は、北海道諸産物出港税とは異なり、酒税（造石税）の補完税であり、沖縄県酒類出港税と同性格のものである。ただし、樺太酒類出港税は樺太庁支庁が徴収し特別会計に入るのに対し、沖縄県酒類出港税は全国一般会計に入っている。

(四) おわりに

樺太で制定された租税は、経済や社会情勢を反映し、施行月日が遅れたり、内地の法と内容を異にするのが多い。樺太の社会経済情勢を反映しているとともに、北海道の租税行政を追いかけているようでもある。

樺太税制について、法文の念査、決算、運用実績等を具体的に検討すれば、松前藩との連りがうすいだけに、租税国家の発展史の研究に資することになろう。しかし、資料の散逸が惜しい。

(五) 注

- (1) 「海保一」、八九頁。「南一」六四頁・一四二頁。
- (2) 明治八年までのカラフトの歴史については、「明治大正財政史」十九卷九五五〜九五八頁。「明治官制辞典」一二七頁。

- 「海保Ⅰ」。「歴史Ⅰ」。「歴史Ⅱ」。
- (3) 「歴史Ⅰ」、二二八頁。
- (4) 「明治大正財政史」十九卷九六〇～九六一頁。
- (5) 「昭和財政史」十六卷一八八頁。
- (6) 「昭和財政史」十六卷一八九～一九〇頁。
- (7) 条約局第三課「外地法令制度の概要(「外地法誌」第二部)」(以下、「外地法令制度」という)。昭和三年、四頁。以下、全体として参考文献とした。
- (8) 「外地法令制度」一七五頁。
- (9) 「明治大正財政史」十九卷九六三～九六四頁。
- (10) 「昭和財政史」十六卷二六五頁。
- (11) 「明治大正財政史」十九卷一〇二〇～一〇二五頁。「昭和財政史」十六卷二五九～二六三頁。
- (12) 「昭和財政史」十六卷三四一～三四三頁。
- (13) 「昭和財政史」十六卷二四四頁。
- (14) 「昭和財政史」十六卷二六一頁。
- (15) 「明治大正財政史」十九卷一〇七二～一〇七四頁。(イ)生産価額二千円以下なるとき及(ロ)樺太ニ於ケル漁業法施行規則第七條ノ二第一項第二号により免許したる漁業にあっては、免許の年より漁業時期三年を経過せざるときは、生産価額を課税標準とする漁業税は課税されない。大正十二年樺太庁令一三号第六條参照。
- (16) 「明治大正財政史」十九卷一〇七四頁。

(平成二年六月三日。平成三年一月二七日補正)